

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		研究科の設置							
フリガナ 設置者		ガクコホウジン トヨウダイガク 学校法人 東洋大学							
フリガナ 大学の名称		トヨウダイガクダいがクイン 東洋大学大学院 (Toyo University Graduate School)							
大学本部の位置		東京都文京区白山五丁目28番20号							
大学の目的		「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」を建学の精神とし、世界の学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。							
新設学部等の目的		（博士前期課程） 人々が抱えるさまざまな生活問題の中で、社会的支援が必要となる福祉問題に対し、問題解決に向けた政策や実践に関する専門的な知見と実践力を有する人材を養成することを目的とする。特に留学生については、帰国後、社会福祉分野で活躍する指導者となることを念頭においた人材養成を行う。 社会福祉の問題に対する分析力やそれらに対応するために必要な社会資源を創造・開発する能力を習得させることを目的とする。 そのため、本専攻の教員が関わっている学内研究拠点等での実績や、国内外でのフィールド活動を踏まえた教育・指導を行う。 （博士後期課程） 社会福祉に関わる生活課題の問題構造を分析し対応する方途を探索していくための高度な研究・リサーチ能力を有する人材を養成することを目的とする。特に留学生については、帰国後、社会福祉の実務や研究において指導的役割を果たすことを念頭に置いた人材養成を行う。 社会福祉に関する研究・リサーチのための研究方法論を十分に踏まえた研究が行えるような教育プログラムを用意し、社会福祉のより高度な研究方法を身につけることに加え、社会福祉の普遍的な価値を追究する高度な研究成果を国内外に発信できる能力を習得させることを目的とする。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部等】 社会学部社会福祉学科 第14条特例の実施
	社会福祉学研究科 (Graduate School of Social Welfare) 社会福祉学専攻 (Course of Social Welfare)	年	人	年次人	人		年 月 第 年次		
	博士前期課程	2	20	-	40	修士（社会福祉学） 又は 修士（ソーシャルワーク）	平成30年4月 第1年次	東京都文京区白山五丁目28番20号	
	博士後期課程	3	5	-	15	博士（社会福祉学） 又は 博士（ソーシャルワーク）	平成30年4月 第1年次	同上	
計			25	-	55				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		○学部等設置 社会学研究科（平成29年4月届出予定） 福祉社会システム専攻（M）（40） 国際学研究科（平成29年4月届出予定） 国際地域学専攻（M）（30） 国際地域学専攻（D）（15） 国際観光学研究科（平成29年4月届出予定） 国際観光学専攻（M）（30） 国際観光学専攻（D）（9）							

同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)		ライフデザイン学研究科 (平成29年4月届出予定) 生活支援学専攻 (M) (20) 健康スポーツ学専攻 (M) (20) 人間環境デザイン専攻 (M) (20) ヒューマンライフ学専攻 (D) (15) 人間環境デザイン専攻 (D) (12) 総合情報学研究科 (平成29年4月届出予定) 総合情報学専攻 (D) (9) 食環境科学研究科 (平成29年7月届出予定) 食環境科学専攻 (D) (6) ○廃止 文学部 日本文学文化学科 通信教育課程 (廃止) (△1,000) 法学部 法律学科 通信教育課程 (廃止) (△1,000) ※平成30年4月学生募集停止 国際地域学研究科 (廃止) 国際地域学専攻 (M) (△30) 国際観光学専攻 (M) (△20) 国際地域学専攻 (D) (△15) 国際観光学専攻 (D) (△9) ※平成30年4月学生募集停止 福祉社会デザイン研究科 (廃止) 社会福祉学専攻 (M) (△40) 福祉社会システム専攻 (M) (△40) ヒューマンデザイン専攻 (M) (△40) 人間環境デザイン専攻 (M) (△20) 社会福祉学専攻 (D) (△15) ヒューマンデザイン専攻 (D) (△15) 人間環境デザイン専攻 (D) (△12) ※平成30年4月学生募集停止									
		開設する授業科目の総数				卒業要件単位数					
		講義	演習	実験・実習	計						
		社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程	30科目	14科目	0科目	44科目	30単位				
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程	18科目	12科目	0科目	30科目	0単位						
教育課程	新設学部等の名称		開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
	講義	演習	実験・実習	計							
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程	30科目	14科目	0科目	44科目			30単位				
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程	18科目	12科目	0科目	30科目			0単位				
教員組織概要	学 部 等 の 名 称			専任教員等					兼 任 教 員 等	平成29年4月届出 平成29年4月届出 平成29年4月届出 平成29年4月届出 平成29年4月届出 平成29年4月届出 平成29年4月届出 平成29年4月届出 平成29年4月届出 平成29年4月届出 平成29年7月届出予定	
	新設の概要	社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程	教授	准教授	講師	助教	計	助手	8人 (8)		
			5人 (5)	1人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	6人 (6)	0人 (0)	2人 (2)		
			6人 (6)	1人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	7人 (7)	0人 (0)	13人 (13)		
			7人 (7)	2人 (2)	1人 (1)	0人 (0)	10人 (10)	0人 (0)	0人 (0)		
			16人 (16)	3人 (3)	1人 (1)	0人 (0)	20人 (20)	0人 (0)	0人 (0)		
			12人 (12)	2人 (2)	1人 (1)	0人 (0)	15人 (15)	0人 (0)	2人 (3)		
			11人 (10)	8人 (8)	2人 (0)	0人 (0)	21人 (18)	0人 (0)	1人 (0)		
			8人 (8)	4人 (4)	0人 (0)	0人 (0)	12人 (12)	0人 (0)	11人 (11)		
			12人 (14)	5人 (5)	0人 (0)	0人 (0)	17人 (19)	0人 (0)	2人 (1)		
			6人 (6)	6人 (6)	0人 (0)	0人 (0)	12人 (12)	0人 (0)	7人 (6)		
			10人 (11)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	10人 (11)	0人 (0)	2人 (0)		
			6人 (8)	7人 (7)	0人 (0)	0人 (0)	13人 (15)	0人 (0)	0人 (0)		
			4人 (7)	2人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	6人 (8)	0人 (0)	0人 (0)		
			8人 (8)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	10人 (10)	0人 (0)	0人 (0)		
			9人 (9)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	11人 (11)	0人 (0)	0人 (0)		
			計	80 (83)	36 (36)	4 (2)	0 (0)	120 (121)	0 (0)		- (-)

		学 部 等 の 名 称	専任教員等						兼 任 教 員 等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
教 員	既	文学研究科 哲学専攻 (博士前期課程)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	11 (11)
		哲学専攻 (博士後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	3 (3)
組		インド哲学仏教学専攻 (博士前期課程)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	7 (7)
		インド哲学仏教学専攻 (博士後期課程)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	1 (1)
		日本文学文化専攻 (博士前期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	6 (6)
		日本文学文化専攻 (博士後期課程)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	3 (3)
		中国哲学専攻 (博士前期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	7 (7)
		中国哲学専攻 (博士後期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
		英文学専攻 (博士前期課程)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	2 (2)
		英文学専攻 (博士後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
		史学専攻 (博士前期課程)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	2 (2)
		史学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
		教育学専攻 (博士前期課程)	14 (14)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	8 (8)
		教育学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
		英語コミュニケーション専攻 (博士前期課程)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	1 (1)
		英語コミュニケーション専攻 (博士後期課程)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
		社会学研究科 社会学専攻 (博士前期課程)	17 (17)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	10 (10)
		社会学専攻 (博士後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)
		社会心理学専攻 (博士前期課程)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	6 (6)
		社会心理学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		法学研究科 私法学専攻 (博士前期課程)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	16 (16)
の		私法学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)
		公法学専攻 (博士前期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	18 (18)
		公法学専攻 (博士後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)
		経営学研究科 経営学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	4 (4)
		経営学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)
		ビジネス・会計ファイナンス専攻 (博士前期課程)	10 (10)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	50 (50)
		ビジネス・会計ファイナンス専攻 (博士後期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	4 (4)
		マーケティング専攻 (博士前期課程)	8 (8)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	4 (4)
		マーケティング専攻 (博士後期課程)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)
		理工学研究科 生体医工学専攻 (博士前期課程)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	6 (6)
		生体医工学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		応用化学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	13 (13)
		応用化学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		機能システム専攻 (博士前期課程)	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	8 (8)
		機能システム専攻 (博士後期課程)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)
要	分								

教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称		専任教員等						兼 任 教 員 等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	既 設	電気電子情報専攻 (博士前期課程)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	10 (10)	平成29年4月課程変更届出 平成29年7月課程変更届出予定
		電気電子情報専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	
		都市環境デザイン専攻 (博士前期課程)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	5 (5)	
		建築学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	2 (2)	
		建築・都市デザイン専攻 (博士後期課程)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	
		経済学研究科 経済学専攻 (博士前期課程)	19 (19)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	4 (4)	
		経済学専攻 (博士後期課程)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	
		公民連携専攻 (修士課程)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	14 (14)	
		生命科学研究所 生命科学専攻 (博士前期課程)	21 (23)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	27 (29)	0 (0)	2 (2)	
		生命科学専攻 (博士後期課程)	21 (23)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	27 (29)	0 (0)	0 (0)	
		学際・融合科学研究科 バイオ・ナノイェンス融合専攻 (博士前期課程)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	
		バイオ・ナノイェンス融合専攻 (博士後期課程)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	
		総合情報学研究科 総合情報学専攻 (博士前期課程)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	
		食環境科学研究科 食環境科学専攻 (博士前期課程)	14 (14)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	18 (19)	0 (0)	8 (9)	
		情報連携学研究科 情報連携学専攻 (修士課程)	14 (14)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	20 (19)	0 (0)	0 (0)	
		計	289 (291)	73 (73)	2 (2)	0 (0)	362 (364)	0 (0)	- (-)	
	合 計	369 (374)	109 (109)	6 (4)	0 (0)	484 (487)	0 (0)	- (-)		
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計			
	事 務 職 員		365 人 (365)		181 人 (181)		546 人 (546)			
	技 術 職 員		4 (4)		76 (76)		80 (80)			
	図 書 館 専 門 職 員		30 (30)		9 (9)		39 (39)			
	そ の 他 の 職 員		()		8 (8)		8 (8)			
	計		399 (399)		274 (274)		673 (673)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		大学全体	
	校 舎 敷 地	328,615.58㎡	0㎡		0㎡		328,615.58㎡		借用面積	
	運 動 場 用 地	189,576.05㎡	0㎡		0㎡		189,576.05㎡		1,005.61㎡	
	小 計	518,191.63㎡	0㎡		0㎡		518,191.63㎡		借用期間	
	そ の 他	290,230.82㎡	0㎡		0㎡		290,230.82㎡		H11.4.18～H41.4.17	
	合 計	808,422.45㎡	0㎡		0㎡		808,422.45㎡			
校 舎	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		大学全体		
	217,718.73㎡ (217,718.73㎡)	0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		216,338.17㎡ (216,338.17㎡)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体	
	328室	157室	401室		33室 (補助職員27人)		5室 (補助職員0人)			
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数			社会学部と共用		
		社会福祉学研究所 社会福祉学専攻			7 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
	社会福祉学研究所 社会福祉学専攻	1,619,535 [353,557] (1,566,737 [350,403])	17,516 [5,525] (17,516 [5,525])	26,156 [25,519] (26,156 [25,519])	24,441 (23,833)	- (-)	- (-)			
	計	1,619,535 [353,557] (1,566,737 [350,403])	17,516 [5,525] (17,516 [5,525])	26,156 [25,519] (26,156 [25,519])	24441 (23,833)	(-)	(-)			

図書館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体			
		17,211.03㎡		2,746		2,121,775					
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						大学全体	
		21,240.08㎡		野球場1面、サッカー場2面		テニスコート13面、他					
経費の見積り及び維持方法の概要	博士前期課程	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	研究科単位では算出不能なため、学部との合計
			教員1人当り研究費等		527千円	527千円	一千円	一千円	一千円	一千円	
			共 同 研 究 費 等		80,000千円	80,000千円	一千円	一千円	一千円	一千円	大学全体
			図 書 購 入 費	508千円	567千円	632千円	一千円	一千円	一千円	一千円	図書購入費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む。）を含む。
			設 備 購 入 費	549千円	549千円	549千円	一千円	一千円	一千円	一千円	申請研究科全体
		学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		810千円	540千円	一千円	一千円	一千円	一千円	一千円			
	博士後期課程	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	研究科単位では算出不能なため、学部との合計
			教員1人当り研究費等		527千円	527千円	527千円	一千円	一千円	一千円	
			共 同 研 究 費 等		80,000千円	80,000千円	80,000千円	一千円	一千円	一千円	大学全体
			図 書 購 入 費	508千円	567千円	632千円	705千円	一千円	一千円	一千円	図書購入費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む。）を含む。
			設 備 購 入 費	549千円	549千円	549千円	549千円	一千円	一千円	一千円	申請研究科全体
		学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		790千円	520千円	520千円	一千円	一千円	一千円				
	学生納付金以外の維持方法の概要				手数料収入、資産運用収入等ならびに国庫からの補助金収入によって維持を図る。						
既設大学の状況	大 学 の 名 称 東洋大学										
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地		
		年	人	年次人	人		倍				
	大学院修士・博士前期課程										
	文学研究科										
	哲学専攻	2	5	—	10	修士(文学)	1.80	昭和27年度	東京都文京区白山5丁目28番20号		
	インド哲学仏教学専攻	2	4	—	8	修士(文学)	1.12	昭和27年度	同上		
	日本文学文化専攻	2	10	—	20	修士(文学)	0.80	昭和27年度	同上		
	中国哲学専攻	2	4	—	8	修士(文学)	1.00	昭和29年度	同上		
	英文学専攻	2	5	—	10	修士(文学)	0.40	昭和31年度	同上		
	史学専攻	2	6	—	12	修士(文学)	0.33	昭和42年度	同上		
	教育学専攻	2	20	—	40	修士(教育学)	0.25	平成6年度	同上		
	英語コミュニケーション専攻	2	10	—	20	修士(英語コミュニケーション)	0.20	平成16年度	同上		
	社会学研究科										
	社会学専攻	2	10	—	20	修士(社会学)	0.60	昭和34年度	同上		
	社会心理学専攻	2	12	—	24	修士(社会心理学)	0.79	平成16年度	同上		
	法学研究科										
	私法学専攻	2	10	—	20	修士(法学)	0.25	昭和39年度	同上		
	公法学専攻	2	10	—	20	修士(法学)	0.40	昭和51年度	同上		
経営学研究科											
経営学専攻	2	10	—	20	修士(経営学)	1.45	昭和47年度	同上			

既設大学等	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定 員 超過率	開設年度	所 在 地	
既 設	ビジネス・会計 ファイナンス専攻	2	20	—	40	修士(経営学)	0.90	平成18年度	同上	
	マーケティング専攻	2	10	—	20	修士 (マーケティング)	0.45	平成22年度	同上	
	理工学研究科									
	生体医工学専攻	2	18	—	36	修士 (理工学)	0.80	平成26年度	埼玉県川越市大字 鯉井字中野台2100番地	
	応用化学専攻	2	12	—	24	修士 (理工学)	0.70	平成26年度	同上	
	機能システム専攻	2	15	—	30	修士 (理工学)	0.53	平成26年度	同上	
	電気電子情報専攻	2	11	—	22	修士 (理工学)	0.72	平成26年度	同上	
	都市環境デザイン専攻	2	8	—	16	修士(工学)	0.50	平成26年度	同上	
	建築学専攻	2	14	—	28	修士(工学)	0.85	平成26年度	同上	
大 学	工学研究科									平成26年より学生募集 停止
	機能システム専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	
	バイオ・応用化学専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	
	環境・デザイン専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	
	情報システム専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	
	経済学研究科									
	経済学専攻	2	10	—	20	修士(経済学)	1.15	昭和51年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	公民連携専攻	2	30	—	60	修士(経済学)	0.53	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号 東京都千代田区 大手町2丁目2番1号	
	国際地域学研究科									
等	国際地域学専攻	2	15	—	30	修士 (国際地域学)	0.86	平成13年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号
	国際観光学専攻	2	10	—	20	修士 (国際観光学)	0.90	平成17年度	同上	
	生命科学研究科									
	生命科学専攻	2	20	—	40	修士 (生命科学)	1.30	平成13年度	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号	
	福祉社会デザイン研究科									
	社会福祉学専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉学)又は 修士(ソーシャルワーク)	0.32	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	福祉社会システム専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉学)又は 修士(社会学)	0.25	平成18年度	同上	
	ヒューマンデザイン専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉学)又は 修士(健康デザイン学)	0.50	平成18年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号	
	人間環境デザイン専攻	2	10	—	20	修士(人間環境 デザイン学)	0.40	平成21年度	同上	
状	学際・融合科学研究科									平成23年度
	バ・イ・オ・ナ・サイエンス融合専攻	2	12	—	24	修士(バ・イ・オ・ナ サイエンス融合)	0.41	平成23年度	埼玉県川越市大字 鯉井字中野台2100番地	
	総合情報学研究科									
	総合情報学専攻	2	15	—	30	修士(情報学)	0.70	平成28年度	同上	
	食環境科学研究科									
	食環境科学専攻	2	10	—	20	修士(食環境 科学)	1.15	平成28年度	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号	

既	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
設	情報連携学研究科									
	情報連携学専攻	2	20	—	20	修士(情報連携学)	0.15	平成29年度	東京都北区赤羽台1丁目7番11号	
	大学院 博士後期課程									
	文学研究科									
	哲学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.55	昭和43年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	インド哲学仏教学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.77	昭和29年度	同上	
	日本文学文化専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.11	昭和29年度	同上	
	中国哲学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.66	平成11年度	同上	
	英文学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.22	昭和39年度	同上	
	史学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.44	平成11年度	同上	
	教育学専攻	3	4	—	12	博士(教育学)	0.33	平成11年度	同上	
	英語コミュニケーション専攻	3	5	—	15	博士 (英語コミュニケーション)	0.13	平成19年度	同上	
	社会学研究科									
	社会学専攻	3	3	—	9	博士(社会学)	0.22	昭和34年度	同上	
	社会心理学専攻	3	5	—	15	博士 (社会心理学)	0.66	平成18年度	同上	
	法学研究科									
	私法学専攻	3	5	—	15	博士(法学)	0.00	昭和41年度	同上	
	公法学専攻	3	5	—	15	博士(法学)	0.13	平成12年度	同上	
	経営学研究科									
	経営学専攻	3	5	—	15	博士(経営学)	0.20	平成11年度	同上	
の	ビジネス・会計 ファイナンス専攻	3	5	—	15	博士(経営学)または 博士(会計・ファイナンス)	0.40	平成22年度	同上	
	マーケティング専攻	3	3	—	9	博士 (マーケティング)	0.00	平成24年度	同上	
	理工学研究科									
	生体医工学専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.00	平成26年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	平成26年より学生募集 停止
	応用化学専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.00	平成26年度	同上	平成26年より学生募集 停止
	機能システム専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.00	平成26年度	同上	平成26年より学生募集 停止
	電気電子情報専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.22	平成26年度	同上	平成26年より学生募集 停止
	建築・都市デザイン専攻	3	3	—	9	博士(工学)	0.22	平成26年度	同上	平成26年より学生募集 停止
	工学研究科									
	機能システム専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	平成26年より学生募集 停止
	バイオ・応用化学専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募集 停止
	環境・デザイン専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募集 停止
	情報システム専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募集 停止
	経済学研究科									
	経済学専攻	3	3	—	9	博士(経済学)	0.22	昭和53年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
大	大学									
	学									
状	既									
	設									
況	学									
	等									

既	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
設	国際地域学研究科									
	国際地域学専攻	3	5	—	15	博士 (国際地域学)	0.73	平成15年度	同上	
	国際観光学専攻	3	3	—	9	博士 (国際観光学)	0.44	平成23年度	同上	
	生命科学研究科									
	生命科学専攻	3	4	—	12	博士 (生命科学)	0.50	平成15年度	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号	
	福祉社会デザイン研究科									
	社会福祉学専攻	3	5	—	15	博士(社会福祉学)又は 博士(ソーシャルワーク)	1.13	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	ヒューマンデザイン専攻	3	5	—	15	博士(社会福祉学)又は 博士(健康デザイン学)	0.80	平成18年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号	
	人間環境デザイン専攻	3	4	—	12	博士 (人間環境デザイン学)	0.33	平成21年度	同上	
	学際・融合科学研究科									
大	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	3	4	—	12	博士(バイオ・ナノ サイエンス融合)	0.41	平成19年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	
	専門職大学院									
	法務研究科									
	法務専攻(法科大学院)	3	—	—	—	法務博士 (専門職)	—	平成16年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	平成28年より学生募集 停止
	文学部 第1部						1.14			
	哲学科	4	100	—	400	学士(文学)	1.20	昭和24年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	東洋思想文化学科	4	100	—	400	学士(文学)	1.23	平成25年度	同上	
	インド哲学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和24年度	同上	平成25年より学生募集 停止
	中国哲学文学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和24年度	同上	平成25年より学生募集 停止
	日本文学文化学科	4	133	—	723	学士(文学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増(10 人)、平成29年度入学定員減 (67人)
等	英米文学科	4	133	—	519	学士(文学)	1.15	昭和24年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	英語コミュニケーション学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	平成12年度	同上	平成29年より学生募集 停止
	史学科	4	133	—	509	学士(文学)	1.07	昭和24年度	同上	平成27年度入学定員増 (23人)
	教育学科						1.04	昭和39年度	同上	
	教育学科人間発達専攻	4	100	—	360	学士(教育学)	1.09	平成20年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	教育学科初等教育専攻	4	50	—	200	学士(教育学)	0.95	平成20年度	同上	
	国際文化コミュニケーション学科	4	100	—	100	学士(文学)	1.35	平成29年度	同上	
	経済学部 第1部						1.15			
	経済学科	4	250	—	980	学士(経済学)	1.17	昭和25年度	同上	平成27年度入学定員増 (20人)
	国際経済学科	4	183	—	724	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (8人)
の	総合政策学科	4	183	—	719	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	経営学部 第1部						1.13			
	経営学科	4	316	—	1258	学士(経営学)	1.13	昭和41年度	同上	平成27年度入学定員増 (6人)
	マーケティング学科	4	150	—	600	学士(経営学)	1.18	昭和41年度	同上	
	会計ファイナンス学科	4	216	—	858	学士(経営学)	1.10	平成18年度	同上	平成27年度入学定員増 (6人)
状	経済学部 第1部						1.15			
	経済学科	4	250	—	980	学士(経済学)	1.17	昭和25年度	同上	平成27年度入学定員増 (20人)
	国際経済学科	4	183	—	724	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (8人)
	総合政策学科	4	183	—	719	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	経営学部 第1部						1.13			
	経営学科	4	316	—	1258	学士(経営学)	1.13	昭和41年度	同上	平成27年度入学定員増 (6人)
	マーケティング学科	4	150	—	600	学士(経営学)	1.18	昭和41年度	同上	
	会計ファイナンス学科	4	216	—	858	学士(経営学)	1.10	平成18年度	同上	平成27年度入学定員増 (6人)
	経済学部 第1部						1.15			
	経済学科	4	250	—	980	学士(経済学)	1.17	昭和25年度	同上	平成27年度入学定員増 (20人)
況	国際経済学科	4	183	—	724	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (8人)
	総合政策学科	4	183	—	719	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	経営学部 第1部						1.13			
	経営学科	4	316	—	1258	学士(経営学)	1.13	昭和41年度	同上	平成27年度入学定員増 (6人)
	マーケティング学科	4	150	—	600	学士(経営学)	1.18	昭和41年度	同上	
	会計ファイナンス学科	4	216	—	858	学士(経営学)	1.10	平成18年度	同上	平成27年度入学定員増 (6人)
	経済学部 第1部						1.15			
	経済学科	4	250	—	980	学士(経済学)	1.17	昭和25年度	同上	平成27年度入学定員増 (20人)
	国際経済学科	4	183	—	724	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (8人)
	総合政策学科	4	183	—	719	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)

既	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
設	法学部 第1部						1.16			
	法律学科	4	250	—	1000	学士(法学)	1.15	昭和31年度	同上	
	企業法学科	4	250	—	1000	学士(法学)	1.16	昭和40年度	同上	
	社会学部 第1部						1.13			
	社会学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1.14	昭和34年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	社会文化システム学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1.12	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	メディアコミュニケーション学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1.16	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	社会心理学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1.12	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	社会福祉学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1.10	平成4年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	理工学部						1.11			
大	機械工学科	4	180	—	690	学士(理工学)	1.08	昭和36年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	平成27年度入学定員増 (30人)
	生体医工学科	4	113	—	439	学士(理工学)	1.09	平成21年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	電気電子情報工学科	4	113	—	449	学士(理工学)	1.13	昭和36年度	同上	平成27年度入学定員増 (3人)
	応用化学科	4	146	—	558	学士(理工学)	1.09	昭和36年度	同上	平成27年度入学定員増 (26人)
	都市環境デザイン学科	4	113	—	439	学士(工学)	1.10	昭和37年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	建築学科	4	146	—	578	学士(工学)	1.15	昭和37年度	同上	平成27年度入学定員増 (6人)
	国際地域学部						—			
	国際地域学科						—	平成9年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	国際地域学科 国際地域専攻	4	—	—	—	学士 (国際地域学)	—	平成22年度	同上	平成29年より学生募集 停止
	国際地域学科 地域総合専攻	4	—	—	—	学士 (国際地域学)	—	平成22年度	同上	平成29年より学生募集 停止
等	国際観光学科	4	—	—	—	学士 (国際観光学)	—	平成13年度	同上	平成29年より学生募集 停止
	国際学部						1.03			
	グローバル・イノベーション学科	4	100	—	100	学士 (グローバル・イノ ベーション学)	0.99	平成29年度	同上	
	国際地域学科						1.04	平成29年度	同上	
	国際地域学科 国際地域専攻	4	210	—	210	学士 (国際地域学)	1.06	平成29年度	同上	
	国際地域学科 地域総合専攻	4	80	—	80	学士 (国際地域学)	1.00	平成29年度	同上	
	国際観光学部						1.06			
	国際観光学科	4	366	—	366	学士 (国際観光学)	1.06	平成29年度	同上	
	生命科学部						1.06			
	生命科学科	4	113	—	439	学士 (生命科学)	1.05	平成9年度	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号	平成27年度入学定員増 (13人)
の	応用生物科学科	4	113	—	439	学士 (生命科学)	1.07	平成21年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	食環境科学科	4	—	—	—	学士 (生命科学)	—	平成21年度	同上	平成25年より学生募集 停止
	ライフデザイン学部						1.09			
	生活支援学科						1.07	平成17年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号	
	生活支援学科 生活支援学専攻	4	116	—	448	学士 (生活支援学)	1.15	平成21年度	同上	平成27年度入学定員増 (16人)
	生活支援学科 子ども支援学専攻	4	100	—	400	学士 (生活支援学)	1.00	平成21年度	同上	
状										
況										

既設大学等	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定 員 超過率	開設年度	所 在 地	
既設大学等 の 状 況	健康スポーツ学科	4	180	—	690	学士 (健康スポーツ学)	1. 09	平成17年度	同上	平成27年度入学定員増 (30人)
	人間環境デザイン学科	4	160	—	630	学士 (人間環境デザイン学)	1. 12	平成18年度	同上	平成27年度入学定員増 (10人)
	総合情報学部						1. 15			
	総合情報学科	4	260	—	1040	学士(情報学)	1. 15	平成21年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	
	食環境科学部						1. 06			
	食環境科学科						1. 13	平成25年度	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号	
	フードサイエンス専攻	4	70	—	280	学士 (食環境科学)	1. 12	平成25年度	同上	
	スポーツ・食品機能専攻	4	50	—	200	学士 (食環境科学)	1. 14	平成25年度	同上	
	健康栄養学科	4	100	—	400	学士 (健康栄養学)	0. 99	平成25年度	同上	
	情報連携学部						1. 07			
	情報連携学科	4	400	—	400	学士(情報連携学)	1. 07	平成29年度	東京都北区赤羽台1 丁目7番12号	
	文学部 第2部						1. 12			
	東洋思想文化学科	4	30	—	120	学士(文学)	1. 15	平成25年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	インド哲学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和31年度	同上	平成25年より学生募集 停止
	日本文学文化学科	4	50	—	290	学士(文学)	1. 17	昭和27年度	同上	平成29年度入学定員減 (30人)
	教育学科	4	40	—	160	学士(教育学)	1. 06	昭和39年度	同上	
	経済学部 第2部						1. 08			
	経済学科	4	150	—	600	学士(経済学)	1. 08	昭和32年度	同上	
	経営学部 第2部						1. 05			
	経営学科	4	110	—	440	学士(経営学)	1. 05	昭和41年度	同上	
	法学部 第2部						1. 05			
	法律学科	4	120	—	480	学士(法学)	1. 05	昭和31年度	同上	
	社会学部 第2部						1. 07			
	社会学科	4	130	—	520	学士(社会学)	1. 10	昭和34年度	同上	
	社会福祉学科	4	45	3年次 10	200	学士(社会学)	1. 00	平成13年度	同上	
	通信教育部									
	文学部 日本文学文化学科	4	1000	—	4000	学士(文学)	0. 04	昭和39年度	同上	平成30年より募集停止 予定
	法学部 法律学科	4	1000	—	4000	学士(法学)	0. 00	昭和41年度	同上	平成30年より募集停止 予定
附属施設の概要		該当なし								

教 育 課 程 等 の 概 要																
(社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程)																
科目 区分		授業科目の名称	配当年次 (春：前) (秋：後)	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手		
共通	社会福祉基礎特論Ⅰ		1前	2			○			1					兼1	
	社会福祉基礎特論Ⅱ		1・2後		2		○			1						
	社会福祉基礎特論Ⅲ		1・2前		2		○									
	社会福祉基礎特論Ⅳ		1・2前		2		○			1						
	社会福祉実務演習A		1・2前		2			○			1					
	社会福祉実務演習B		1・2後		2			○			1					
	小計（6科目）		—	2	10		—			3	1	0	0	0	兼1	—
研究領域	ソーシャル シヨリシ (S・P・A)	S P A 特論Ⅰ A	1・2前		2		○			1					兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1	
		S P A 特論Ⅰ B	1・2後		2		○			1						
		S P A 特論Ⅱ A	1・2前		2		○			1						
		S P A 特論Ⅱ B	1・2後		2		○			1						
		S P A 特論Ⅲ A	1・2前		2		○			1						
		S P A 特論Ⅲ B	1・2後		2		○			1						
		S P A 特論Ⅳ A	1・2前		2		○				1					
		S P A 特論Ⅳ B	1・2後		2		○				1					
		S P A 特論Ⅴ A	1・2前		2		○									
		S P A 特論Ⅴ B	1・2後		2		○									
		S P A 特論Ⅵ A	1・2前		2		○									
		S P A 特論Ⅵ B	1・2後		2		○									
		S P A 特論Ⅶ A	1・2前		2		○									
		S P A 特論Ⅶ B	1・2後		2		○									
	ソーシャル ワーク (S・W)	SW特論Ⅰ A	1・2前		2		○			1					兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1	
		SW特論Ⅰ B	1・2後		2		○			1						
		SW特論Ⅱ A	1・2前		2		○			1						
		SW特論Ⅱ B	1・2後		2		○			1						
		SW特論Ⅲ A	1・2前		2		○									
		SW特論Ⅲ B	1・2後		2		○									
		SW特論Ⅳ A	1・2前		2		○									
		SW特論Ⅳ B	1・2後		2		○									
		SW特論Ⅴ A	1・2前		2		○									
		SW特論Ⅴ B	1・2後		2		○									
		SW特論Ⅵ A	1・2前		2		○									
		SW特論Ⅵ B	1・2後		2		○									
		小計（26科目）		—	0	52	0	—			5	1	0	0	0	兼7
研究指導	社会福祉学研究指導Ⅰ A	1・2前		—			○		1							
	社会福祉学研究指導Ⅰ B	1・2後		—			○		1							
	社会福祉学研究指導Ⅱ A	1・2前		—			○		1							
	社会福祉学研究指導Ⅱ B	1・2後		—			○		1							
	社会福祉学研究指導Ⅲ A	1・2前		—			○		1							
	社会福祉学研究指導Ⅲ B	1・2後		—			○		1							
	社会福祉学研究指導Ⅳ A	1・2前		—			○			1						
	社会福祉学研究指導Ⅳ B	1・2後		—			○			1						
	社会福祉学研究指導Ⅴ A	1・2前		—			○		1							
	社会福祉学研究指導Ⅴ B	1・2後		—			○		1							
	社会福祉学研究指導Ⅵ A	1・2前		—			○		1							
	社会福祉学研究指導Ⅵ B	1・2後		—			○		1							
	小計（12科目）		—		—		—			5	1				—	
合計（44科目）			—	2	62	0	—			5	1	0	0	0	兼8	—
学位又は称号		修士（社会福祉学）又は 修士（ソーシャルワーク）		学位又は学科の分野				社会学・社会福祉学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等								
本課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の目的に応じ「修士学位論文」の審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。 ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。 共通は必修科目2単位、選択科目から1科目2単位以上の計4単位以上を修得すること。								1 学年の学期区分				2期				
								1 学期の授業期間				15週				
								1 時限の授業時間				90分				

教 育 課 程 等 の 概 要																
(社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程)																
科目 区分		授業科目の名称	配当年次 (春：前) (秋：後)	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手		
研究 領域	ソーシャル ミニストレーション・アド (SPA)	SPA研究ⅠA	1・2・3前		2		○			1					兼1 兼1	
		SPA研究ⅠB	1・2・3後		2		○			1						
		SPA研究ⅡA	1・2・3前		2		○			1						
		SPA研究ⅡB	1・2・3後		2		○			1						
		SPA研究ⅢA	1・2・3前		2		○			1						
		SPA研究ⅢB	1・2・3後		2		○			1						
		SPA研究ⅣA	1・2・3前		2		○				1					
		SPA研究ⅣB	1・2・3後		2		○				1					
		SPA研究ⅤA	1・2・3前		2		○									
		SPA研究ⅤB	1・2・3後		2		○									
	ソー シャルワ ーク (SW)	SW研究ⅠA	1・2・3前		2		○			1					兼1 隔年 兼1 隔年	
		SW研究ⅠB	1・2・3後		2		○			1						
		SW研究ⅡA	1・2・3前		2		○			1						
		SW研究ⅡB	1・2・3後		2		○			1						
		SW研究ⅢA	1・2・3前		2		○									
		SW研究ⅢB	1・2・3後		2		○									
		SW研究ⅣA	1・2・3前		2		○			1						
		SW研究ⅣB	1・2・3後		2		○			1						
	小計（18科目）		—	0	36	0	—			6	1	0	0	0	兼2	—
研究 指導	社会福祉学研究指導ⅠA	1・2・3前		—		○			1							
	社会福祉学研究指導ⅠB	1・2・3後		—		○			1							
	社会福祉学研究指導ⅡA	1・2・3前		—		○			1							
	社会福祉学研究指導ⅡB	1・2・3後		—		○			1							
	社会福祉学研究指導ⅢA	1・2・3前		—		○			1							
	社会福祉学研究指導ⅢB	1・2・3後		—		○			1							
	社会福祉学研究指導ⅣA	1・2・3前		—		○				1						
	社会福祉学研究指導ⅣB	1・2・3後		—		○				1						
	社会福祉学研究指導ⅤA	1・2・3前		—		○			1							
	社会福祉学研究指導ⅤB	1・2・3後		—		○			1							
	社会福祉学研究指導ⅥA	1・2・3前		—		○			1							
	社会福祉学研究指導ⅥB	1・2・3後		—		○			1							
小計（12科目）		—		—		—			5	1	0	0	0	0	—	
合計（30科目）			—	0	36	0	—			6	1	0	0	0	兼2	
学位又は称号		博士（社会福祉学）又は 博士（ソーシャルワーク）		学位又は学科の分野				社会学・社会福祉学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等								
本課程に5年(博士前期課程・修士課程を修了したもの)にあつては、当該課程における在学期間を含む)以上在学し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査および最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。 ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、大学院に3年(博士前期課程・修士課程を修了したもの)にあつては、当該課程における在学期間も含む)以上在学すれば足りるものとする。								1 学年の学期区分				2期				
								1 学期の授業期間				15週				
								1 時限の授業時間				90分				

教 育 課 程 等 の 概 要															
(社会学部社会福祉学科)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教（非常勤）	助手		
哲学・思想	哲学A	1・2・3・4前		2		○									兼8
	哲学B	1・2・3・4後		2		○									兼8
	哲学史A	1・2・3・4前		2		○									兼3
	哲学史B	1・2・3・4後		2		○									兼3
	倫理学基礎論A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	倫理学基礎論B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	応用倫理学A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	応用倫理学B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	科学思想史A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	科学思想史B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	宗教学ⅠA	1・2・3・4前		2		○									兼2
	宗教学ⅠB	1・2・3・4後		2		○									兼2
	宗教学ⅡA	1・2・3・4前		2		○									兼1
	宗教学ⅡB	1・2・3・4後		2		○									兼1
	地球倫理A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	地球倫理B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	論理学A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	論理学B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	井上円了と東洋大学A	1・2・3・4前・後		2		○									兼2
	井上円了と東洋大学B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	東洋思想	1・2・3・4前		2		○									兼1
	ロジカルシンキング入門	1・2・3・4前		2		○									兼2
	クリティカルシンキング入門	1・2・3・4後		2		○									兼3
	小計（23科目）		—	0	46	0	—								
学問の基礎	美術史A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	美術史B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	音楽学A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	音楽学B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	歴史の諸問題A	1・2・3・4前・後		2		○									兼9
	歴史の諸問題B	1・2・3・4前・後		2		○									兼9
	経済学A	1・2・3・4前		2		○									兼4
	経済学B	1・2・3・4後		2		○									兼3
	統計学A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	統計学B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	法学A	1・2・3・4前		2		○									兼5
	法学B	1・2・3・4後		2		○									兼5
	政治学A	1・2・3・4前		2		○									兼3
	政治学B	1・2・3・4後		2		○									兼3
	地理学A	1・2・3・4前		2		○									兼3
	地理学B	1・2・3・4後		2		○									兼3
	心理学A	1・2・3・4前・後		2		○									兼7
	心理学B	1・2・3・4前・後		2		○									兼6
	自然の数理A	1・2・3・4前		2		○									兼2
	自然の数理B	1・2・3・4後		2		○									兼2
	生活と物理A	1・2・3・4前		2		○									兼2
	生活と物理B	1・2・3・4後		2		○									兼2
	エネルギーの科学A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	エネルギーの科学B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	物質の科学A	1・2・3・4前		2		○									兼2
	物質の科学B	1・2・3・4後		2		○									兼2
	環境の科学A	1・2・3・4前		2		○									兼3
	環境の科学B	1・2・3・4後		2		○									兼3
	地球の科学A	1・2・3・4前		2		○									兼3
	地球の科学B	1・2・3・4後		2		○									兼3
	生物学A	1・2・3・4前		2		○									兼2
	生物学B	1・2・3・4後		2		○									兼2
	天文学A	1・2・3・4前		2		○									兼4
	天文学B	1・2・3・4後		2		○									兼4
自然科学概論A	1・2・3・4前		2		○									兼1	
自然科学概論B	1・2・3・4後		2		○									兼1	
自然誌A	1・2・3・4前		2		○									兼3	
自然誌B	1・2・3・4後		2		○									兼3	
物理学実験講義A	1・2・3・4前		2				○							兼1	

			物理学実験講義B	1・2・3・4後	2				○						兼1	
			生物学実験講義A	1・2・3・4前	2				○						兼1	
			生物学実験講義B	1・2・3・4後	2				○						兼1	
			化学実験講義A	1・2・3・4前	2				○						兼1	
			化学実験講義B	1・2・3・4後	2				○						兼1	
			地球科学実験講義A	1・2・3・4前	2				○						兼1	
			地球科学実験講義B	1・2・3・4後	2				○						兼1	
			数理・情報実習講義A	1・2・3・4前	2				○						兼1	
			数理・情報実習講義B	1・2・3・4後	2				○						兼1	
			天文学実習講義A	1・2・3・4前	2				○						兼1	
			天文学実習講義B	1・2・3・4後	2				○						兼1	
			自然科学演習A	2・3・4前	2				○						兼6	
			自然科学演習B	2・3・4後	2				○						兼6	
			小計（52科目）	—	0	104	0	—							兼56	
			地域文化研究ⅠA	1・2・3・4前	2			○							兼2	
			地域文化研究ⅠB	1・2・3・4後	2			○							兼2	
			地域文化研究ⅡA	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			地域文化研究ⅡB	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			地域文化研究ⅢA	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			地域文化研究ⅢB	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			日本事情ⅠA	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			日本事情ⅠB	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			日本事情ⅡA	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			日本事情ⅡB	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			国際教育論A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			国際教育論B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			多文化共生論A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			多文化共生論B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			百人一首の文化史A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			百人一首の文化史B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			日本の昔話A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			日本の昔話B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			日本文学文化と風土A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			日本文学文化と風土B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			日本の詩歌A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			日本の詩歌B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			西欧文学A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			西欧文学B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			現代日本文学A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			現代日本文学B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			地域史（日本）A	1・2・3・4前	2			○							兼2	
			地域史（日本）B	1・2・3・4後	2			○							兼2	
			地域史（東洋）A	1・2・3・4前	2			○							兼2	
			地域史（東洋）B	1・2・3・4後	2			○							兼2	
			地域史（西洋）A	1・2・3・4前	2			○							兼2	
			地域史（西洋）B	1・2・3・4後	2			○							兼2	
			国際比較論A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			国際比較論B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			アジアの文学	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			アジアの古典	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			国際関係入門	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			地域と生活	1・2・3・4前・後	2			○							兼2	
			日本の文化と社会	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			国際キャリア概論	1・2・3・4後	2			○							兼1	
			留学のすすめ	1・2・3・4前	2			○							兼1	
			海外研修Ⅰ	1・2・3・4前・後	2				○						兼2	集中
			海外研修Ⅱ	1・2・3・4前・後	2				○						兼2	集中
			海外実習Ⅰ	1・2・3・4前・後	2				○						兼2	集中
			海外実習Ⅱ	1・2・3・4前・後	2				○						兼2	集中
			短期海外研修Ⅰ	1・2・3・4前・後	1				○						兼2	集中
			短期海外研修Ⅱ	1・2・3・4前・後	1				○						兼2	集中
			短期海外研修Ⅲ	1・2・3・4前・後	1				○						兼2	集中
			短期海外研修Ⅳ	1・2・3・4前・後	1				○						兼2	集中
			短期海外実習Ⅰ	1・2・3・4前・後	1				○						兼2	集中
			短期海外実習Ⅱ	1・2・3・4前・後	1				○						兼2	集中
			短期海外実習Ⅲ	1・2・3・4前・後	1				○						兼2	集中
			短期海外実習Ⅳ	1・2・3・4前・後	1				○						兼2	集中
			カレント・イングリッシュⅠA	1前	1			○							兼9	
			カレント・イングリッシュⅠB	1後	1			○							兼9	
			カレント・イングリッシュⅡA	2前	1			○							兼7	
			カレント・イングリッシュⅡB	2後	1			○							兼7	
			日本語ⅠA A	1前	1			○							兼2	
			日本語ⅠA B	1後	1			○							兼2	
			日本語ⅠB A	1前	1			○							兼2	

[illegible]

総合・学際	テクニカルライティング	1・2・3・4前・後	2				○								兼1	
	アカデミックライティング	1・2・3・4後	2				○							兼1		
	地球環境論	1・2・3・4後	2			○								兼1		
	インターンシップ入門	1・2・3・4後	2			○					1					
	ボランティア活動入門	1・2・3・4前	2			○					1					
	小計（33科目）	—	0	60	0	—					1			兼32		
	総合ⅠA	1・2・3・4前	2			○								兼1	本年度休講	
	総合ⅠB	1・2・3・4後	2			○							兼1			
	総合ⅡA	1・2・3・4前	2			○							兼1			
	総合ⅡB	1・2・3・4後	2			○						兼1				
	総合ⅢA	1・2・3・4前・後	2			○							兼1	本年度休講		
	総合ⅢB	1・2・3・4後	2			○										
	総合ⅣA	1・2・3・4前・後	2			○								兼1		
	総合ⅣB	1・2・3・4後	2			○										
	総合ⅤA	1・2・3・4前	2			○							兼1			
	総合ⅤB	1・2・3・4後	2			○							兼1			
	総合ⅥA	1・2・3・4前	2			○							兼1			
	総合ⅥB	1・2・3・4後	2			○							兼1			
	総合ⅦA	1・2・3・4前・後	2			○							本年度休講			
	総合ⅦB	1・2・3・4後	2			○						兼1				
	総合ⅧA	1・2・3・4前	2			○							兼1			
	総合ⅧB	1・2・3・4後	2			○							兼1			
	総合ⅨA	1・2・3・4前	2			○							兼1			
総合ⅨB	1・2・3・4後	2			○							兼1				
全学総合ⅠA	1・2・3・4前	2			○							兼3				
全学総合ⅠB	1・2・3・4前・後	2			○							兼5				
全学総合ⅡA	1・2・3・4前	2			○							兼3				
全学総合ⅡB	1・2・3・4前・後	2			○							兼3				
首都東京を学ぶ	1・2・3・4後	2			○							兼1				
小計（23科目）	—	0	46	0	—								兼16			
留学支援科目	英語特別教育科目	English for Academic PurposesⅠA Listening/Speaking	1・2・3・4前・後	2			○							兼1		
		English for Academic PurposesⅠB Reading/Writing	1・2・3・4前・後	2			○						兼1			
		English for Academic PurposesⅡA Listening/Speaking	1・2・3・4前・後	2			○						兼1			
		English for Academic PurposesⅡB Reading/Writing	1・2・3・4前・後	2			○						兼1			
		Pre-Study Abroad College Study Skills	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Pre-Study Abroad Basic Academic Writing	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Pre-Study Abroad Academic Essay Writing	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Business English Communication	1・2・3・4前・後	2			○						兼1			
	日本語科目	Integrated JapaneseⅠ	1・2・3・4前・後	4			○							兼1		
		Integrated JapaneseⅡ	1・2・3・4前・後	4			○						兼1			
		Integrated JapaneseⅢ	1・2・3・4前・後	4			○						兼1			
		Integrated JapaneseⅣ	1・2・3・4前・後	4			○						兼1			
		Japanese Reading and CompositionⅠ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Japanese Reading and CompositionⅡ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Japanese Reading and CompositionⅢ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Japanese Reading and CompositionⅣ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Kanji LiteracyⅠ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Kanji LiteracyⅡ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Kanji LiteracyⅢ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Kanji LiteracyⅣ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Project WorkⅠ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Project WorkⅡ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Project WorkⅢ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Project WorkⅣ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Japanese Listening ComprehensionⅠ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Japanese Listening ComprehensionⅡ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Japanese Listening ComprehensionⅢ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Japanese Listening ComprehensionⅣ	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
		Japanese Culture and Society A	1・2・3・4後	2			○						兼1			
		Japanese Culture and Society B	1・2・3・4前	2			○						兼1			
		Introduction to Japanology A	1・2・3・4後	2			○						兼1			
		Introduction to Japanology B	1・2・3・4前	2			○						兼1			
小計（32科目）	—	0	53	0	—								兼8			
必修	社会福祉学基礎演習	1前	2				○			2	2	3	1	兼2		
	社会福祉の基礎	1後	2			○					1	1				
	社会福祉学概論A	1前	2			○			1							
	社会福祉学概論B	1後	2			○			1							
	ソーシャルワークの理論と方法A	1後	2			○			1							
	ソーシャルワークの基盤と専門職A	1前	2			○			1							
	ソーシャルワーク入門演習	2前	2				○		3	1	1	2				
	権利擁護システム論	2前	2			○			1							
	社会福祉学専門演習ⅠA	3前	2				○		5		1					
	社会福祉学専門演習ⅠB	3後	2				○		5		1					
	社会福祉学専門演習ⅡA	4前	2				○		5		1					

学科専門科目		社会福祉学専門演習ⅡB	4後	2			○		5		1				
		小計（12科目）	—	24	0		—		7	2	3	3		兼2	—
	選択必修	社会福祉発達史A	1・2・3・4前	2			○		1						
		社会福祉発達史B	1・2・3・4後	2			○		1						
		児童福祉論A	1・2・3・4前	2			○		1						
		児童福祉論B	1・2・3・4後	2			○		1						
		高齢者福祉論A	1・2・3・4前	2			○		1						
		高齢者福祉論B	1・2・3・4後	2			○		1						
		障害者福祉論A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
		障害者福祉論B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
		海外の福祉社会事情	1・2・3・4前	2			○			1					
		社会福祉国内体験演習	1・2・3・4後	2				○				1			
		介護概論	1・2・3・4後	2			○							兼1	
		非営利活動論	1・2・3・4前	2			○		1						
		社会福祉と人権	2・3・4前	2			○		1						
		社会福祉法制行政	2・3・4後	2			○		1						
		社会福祉運営論A	2・3・4前	2			○		1						
		社会福祉運営論B	2・3・4後	2			○							兼1	
		社会保障論A	2・3・4前	2			○		1						
		社会保障論B	2・3・4後	2			○		1						
		公的扶助論	2・3・4前	2			○				1				
		ソーシャルワークの理論と方法B	2・3・4前	2			○							兼1	
		ソーシャルワークの理論と方法C	2・3・4後	2			○							兼1	
		ソーシャルワークの基盤と専門職B	2・3・4後	2			○							兼1	
		ケアマネジメント論	2・3・4後	2			○							兼1	
		ソーシャルアクション論	2・3・4前	2			○					1			
		バリアフリー論	2・3・4前	2			○							兼1	
		貧困と社会的排除	2・3・4後	2			○				1				
		地域福祉論A	2・3・4前	2			○							兼1	
		地域福祉論B	2・3・4後	2			○							兼1	
		保健医療サービス論	2・3・4後	2			○							兼1	
		医学一般	2・3・4前	2			○							兼1	
		高齢者の権利論	2・3・4前	2			○							兼1	
		多文化ソーシャルワーク論	2・3・4後	2			○			1					
		スクールソーシャルワーク論	2・3・4前	2			○							兼1	
		障害者の権利論	2・3・4後	2			○							兼1	
		社会資源開発論	2・3・4前・後	2			○								本年度休講
		居住福祉論	2・3・4後	2			○							兼1	
		社会福祉海外体験演習	2・3・4前	2				○				1			
		更生保護制度論	2・3・4前	2			○							兼1	
		子どもの権利論	2・3・4後	2			○		1						
		就労支援サービス論	2・3・4後	2			○							兼1	
		ジェンダーと福祉	2・3・4前	2			○							兼1	
		児童福祉特別講義	3・4前	2			○							兼1	
		高齢者福祉特別講義	3・4前・後	2			○								本年度休講
		障害者福祉特別講義	3・4後	2			○							兼1	
		管理運営特別講義	3・4後	2			○			1					
		医療ソーシャルワーク論	3・4後	2			○							兼1	
		ソーシャルワークの理論と方法D	3・4後	2			○		1						
		小計（47科目）	—	0	94	0	—		7	2	1	1		兼19	—
	選択	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2後	2				○		1	1	1		兼2	
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2後	2				○	1	1	1	1		兼2	
		社会福祉学総合演習	2後	2							1				
		ソーシャルワーク実習	3前後	4				○	2	1	1	1		兼1	
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	3前	2				○		1				兼4	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3前	2					2	1		2			
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3後	2					2	1		2			
		社会調査および実習A	3前	2							1				
		社会調査および実習B	3後	2							1				
		ソーシャルワーク実習演習A	4前	2			○		1			1			
		ソーシャルワーク実習演習B	4後	2			○		1			1			
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	4前	2			○		3						
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	4後	2			○		3						
		卒業論文	4後	8			○		7	1	1			兼1	
		小計（14科目）	—	0	36	0	—		7	2	2	2		兼7	
	必修	社会学概論A	1前	2										兼5	
		社会学概論B	1後	2										兼5	
		社会調査入門A	1前	2					1					兼4	
		小計（3科目）	—	6	0	0	—		1					兼9	
	修①	統計情報処理および実習Ⅰ	1前後		2									兼7	
		ウェブ情報処理および実習Ⅰ	1前後		2									兼3	
		小計（2科目）	—	0	4	0	—							兼10	
		家族社会学A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
		家族社会学B	1・2・3・4後	2			○							兼1	

			インターネット社会論	2・3・4前	2		○									兼1			
			広告論	2・3・4後	2		○								兼1				
			マスコミ倫理・法制論	2・3・4後	2		○								兼1				
			災害情報論	2・3・4後	2		○								兼1				
			知財・情報法制論	2・3・4前	2		○								兼1				
			適応障害論	2・3・4後	2		○								兼1				
			集団の社会心理学	2・3・4後	2		○								兼1				
			犯罪心理学A	2・3・4前	2		○								兼1				
			犯罪心理学B	2・3・4後	2		○								兼1				
			環境心理学	2・3・4前	2		○								兼1				
			社会文化体験演習Ⅱ A	3・4前	2			○							兼2				
			社会文化体験演習Ⅱ B	3・4後	2			○							兼2				
			小計（88科目）			—	0	176	0	—			1		1			兼55	
			キャリア 形成科目	キャリアデザインA		1・2・3・4後	2		○				1						兼1
				キャリアデザインB		1・2・3・4前	2		○										兼1
小計（2科目）				—	0	4	0	—			1					兼1			
教職科目	教職	小計（0科目）			—	0	0	—											
	教科	自然地理学A	1・2・3・4前	2		○											兼2		
		自然地理学B	1・2・3・4後	2		○											兼2		
		人文地理学A	1・2・3・4前	2		○											兼3		
		人文地理学B	1・2・3・4後	2		○											兼3		
		地誌学A	1・2・3・4前	2		○											兼3		
		地誌学B	1・2・3・4後	2		○											兼3		
		日本史A	1・2・3・4前・後	2		○											兼3		
		日本史B	1・2・3・4前・後	2		○											兼3		
		外国史A	1・2・3・4前	2		○											兼2		
		外国史B	1・2・3・4後	2		○											兼2		
		哲学概説A	3・4前	2		○											兼2		
		哲学概説B	3・4後	2		○											兼2		
		倫理学概説A	3・4前・後	2		○											兼2		
		倫理学概説B	3・4後	2		○											兼1		
		小計（14科目）			—	0	28	0	—									兼15	
		合計（科目）				—	30	342	0	—			8	4	3	3		兼286	
		学位又は称号		学士（社会学）		学位又は学科の分野						文学・経済学・法学							
		卒業要件及び履修方法										授業期間等							
1) 卒業要件となる科目で124単位以上修得 2) 学科専門科目および学部共通科目において合計82単位以上修得 3) 学科専門科目 ①全体で48単位以上修得 ②必修科目を24単位修得 ③選択必修から24単位以上修得 4) 学部共通科目 ①全体で20単位以上修得 ②必修科目を6単位修得 ③選択必修全体で14単位以上修得 ④選択必修①のうち、いずれか1科目2単位以上修得 ⑤選択必修②のうち、6科目12単位以上修得 5) 基盤教育科目 ①留学支援科目ををを除き、全体で24単位以上修得 ②哲学・思想において2単位以上修得 ③国際人の形成（語学）において、必修科目4単位修得すること（外国人留学生を除く）。外国人留学生は、国際人の形成（日本語）において必修科目を4単位修得すること。 ④国際人の形成（語学）において、選択必修5言語中、1言語 6単位修得すること（外国人留学生を除く）。外国人留学生は、選択必修科目において、日本語と日本社会A／Bまたは、日本語と日本文化A／Bいずれかを4単位、かつ、母国語を除き、1言語2単位修得すること。 ※他学部他学科開放科目は20単位まで卒業要件に認められる。										1 学年の学期区分				2学期期					
										1 学期の授業期間				15週					
										1 時限の授業時間				90分					

教 育 課 程 等 の 概 要														
（福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻博士前期課程）														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
共通	社会福祉基礎特論Ⅰ	1・2前	2			○			1					兼1 兼1 兼1 集中
	社会福祉基礎特論Ⅱ	1・2後		2		○								
	社会福祉基礎特論Ⅲ	1・2前		2		○								
	社会福祉基礎特論Ⅳ	1・2前		2		○								
	社会福祉実務演習A	1・2前		2			○			1				
	社会福祉実務演習B	1・2後		2			○			1				
	小計（6科目）	—	2	10	0	—			1	1	0	0	0	兼3
社会福祉原理歴史コース	社会福祉原理歴史特論ⅠA	1・2前		2		○			1					兼1 兼1 兼1 兼1
	社会福祉原理歴史特論ⅠB	1・2後		2		○			1					
	社会福祉原理歴史特論ⅡA	1・2前		2		○			1					
	社会福祉原理歴史特論ⅡB	1・2後		2		○			1					
	社会福祉原理歴史特論ⅢA	1・2前		2		○								
	社会福祉原理歴史特論ⅢB	1・2後		2		○								
	社会福祉原理歴史特論ⅣA	1・2前		2		○								
	社会福祉原理歴史特論ⅣB	1・2後		2		○								
	小計（8科目）	—	0	16	0	—			2	0	0	0	0	兼2
授業科目	社会福祉政策計画特論ⅠA	1・2前		2		○			1					兼1 兼1
	社会福祉政策計画特論ⅠB	1・2後		2		○			1					
	社会福祉政策計画特論ⅡA	1・2前		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅡB	1・2後		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅢA	1・2前		2		○			1					兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1
	社会福祉政策計画特論ⅢB	1・2後		2		○			1					
	社会福祉政策計画特論ⅣA	1・2前		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅣB	1・2後		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅤA	1・2前		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅤB	1・2後		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅥA	1・2前		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅥB	1・2後		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅦA	1・2前		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅦB	1・2後		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅧA	1・2前		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅧB	1・2後		2		○								
	社会福祉政策計画特論ⅨA	1・2前		2		○				1				兼1 兼1
	社会福祉政策計画特論ⅨB	1・2後		2		○				1				
	小計（18科目）	—	0	36	0	—			2	1	0	0	0	兼6
ソーシャルワークコース	ソーシャルワーク特論ⅠA	1・2前		2		○								兼1
	ソーシャルワーク特論ⅠB	1・2後		2		○								兼1
	ソーシャルワーク特論ⅡA	1・2前		2		○								兼1
	ソーシャルワーク特論ⅡB	1・2後		2		○								兼1
	ソーシャルワーク特論ⅢA	1・2前		2		○								兼1
	ソーシャルワーク特論ⅢB	1・2後		2		○								兼1
	ソーシャルワーク特論ⅣA	1・2前		2		○								兼1
	ソーシャルワーク特論ⅣB	1・2後		2		○								兼1
	小計（8科目）	—	0	16	0	—			0	0	0	0	0	兼4
研究指導	社会福祉学研究指導ⅠA	1・2前		—					1					
	社会福祉学研究指導ⅠB	1・2後		—					1					
	社会福祉学研究指導ⅡA	1・2前		—					1					
	社会福祉学研究指導ⅡB	1・2後		—					1					
	小計（4科目）	—	0	0	0	—			2	0	0	0	0	兼0

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
研究指導	社会福祉政策計画コース	社会福祉学研究指導ⅢA	1・2前		—					1					兼1 兼1
		社会福祉学研究指導ⅢB	1・2後		—					1					
		社会福祉学研究指導ⅣA	1・2前		—										
		社会福祉学研究指導ⅣB	1・2後		—										
		社会福祉学研究指導ⅤA	1・2前		—					1					
		社会福祉学研究指導ⅤB	1・2後		—					1					
		社会福祉学研究指導ⅨA	1・2前		—						1				
		社会福祉学研究指導ⅨB	1・2後		—						1				
	小計（ 8 科目）		—	0	0	0	—			2	1	0	0	0	兼1
	ソーシャルワークコース	社会福祉学研究指導ⅥA	1・2前		—										兼1
		社会福祉学研究指導ⅥB	1・2後		—										兼1
		社会福祉学研究指導ⅦA	1・2前		—										兼1
		社会福祉学研究指導ⅦB	1・2後		—										兼1
		社会福祉学研究指導ⅧA	1・2前		—										兼1
		社会福祉学研究指導ⅧB	1・2後		—										兼1
		小計（ 6 科目）		—	0	0	0	—			0	0	0	0	0
合計（ 58 科目）			—	2	78	0	—			4	1	0	0	0	兼18
学位又は称号		修士（社会福祉学）又は 修士（ソーシャルワーク）		学位又は学科の分野					社会学・社会福祉学関係						
卒業要件及び履修方法									授業期間等						
本課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、本研究科の目的に応じ「修士学位論文」の審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。 ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。 共通の必修科目2単位は必ず修得すること。									1 学年の学期区分				2 学期		
									1 学期の授業期間				1 5 週		
									1 時限の授業時間				9 0 分		

（注）

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

教 育 課 程 等 の 概 要														
(福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻博士後期課程)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
授業科目	社会福祉原理歴史研究ⅠA	1・2・3前		2		○			1					
	社会福祉原理歴史研究ⅠB	1・2・3後		2		○			1					
	社会福祉原理歴史研究ⅡA	1・2・3前		2		○			1					
	社会福祉原理歴史研究ⅡB	1・2・3後		2		○			1					
	小計（4科目）	—	0	8	0	—			2	0	0	0	0	兼0
	社会福祉政策計画研究ⅠA	1・2・3前		2		○			1					
	社会福祉政策計画研究ⅠB	1・2・3後		2		○			1					
	社会福祉政策計画研究ⅡA	1・2・3前		2		○								兼1
	社会福祉政策計画研究ⅡB	1・2・3後		2		○								兼1
	社会福祉政策計画研究ⅢA	1・2・3前		2		○			1					
	社会福祉政策計画研究ⅢB	1・2・3後		2		○			1					
	社会福祉政策計画研究ⅣA	1・2・3前		2		○				1				
	社会福祉政策計画研究ⅣB	1・2・3後		2		○				1				
	社会福祉政策計画研究ⅤA	1・2・3前		2		○								兼1
	社会福祉政策計画研究ⅤB	1・2・3後		2		○								兼1
	小計（10科目）	—	0	20	0	—			2	1	0	0	0	兼2
	ソーシャルワーク研究ⅠA	1・2・3前		2		○								兼1
	ソーシャルワーク研究ⅠB	1・2・3後		2		○								兼1
	ソーシャルワーク研究ⅡA	1・2・3前		2		○								兼1
	ソーシャルワーク研究ⅡB	1・2・3後		2		○								兼1
研究指導	社会福祉学研究指導ⅠA	1・2・3前		—					1					
	社会福祉学研究指導ⅠB	1・2・3後		—					1					
	社会福祉学研究指導ⅡA	1・2・3前		—					1					
	社会福祉学研究指導ⅡB	1・2・3後		—					1					
	小計（4科目）	—	0	0	0	—			2	0	0	0	0	兼0
	社会福祉学研究指導ⅢA	1・2・3前		—					1					
	社会福祉学研究指導ⅢB	1・2・3後		—					1					
	社会福祉学研究指導ⅣA	1・2・3前		—						1				
	社会福祉学研究指導ⅣB	1・2・3後		—						1				
	社会福祉学研究指導ⅤA	1・2・3前		—					1					
	社会福祉学研究指導ⅤB	1・2・3後		—					1					
	小計（6科目）	—	0	0	0	—			2	1	0	0	0	兼0
	社会福祉学研究指導ⅥA	1・2・3前		—										兼1
	社会福祉学研究指導ⅥB	1・2・3後		—										兼1
	社会福祉学研究指導ⅦA	1・2・3前		—										兼1
	社会福祉学研究指導ⅦB	1・2・3後		—										兼1
	社会福祉学研究指導ⅧA	1・2・3前		—					1					
	社会福祉学研究指導ⅧB	1・2・3後		—					1					
	小計（6科目）	—	0	0	0	—			1	0	0	0	0	兼2
	合計（36科目）	—	0	40	0	—			5	1	0	0	0	兼4

学位又は称号	博士（社会福祉学）又は 博士（ソーシャルワーク）	学位又は学科の分野	社会学・社会福祉学関係
卒業要件及び履修方法		授業期間等	
本課程に5年（博士前期課程・修士課程を修了したものにあっては、当該課程における在学期間を含む）以上在学し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査および最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。 ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、大学院に3年（博士前期課程・修士課程を修了したものにあっては、当該課程における在学期間も含む）以上在学すれば足りるものとする。		1 学年の学期区分	2 学期
		1 学期の授業期間	1 5 週
		1 時限の授業時間	9 0 分

（注）

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

授 業 科 目 の 概 要			
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通	社会福祉基礎特論Ⅰ	社会福祉の研究を行っていくためには、社会福祉の制度や政策、実践にかかわってこれまでに形成されてきた概念や理論を理解し、それらの概念や理論を使うようになることが求められる。本講義では、そうした社会福祉に関する概念や理論にかかわる基礎的な知識を身につけることを目的とする。あらかじめ教員が設定した論題について解説を加え、その上で院生による個別の報告さらには全員による討論という形で授業を進めていく。	
共通	社会福祉基礎特論Ⅱ	本講義は、社会福祉史的研究を行うことを予定している院生に対して、史的データの整理・収集・分析方法を指導するためのものである。あくまでも基礎的な授業であり、論文作成に関わる分析手法を深めることを主たる目的とする。春学期（前期）は、担当教員が国内の社会福祉史に関する学術論文に関する報告を行い、全員による討論という形で授業を進める。秋学期（後期）は、担当教員が海外の社会福祉史に関する学術論文に関する報告を行い、全員による討論という形で授業を進める。	
共通	社会福祉基礎特論Ⅲ	本講義では、社会調査における統計的な分析方法の基本を身につけることを目的とする。基本統計（平均、分散、標準偏差など）の分析と理解、2重クロス集計における統計的検定、一元配置の分散分析法、多変量解析法（因子分析、重回帰分析、ロジスティック回帰分析など）を、社会調査法の解説書をもとに理解する。さらに、具体的にこれらの方法が使用された研究論文、研究著書などを素材にして、分析手法の実際の手順と利用に際しての条件を理解する。	
共通	社会福祉基礎特論Ⅳ	本講義では、従来からある研究の方法論について、明確に設定された一つの課題を解決するために、計画的・系統的に情報を収集し、それを適切な認識論的枠組み（理論あるいは仮説）のもとに分析解釈し、それらをまとめて社会に公表するという手法を学ぶことに加え、問題意識から幅広くデータを収集し、一定の法則にしたがってそこから理論あるいは仮説を産出し、さらにその成果をまとめて公表する、という一連の理論産出的な質的データ研究の方法について学ぶ。	
共通	社会福祉実務演習A	受講生が自らの研究テーマに即し、社会福祉援助の現場で視察、見学などのフィールドワークの演習ができるよう、指導や支援を行う。本科目では、各自の研究テーマや進捗について報告を課し、各自にとってどのような現場が望ましいかを助言する。受講生は、原則として定期的に演習を行う。受講生からは随時報告を受け、それに対する助言や演習先との調整を行う。授業の最後には、受講生から報告資料の提出とプレゼンテーションを受け、演習の目的と成果、課題について報告させた上で、本科目での学びを学位論文執筆にどのように活かすかを助言する。	
共通	社会福祉実務演習B	本科目では、各自のこれまでの知識をさらに向上させることを目標とし、受講生の研究テーマに即して社会福祉援助の現場で視察、見学などのフィールドワークの演習に対する指導や支援を行う。受講生からは随時報告を受け、演習がスムーズかつ効果的に行われるよう、助言や演習先との調整を行う。授業の最後には、受講生から報告資料の提出とプレゼンテーションを受け、演習の目的と成果、課題について報告させる。それをふまえ、演習での学びを学位論文執筆にどのように活かすかを助言する。	

授 業 科 目 の 概 要				
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程）				
科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論Ⅰ A	本講義は、私的領域で行われてきた支援が、公的支援の導入によって、どのように変化したか、それにより市民社会がどのように変化したかを社会福祉史の視点から検討することを目的とする。具体的には、イギリスに焦点を当て、救貧法と慈善組織協会（COS）の関係に着目し、社会福祉の公私関係を核とした社会福祉史の源流を探究する。毎回1～2名の院生による関連文献の報告、担当教員による解説、全員による討論という形で授業を進める。	
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論Ⅰ B	本講義は、日本と諸外国の社会福祉のあゆみを検証し、グローバルな視点から社会福祉史の比較研究を行い、各国の社会福祉の歴史的特質を明らかにすることを目的とする。具体的には、それぞれの国の社会的・文化的背景、歴史認識を理解し、その上で共通項となり得る「福祉の価値」、「民間（営利・非営利）部門の機能」、「公的責任の範囲」等を柱に議論を深め、各国の特質を浮き彫りにする。毎回1～2名の院生による関連文献の報告、担当教員による解説、全員による討論という形で授業を進める。	
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論Ⅱ A	本講義では、人権の観点から社会福祉の政策論について検討を加えていく。まずは、「自由権から社会権へ」あるいは自己決定権の問題など、社会福祉にかかわる人権理論として今日どのようなことが論じられているのかを学んでいく。またそうした人権や権利に関する議論の展開が、社会福祉政策にどのような影響を及ぼしたのかを考察していく。毎回、院生による関連文献の報告を行うとともに教員が関連する解説を加え、さらには全員による討論という形で授業を進めていく。	
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論Ⅱ B	本講義では、人権の観点から社会福祉の政策論について検討を加えていく。社会福祉の政策においては、「ニーズ」「裁量」「資源」「責任」などといったことが、制度や実践を規定する重要な概念として用いられている。本講義では、これらの概念を人権との関わりで吟味することを通じて、政策のあり方を論じるための枠組を考えていくことにしたい。毎回、院生による関連文献の報告を行うとともに教員が関連する解説を加え、さらには全員による討論という形で授業を進めていく。	
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論Ⅲ A	生存権保障としての社会福祉の法政策の基本的原理を講義する。具体的には、歴史的に社会福祉制度の骨格を成してきた措置制度から介護保険等の利用契約方式等への転換が進む中での給付行政の仕組み及び理論、さらに株式会社、NPO等の多様な主体の参入や福祉多元化が進む中での利用者の権利やサービスの質を担保するための社会福祉法人等の提供体制の在り方について立法論的な検討を行う。これにより、社会福祉制度の根底にある連帯等の基本原理に対する理解を深めるとともに、制度の分析能力及び政策形成の実践力を高める。	
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論Ⅲ B	介護保険制度の導入、社会福祉基礎構造改革等続く社会保障・税一体改革の中で展開する子ども・子育て支援制度の実施、障害者総合支援法等の改革、障害者差別解消法の制定、社会福祉法人制度の見直し等の実例を取りあげ、措置から契約といわれる契約化の中での利用者の権利保障の在り方を講義する。これにより、改革を基礎付ける原理を抽出することにより、複雑化する社会福祉制度に対する受講者の理解力や実践力を涵養する。	

授 業 科 目 の 概 要				
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程）				
科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 領域	ソーシャルポ リシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論ⅣA	21世紀となり、高齢化や無縁社会化、格差社会化が叫ばれる中、政策・実践のいずれにおいても地域福祉の「主流化」への期待は大きい。住民・当事者参加型の実践や計画の重要性が高まっている。社会福祉の諸政策においては、地域を基盤としたものが中心となりつつあり、公私の主体やそのネットワーク化、システム化が急がれている。本講義では、地域福祉計画の目的・方法を主たる素材にしながら、地域福祉とは何かについて検討する。	
研究 領域	ソーシャルポ リシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論ⅣB	少子高齢化・ストレス社会化の進行とともに地域福祉課題は増大・複雑化・不可視化していき、一方ではそれに反比例するかのような財政緊縮、住民の連帯意識・支えあい機能の低下といった実情がある。日常生活圏域を基礎単位として、自治にねがした地域福祉を仕組み化していくことは不可欠であり、また孤立死、ネットカフェ難民、ニート、外国籍住民、犯罪被害者、自殺者などの今日の問題群をみれば、新たな担い手の育成とネットワーク・システムの構築は、喫緊の課題といえる。 本講義では、こうした社会的文脈の中で、地域における福祉課題としての「社会的孤立」や「社会的排除」の問題について構造的に理解し、地域福祉がどのように応答するかを議論する。	
研究 領域	ソーシャルポ リシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論ⅤA	本講義では、「貧困と社会的排除」という2つの概念の交わりとずれに焦点を当てながら、経済学的なものの見方・考え方と政治哲学的なものの見方・考え方を比較対照することを目的として、さまざまな困難を抱える個々人の状態をいかなる指標で同定し、測定するかについて焦点をあてて検討する。	
研究 領域	ソーシャルポ リシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論ⅤB	本講義では、所得と富、医療・教育・福祉サービスなど社会的に移転可能な資源を、いかなる論理と方法で分配するかについて焦点をあて、特に、貧困と社会的排除を考察するにあたって、経済学と政治哲学の基礎理論を参照することの意味と方法、それらの基礎理論を社会福祉学の豊かな知見と対話させることの有効性と面白さについて検討する。	
研究 領域	ソーシャルポ リシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論ⅥA	本講義では、高齢者の人権視点にたった政策構築の在り方について検討する。まず、高齢者の生活実態を家計、家族、住宅等といった生活の諸側面から検討する。その生活力は脆弱で人権は侵害されやすいことを明らかにする。次に、高齢者政策がどのような社会的背景のもとで形成され、高齢者の人権視点はどうか考えられてきたのか、これまでの政策、とくに戦前期から1970年代までを検証する。毎回、院生は関連文献等の報告を行い、素材を提供する。それに基づいて、教員を含め受講者全員で高齢者の権利や政策構築の問題点について討論するという形で授業を展開する。	
研究 領域	ソーシャルポ リシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論ⅥB	本講義では、高齢者の人権視点にたった政策構築の在り方について検討する。1990年代以降の高齢者政策がどのような理念のもとで立案形成されてきたのか、「利用者主体」「自立」「自己責任」「生活支援」といったタームが出現する背景を社会経済的状況と関連づけながら検討する。高齢者の人権視点に立った政策をどう形成するのか、高齢者研究の基本視点と研究のフレームについて考える。毎回、院生は関連文献等の報告を行い、素材を提供する。それに基づいて、教員を含め受講者全員で高齢者の権利や政策構築の在り方について討論するという形で授業を展開する。	

授 業 科 目 の 概 要				
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程）				
科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論ⅦA	第一に、高齢者支援における実際を理解するために理論と方法を事例研究等により学ぶ。第二に、地域包括ケアの仕組みや方法論、制度成立過程を地域包括支援センターの組織と業務、ネットワーク構築等を学ぶ。ケアマネジメントとソーシャルワークについて、事例からどのような相違があり、どのような共通点があるかを学ぶ。厚生労働省の資料を読み込み、制度政策論からみたケアマネジメント、地域包括ケアシステムを理解する。また書籍や文献から、ケアマネジメント、地域包括ケアシステムについての研究方法を学ぶ。	
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SP A）	S P A特論ⅦB	第一に、スーパービジョンの理論を学ぶことを目的とする。第二に、スーパービジョンだけではなく、社会福祉等の現場における新人研修プログラムの立案方法や指導の留意点を学習すること目的とする。第三に、自分自身の実践について、実践研究（事例研究等）に結びつける学習を行えるようになることを目的とする。専門職として、スーパービジョンは受けるだけではなく、自分が行えるようになることも必要である。また、自分の実践を記録・言語化し、評価し、プレゼンテーションするという一連のプロセスを学ぶ。	
研究 領域	ソーシャル ワーク （SW）	SW特論ⅠA	本講義は「生きづらさ」や「生きにくさ」を経験する障がいのある人々を支援するソーシャルワークについて考察しながら、大学院で学ぶための基礎的なスキルを実践的に学ぶ。修士（マスター）は研究の方法を習得することが基盤となるため、社会福祉実践に関する研究論文を読む力を涵養し、先行文献を題材に研究方法の理解を深めたい。本講義を通じて各院生が障がい者福祉制度の動向について概説でき、関連する分野のソーシャルワーク研究の動向について概説できることをめざす。	
研究 領域	ソーシャル ワーク （SW）	SW特論ⅠB	本講義は「生きづらさ」や「生きにくさ」を経験する障がいのある人々を支援するソーシャルワークについて考察しながら、大学院で論文を執筆するための基礎的なスキルを実践的に学ぶ。修士（マスター）は研究の方法を習得することが基盤となるため、社会福祉実践に関する研究論文を読む力を涵養し、先行文献を題材に研究方法の理解を深めたい。本講義を通じて各院生が障がい者福祉制度の動向について概説でき、関連する分野のソーシャルワーク研究の動向について概説でき、さらにそれを適切に引用し、概略を執筆できるようになることをめざす。	
研究 領域	ソーシャル ワーク （SW）	SW特論ⅡA	本講義は、日本における児童福祉事業とその実践がもつ歴史性を子どもの権利の視角から分析し、児童福祉の理論と歴史的な側面について理解を深める。社会、経済、文化的背景をふまえて、子どもの育ちと子育ての実際を妊娠・出産から乳児・幼児期、学齢期と順を追いつつ、そこで生み出される子ども自身の問題と、共働き家庭・ひとり親家庭や異文化家庭など多様な家庭形態のなかで抱える子育て家庭問題の本質を考察する。毎回1～2名の院生による関連文献の報告、担当教員による解説、全員による討論という形で授業を進める。	
研究 領域	ソーシャル ワーク （SW）	SW特論ⅡB	本講義は、子どもの権利と支援に関する具体的支援について理解を深めることを目的とする。現代の児童福祉制度は、少子社会への国家政策と地方分権化が同時に進行し、自治体の取り組み分析が重要となっている。具体的には保育制度改革・虐待問題への対応・ひとり親家庭の急増・施設運営への企業参入・保護から自立支援型への支援施策・NPOや市民活動と行政の協働などその政策・制度は大きく変化してきている。この現状と問題点について論点を整理し、児童福祉の制度と実践をふまえながら理解を深め、各自の研究の完成をめざす。毎回1～2名の院生による関連文献の報告、担当教員による解説、全員による討論という形で授業を進める。	

授 業 科 目 の 概 要				
(社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程)				
科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW特論Ⅲ A	本講義では、障害者の権利を制度施策と支援方法の観点から検討していく。前半では、「障害者権利条約」「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「成年後見制度」などの、障害福祉領域における権利擁護に関する制度施策の概要および動向を学ぶ。そのことを通じて障害者の権利に関する概念枠組みの整理を試みたい。以上を踏まえた上で後半では、各制度施策が抱える課題に関する報告を院生が分担して行うとともに、それに対して全員による討論、さらには教員が関連する解説を加えるという形で授業を進めていく。	
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW特論Ⅲ B	本講義では、障害者の権利を制度施策と支援方法の観点から検討していく。前半では、当事者と支援者との関係性（意思決定支援やエンバウメント、ストレングス）、アセスメントと個別支援計画の作成、組織内チームアプローチや社会資源のネットワーク形成、ソーシャルアクションなど、ジェネラリスト・ソーシャルワークの観点から、各システムおよびシステム間関係を多角的に検討することで、当事者支援の実際を学ぶ。以上を踏まえた上で後半では、関連文献を全員で講読し、各院生が担当箇所の報告を行うとともに、それに対して全員による討論、さらには教員が関連する解説を加えるという形で授業を進めていく。	
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW特論Ⅳ A	近年の社会福祉サービスのあり方が「契約」を中心に大きく変わっていくなかで、福祉サービスの利用者の権利を擁護する施策、仕組みが整備されてきている。本講義では、国際連合における諸権利宣言、子どもの権利条約、障害者権利条約等の考え方を押さえつつ、利用者の権利の意味、内容および権利を擁護するという実践を、先駆的な権利擁護の実践や権利侵害の事例を通して構造的に理解していく。また権利擁護と称される諸制度を取り上げ、真に利用者の権利擁護に寄与しているのかを検証し、課題を明確にしていき、権利擁護を推進していくソーシャルワークのあり方について考えていく。	
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW特論Ⅳ B	障がい、高齢分野における権利擁護に関連する仕組みやシステムを取り上げ、権利擁護の実践の意味について理解を深めていく。特に意思判断能力の低下している高齢者、障がいのある人たちへの地域包括ケアや地域生活支援の実践、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業、障害者・高齢者虐待防止法、障害者差別解消法などの諸施策を検証し、課題を明確にしていく。また権利擁護を推進する主体である、法律、当事者、行政、市民に焦点をあて、権利擁護システムのあり方とそれを構築していく要であるソーシャルワークにあり方について考えていく。	
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW特論Ⅴ A	高齢者の福祉と支援に関する理論研究を概観し、研究論文の輪読を通して高齢者の福祉と支援の理念と制度について理解することを目的とする。教材として、『リーディングス日本の社会福祉第3巻 高齢者の福祉』を用い、前半に収録された「ケアの思想」「ケアの利用と家族介護」「ケアの結合とトータルな支援」の3領域に含まれる論文を取り上げ、研究の背景と目的、研究方法、研究結果、考察、課題について議論する。	隔年
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW特論Ⅴ B	高齢者の福祉と支援に関する実証研究を概観し、研究論文の輪読を通して高齢者の福祉と支援の実際と課題について理解することを目的とする。教材として、『リーディングス日本の社会福祉第3巻 高齢者の福祉』を用い、後半に収録された「ケアの質」「ケア労働とケアワーカー」「相互行為としてのケア」の3領域に含まれる論文を取り上げ、研究の背景と目的、研究方法、研究結果、考察、課題について議論する。	隔年

授 業 科 目 の 概 要				
(社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程)				
科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW特論VIA	本講義は、移民や難民など日本で生活している外国人（在日外国人）の生活状況及び在日外国人に関する社会的諸問題について、マクロ的側面から理解することを目的とする。具体的には在日外国人の来日時期や理由、来日に至る社会的背景、日本での居住地域（分布状況）、就労・就学状況などについて、また在日外国人を取り巻く社会的諸問題（例えば、貧困問題、ヘイトスピーチ、差別的扱いなど）の現状や発生要因などについて、教員による講義及び文献の通読から理解する。	
	ソーシャル ワーク (SW)	SW特論VIB	本講義は、移民や難民など日本で生活している外国人（在日外国人）が抱える日常生活上の諸問題（諸問題）や支援について、ミクロ的側面から理解することを目的とする。具体的には、諸問題（例えば、貧困、社会参加に対する障壁、地域社会とのコンフリクトなど）の現状や発生要因、これらに対する国・自治体・地域社会それぞれが提供する支援の現状や課題について、教員による講義及び文献の通読から理解する。さらに在日外国人に対して今後求められる支援について検討することを目的とする。	
研究指導		社会福祉学研究指導ⅠA	本研究指導の専門領域は、国内外の社会福祉史研究である。受講する院生に社会福祉史に関する修士論文を作成する過程の指導を行う。まず、社会福祉史に関する研究関心の明確化、焦点化を行い、研究計画を作成する。次に、社会福祉史に関する研究関心におけるキーワードの抽出・検討を行い、隣接・関連文献および学術論文の検証を行う。その後、研究素材・方法・課題のオリジナリティの検討を行う。最後に中間総括としての報告を義務づける。受講する院生の各自の研究テーマに即して、社会福祉史に関する修士論文作成に向けた専門的な指導を一貫した視点から定期的に行う。	
研究指導		社会福祉学研究指導ⅠB	本研究指導の専門領域は、国内外の社会福祉史研究である。社会福祉史研究の意義を十分に理解させ、受講する院生に社会福祉史に関する修士論文を作成する過程の指導を行う。まず、研究目的を明確化させ、社会福祉史に関する研究課題の絞り込みを行う。次に、先行研究の分析を通じて研究仮説を設定する。その後、研究手法の検討を行い、研究データの収集、整理、分析方法を検討する。最後に全体総括としての報告を義務づける。受講する院生の各自の研究テーマに即して、社会福祉史に関する修士論文作成に向けた専門的な指導を一貫した視点から定期的に行う。	
研究指導		社会福祉学研究指導ⅡA	受講する院生の各自の研究テーマに即して、修士論文作成に向けた専門的な指導を、修士論文を作成するプロセスを踏まえながら行っていく。まず、社会福祉の人権と政策に関する研究蓄積や研究動向を踏まえながら研究するテーマの明確化、焦点化を行い、研究計画を作成する。そのうえで、研究テーマにかかわるキーワードの抽出・検討を行い、関連する文献等について文献レビューを行う。研究方法についての吟味も行いながら、最後に中間総括としての報告を行ってもらう。	
研究指導		社会福祉学研究指導ⅡB	受講する院生の各自の研究テーマに即して、修士論文作成に向けた専門的な指導を、修士論文を作成するプロセスを踏まえながら行っていく。まず、社会福祉の人権と政策に関する研究蓄積や研究動向を踏まえながら研究するテーマに関する吟味を行い、研究テーマの明確化、絞り込みを行う。次に先行研究の精査を通じて、研究課題を整理し分析する。また、自らの研究を進めていくために必要となるデータ等の収集、整理、分析も行う。そして最後に全体総括としての報告を義務づける。	

授 業 科 目 の 概 要			
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導	社会福祉学研究指導ⅢA	社会福祉政策及び社会福祉立法の分野をテーマに修士論文を作成する学生を対象に論文作成を指導する。その際、社会福祉等の社会保障を基礎付ける生存権の下位規範として制度設計を領導する規範としての連帯について、概念の歴史的形成、社会福祉制度への浸透、利用者の権利保障との関係等の理解が進むよう指導する。これにより、学生の社会福祉制度の歴史、理論等に対する深い理解に立った論文作成能力を涵養する。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅢB	社会福祉政策及び社会福祉立法の分野をテーマに修士論文を作成する学生を対象に論文作成を指導する。その際、社会福祉政策及び立法に対する深い理解を前提に、院生の研究テーマの明確化・絞り込み、先行研究の文献レビューを行い、研究手法を確定させた上で修士論文作成に必要な作業が進むよう指導を行う。最後に、学生による修士論文の報告を義務付ける。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅣA	受講生の修士論文作成への指導を行う。各々の関心はさまざまであるが、地域を基盤として社会福祉の展開が求められるようになっている今日にあっては、地域福祉の視点から政策や実践の主体・対象・方法をとらえていくことは不可欠といえる。このような考えのもと、受講生が各自の研究課題を適確に設定し、それに整合する調査・検証・分析の手続きを適切に行い、論文へと練り上げるプロセスを、助言・指導していく。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅣB	受講生の修士論文作成への指導を行う。本研究指導では、受講生にはこれまでの知識を駆使し、高度な研究成果を生産できることを目的とし、より主体的な研究活動を課す。個々の受講生が研究テーマに即し、地域福祉分野を中心に、適確に課題を設定し、それに整合する調査・検証・分析の手続きを適切に行い、論文を完成させられるよう、助言・指導していく。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅤA	受講する院生に修士論文を作成する過程の指導を行うことを目的とする。研究指導をするのは、子どもの権利に基づく子どもと家庭支援の歴史、理論、制度、実践に関わる領域の政策と支援とする。まず、研究関心の明確化、焦点化をフィールド活動や実習などの体験などから意見交換を行い、研究計画を作成する。次に、研究関心におけるキーワードの抽出・検討を行い、隣接・関連文献および学術論文の検証を行う。その後、研究素材・方法・課題のオリジナリティの検討を行う。最後に中間総括としての報告を義務づける。受講する院生の各自の研究テーマに即して、修士論文作成に向けた専門的な指導を一貫した視点から定期的に行う。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅤB	受講する院生に修士論文を作成する過程の指導を行うことを目的とする。研究指導をするのは子どもの権利に基づく子どもと家庭支援の歴史、理論、制度、実践に関わる領域の政策と支援とする。まず、研究目的を明確化させ、研究課題の絞り込みを行う。次に先行研究の分析を通じて研究仮説を設定する。その後、研究手法（量的・質的、史的等）の検討を行い、研究データの収集、整理、分析方法を検討する。最後に全体総括としての報告を義務づける。受講する院生の各自の研究テーマに即して、修士論文作成に向けた専門的な指導を一貫した視点から定期的に行う。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅥA	本研究指導は「生きづらさ」や「生きにくさ」を経験する障がいのある人たちを支援するソーシャルワークについて各自で文献を精査し、考察する。考察の結果をゼミで報告し、そこで得た知見、スキルをさらに研究で応用する。修士（マスター）は研究の方法を習得することが基盤となるため、各自の研究テーマに沿って研究論文を読む力を涵養し、先行文献を題材に研究方法の理解を実践的に深め、論理的な文章の作成を学ぶ。本研究指導を通じて各院生が修士レベルの論文執筆に取り組めるように指導する。	

授 業 科 目 の 概 要			
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導	社会福祉学研究指導VIB	本研究指導は「生きづらさ」や「生きにくさ」を経験する障がいのある人たちを支援するソーシャルワークについて各自で文献を再査し、考察する。考察の結果をゼミで報告し、そこで得た知見、スキルをさらに研究で応用する。修士（マスター）は研究の方法を習得することが基盤となるため、各自の研究テーマに沿って社会福祉実践に関する研究論文を読む力を涵養し、先行文献を題材に研究方法の理解を実践的に深め、それらを適切に引用して論文とする技術を身につける。本研究指導を通じて各院生が修士レベルの論文を執筆する。	

授 業 科 目 の 概 要			
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程）			
科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容 備考
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SPA）	SPA研究ⅠA	本講義は、社会福祉史の視点から援助原理について検討することを目的とする。まず、「社会責任主義」から「国家責任主義」に移行する時期の社会福祉思想の変遷を明らかにし、社会福祉の担い手の責務の視点から福祉国家の思想形成過程を検証する。次に、「国家責任主義」におけるナショナルミニマム思想の意味を再考し、現代社会の「社会協同主義」に繋がる潮流を探究する。毎回1～2名の院生による関連文献の報告、担当教員による解説、全員による討論という形で授業を進める。
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SPA）	SPA研究ⅠB	本講義は、社会福祉史の視点から福祉サービスにおける義務（「公的機関の義務」、「民間組織の義務」、「専門職の義務」、「一般市民の義務」等）について検討することを目的とする。例えば、古代ギリシアの都市国家や共和制ローマを起源とする「市民共和主義のシティズンシップ論」でいうところの「共同体の成員である市民の義務」等から社会福祉で求められる能動的な義務について追究する。毎回1～2名の院生による関連文献の報告、担当教員による解説、全員による討論という形で授業を進める。
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SPA）	SPA研究ⅡA	本講義では、社会福祉の人権と政策をめぐる諸問題について、人権の観点から考えていくことにしたい。まずは、社会福祉政策における人権や権利が、既存の法制的権利論の観点からみるとどのように位置づけられるのかを検討する。また、社会福祉政策の対象となる権利というのは、どのような特徴を持っているのかについて吟味していく。さらに、社会福祉における権利擁護という営みが、法的な権利救済とどのように異なるのか、そして権利擁護をどのように理論的に整理すればよいのかについて考えていくことにしたい。
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SPA）	SPA研究ⅡB	本講義では、社会福祉の人権と政策をめぐる諸問題について、政策の観点から考えていくことにしたい。その際、福祉サービスにかかわって、個人と社会と政府（行政）がどのような関係にあるのか（あるべきなのか）ということ念頭におきながら考察していく。具体的には、社会福祉の利用者像をめぐる問題（サービスを賢く利用する消費者なのか保護を必要とする利用者なのか等）、バスターナリズムとオートノミーをめぐる問題、シチズンシップと社会権をめぐる問題などを取り上げていくことになる。
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SPA）	SPA研究ⅢA	社会福祉政策及び社会福祉立法に関する高度専門的な理解力・分析力を備えるために必要となる最先端の理論を講義する。具体的には、社会福祉等の社会保障を基礎付ける生存権の下位規範として制度設計を領導する規範であり、実定法上の概念でもある連帯について、特に連帯の母国であるフランスの議論を紹介するとともに、我が国での概念の受容、社会福祉等の社会保障制度への浸透、利用者の権利保障との関係等について講義する。これにより、外国制度も含めた社会福祉制度の歴史、理論等に対する学生の理解力を高め、社会福祉政策に対する分析能力や深い洞察力を涵養する。
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SPA）	SPA研究ⅢB	社会福祉政策及び社会福祉立法に関する高度専門的な理解力・分析力を備えるために必要となる最先端の理論を講義する。具体的には、社会福祉を領導する規範として連帯について、フランス等のヨーロッパにおける社会的排除（ソーシャルエクスクルージョン）の状況と社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の取組みを考察するとともに、我が国における連帯の発現と考えられる生活保護、生活困窮者の自立支援制度等に検討を加える。これにより、社会福祉の基底をなす共生社会の構築に関連する諸制度について、学生の理解力を高めるとともに創造的な実践力を涵養する。

授 業 科 目 の 概 要				
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程）				
科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SPA）	SPA研究ⅣA	地域を基盤とする政策が展開し、地域福祉への期待や責任が増す中で、公私協働、社会福祉法人の役割拡大、住民・当事者による新たな参加型手法の開発、ローカル・ガバナンス、社会的包摂などの概念の重要性が高まっている。本講義では、こうした今日的なタームを手がかりに、題材として選んだ地域福祉に関わる代表的な文献を紐解きながら、政策・主体・方法のあり方について考える。	
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SPA）	SPA研究ⅣB	現代の地域社会が対峙する社会的孤立や社会的排除は、孤立死、詐欺被害、いじめ、摩擦、自殺など、社会的にパルネラブルな立場にある個人・世帯に深刻な問題をもたらしている。それに伴い、地域福祉の政策・実践に求められるものも変化している。また、長年地域を支えてきた地域福祉の主体やシステムも、さまざまな壁に直面している。本講義では、孤立や排除の問題により接近し、その政策化や実践の概念化をリードする文献をもとに、今日の、またこれからの地域福祉について検討する。	
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SPA）	SPA研究ⅤA	本講義では、「社会的排除」の語を手がかりとして、現代社会が直面している問題状況を浮き彫りするとともに、公共的な制度・政策の課題をとらえ直すことを目的として、①「社会的排除」概念の歴史的起源と展開、②隣接概念（貧困・剥奪など）との重なりとずれについて、という2つのトピックスについて検討を行う。	
研究 領域	ソーシャル ポリシー・アド ミニストレー ション（SPA）	SPA研究ⅤB	本講義では、「社会的排除」の語を手がかりとして、現代社会が直面している問題状況を浮き彫りするとともに、公共的な制度・政策の課題をとらえ直すことを目的として、①社会的排除の定式化と測定方法（量的方法と質的方法との補完性について）、②社会政策・公共政策の実態（比較制度分析の方法について）と展望（規範経済学的構想のあり方について）、という2つのトピックスについて検討を行う。加えて、社会的排除の検討を通じて、社会科学の基本的な考え方と方法の批判的検討を試みる。	
研究 領域	ソーシャル ワーク （SW）	SW研究ⅠA	本講義は「生きづらさ」や「生きにくさ」を経験する障がいのある人々を支援するソーシャルワークについて考察しながら、社会福祉学の進展に寄与するためのスキルを実践的に学ぶ。博士（ドクター）の研究の方法を習得し、その方法によってオリジナリティのある論文を執筆することが学びの基盤となる。そのため社会福祉実践に関する研究論文をクリティカルに読む力を涵養し、先行文献を題材にクリティカルな研究方法の理解を深めたい。	
研究 領域	ソーシャル ワーク （SW）	SW研究ⅠB	本講義は「生きづらさ」や「生きにくさ」を経験する障がいのある人々を支援するソーシャルワークについて考察しながら、社会福祉学の進展に寄与するためのスキルを実践的に学び、関連する学会誌への投稿論文を執筆する。博士（ドクター）の研究の方法を習得し、その方法によってオリジナリティのある論文を執筆することが学びの基盤となる。そのため社会福祉実践に関する研究論文をクリティカルに読む力を涵養し、先行文献を適切に引用し、文章化しながら、それらを題材にクリティカルな研究方法の理解を深めたい。	
研究 領域	ソーシャル ワーク （SW）	SW研究ⅡA	本講義は、子どもの権利について学習を深めながら、児童福祉課題をもつ子どもと子育て家庭への支援に関する研究について検討することを目的とする。具体的には児童福祉課題の広がりや深刻さを解決するために求められる学際的な研究の重要性、歴史的な基礎資料の作成、実態を知るための調査資料などにより、新しい子ども主体の視点の必要性や今後の政策や実践の方向性を明らかにする研究をグローバルスタンダードである子どもの権利条約からとらえ直すことを試みる。毎回1～2名の院生による関連文献の報告、担当教員による解説、全員による討論という形で授業を進める。	

授 業 科 目 の 概 要				
(社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程)				
科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW研究ⅡB	本講義では、児童福祉問題を現実が提起している課題を当事者の視点に立って正確に把握するためにその問題の構造、支援の実際、子どもと家族の実態をその問題に関連する歴史的な展開や政策と実践について、子どもの権利の視点から総合的に分析しとらえることを学ぶことを目的とする。とくに子どもの権利の視点から科学的解明した理論やその基礎となる研究方法の理論化が必要とされており、子どもの成長発達支援、社会的養護、子ども支援の方法、家庭支援の方法、まちづくりなどの関連文献調査研究を手がかりにして考える。毎回1～2名の院生による関連文献、調査研究の報告、担当教員による解説、全員による討論という形で授業を進める。	
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW研究ⅢA	社会福祉学会、地域福祉学会、在宅ケア学会などの主要な学会誌を教材とし、直近の優れた論文を読み合いながら、高齢者の福祉と支援に関わる研究の方法と知見を修得することを目的とする。受講者の研究テーマを考慮しつつ、高齢者福祉の制度やシステムに関連する論文を毎回の授業において選定し、研究の背景と目的、研究方法、研究結果や考察について吟味し、その意義や課題について議論する。	隔年
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW研究ⅢB	社会福祉学会、ソーシャルワーク学会、ケアマネジメント学会などの主要な学会誌を教材とし、直近の優れた論文を読み合いながら、高齢者の福祉と支援に関わる研究の方法と知見を修得することを目的とする。受講者の研究テーマを考慮しつつ、高齢者ソーシャルワークやケアに関連する論文を毎回の授業において選定し、研究の背景と目的、研究方法、研究結果や考察について吟味し、その意義や課題について議論する。	隔年
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW研究ⅣA	ソーシャルワークの価値としての権利擁護（アドボカシー）理論の変遷やその出自、人権と権利の違いについて、文献研究を行っていく。また国際連合における諸権利条約、条項、宣言等の内容を検証しつつ、権利の意味についての理解を深めていく。また権利擁護の反対の概念である権利侵害の事例を取り上げ、特に社会福祉施設における権利侵害発生の構造的要因について掘り下げていく。また当事者や市民に焦点をあて、セルフアドボカシーやシチズンアドボカシーの実践事例を検討していく。	
研究 領域	ソーシャル ワーク (SW)	SW研究ⅣB	子ども、障がい、高齢分野における権利擁護に関連する仕組みやシステムを取り上げ、権利擁護実践の評価を行っていく。特に意思判断能力の低下している高齢者、障がいのある人たちへの意思決定支援のあり方を中心に、地域包括ケアや成年後見制度、福祉サービス利用援助事業、などの諸施策を検証し、課題を明確にしていく。また上記諸施策を検証するとともに、パブリックアドボカシーやリーガルアドボカシーに引き付けて実践事例を検討していく。	
研究指導		社会福祉学研究指導ⅠA	生活問題全体と政策対象としての生活問題、あるいは本来対象とされてきた福祉と制度的な福祉の機能には、常に「対立と調和のプロセス」があった。本研究指導では、その「対立と調和のプロセス」をテーマとしながら、受講する院生に社会福祉史に関する博士学位申請論文を作成する過程の指導を行う。具体的には、まず、社会福祉史に関する研究関心の明確化、焦点化を行い、研究計画を作成する。次に、社会福祉史に関する研究関心におけるキーワードの抽出・検討を行い、隣接・関連文献および学術論文の検証を行う。その後、研究目的を明確化させ、研究課題の絞り込みを行う。さらに、先行研究の分析を通じて研究仮説を設定し、研究手法（史的研究手法等）を選択し、研究データの収集、整理、分析方法を検討する。最後に中間総括としての報告を義務づける。	

授 業 科 目 の 概 要			
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導	社会福祉学研究指導ⅠB	本研究指導では、社会福祉における「対立と調和のプロセス」をテーマとしながら、受講する院生に社会福祉史に関する博士学位申請論文を作成する過程の指導を行う。具体的には、受講する院生の各自の研究テーマに即して、社会福祉史に関する博士学位申請論文作成に向けた高度な専門的指導を一貫した視点から定期的に行う。また、国内外の査読（referee）のある学会機関誌や学術雑誌に投稿するために必要な指導を行い、研究成果の公表を積極的に促す指導を行う。個別指導においては、草稿段階から繰り返し推敲し、研究テーマ・研究素材・研究方法において独創性を有した優れた博士論文を作成するための指導を行う。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅡA	受講する院生に、社会福祉の人権と政策に関わる領域における博士学位（甲）論文を作成する過程の指導を行うことを目的とする。まず、研究するテーマの明確化、焦点化を行い、研究計画を作成する。そのうえで、研究テーマにかかわるキーワードの抽出・検討を行い、関連する文献等について文献レビューを行う。研究方法（理論研究、量的調査、質的調査、歴史研究など）についての吟味も行いながら、最後に中間総括としての報告を行ってもらう。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅡB	受講する院生に、社会福祉の人権と政策に関わる領域における博士学位（甲）論文を作成する過程の指導を行うことを目的とする。受講する院生各自の研究テーマに即して、博士学位論文作成に向けた高度な専門的指導を一貫した観点から定期的に行う。査読付の学会機関誌や学術雑誌に投稿するために必要な指導を行い、研究成果の公表を積極的に促す指導を行う。研究テーマ、研究素材、研究方法について常に吟味しながら、独創性のある論文の作成を指導していく。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅢA	社会福祉政策及び社会福祉立法を対象に博士学位（甲）論文を作成する学生に対して、論文作成指導を行うことを目的とする。まず、研究テーマの明確化、先行研究の文献レビューによる研究のオリジナリティの検討、研究方法の詰めを行う。期間を通じて研究の深化を図り、最後に中間総括としての報告を求める。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅢB	社会福祉政策及び社会福祉立法を対象に博士学位（甲）論文を作成する学生に対して、論文作成指導を行うことを目的とする。まず、学生の研究テーマに即した研究の深化が図られるよう、高度専門的な助言・指導を行い。さらに、査読付雑誌への論文投稿についても、必要な水準に達するよう指導を行う。これにより、オリジナリティの高い論文の完成を目指す。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅣA	受講生の博士論文作成への指導を行う。個々の受講生が各自の修士論文研究や実務経験などをいかに再構築し、今日的な研究課題へと継承・発展させられるかを共に考え、地域福祉研究の視点から助言する。また、博士論文として要求される水準に見合った調査・検証・分析方法を受講生が習得し、論文を完成させられるスキルを身に付けられるよう、助言・指導していく。	

授 業 科 目 の 概 要			
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導	社会福祉学研究指導ⅣB	受講者の博士論文作成への指導を行う。各々の関心はさまざまであるが、地域を基盤として社会福祉の展開が求められるようになっている今日にあっては、地域福祉の視点から政策や実践の主体・対象・方法をとらえていくことは不可欠といえる。このような考えのもと、受講生が各自の研究課題を適確に設定し、それに整合する調査・検証・分析の手続きを適切に行い、論文へと練り上げるプロセスを、助言・指導していく。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅤA	受講する院生に博士学位申請論文を作成する過程の指導を行うことを目的とする。研究指導をするのは、子どもの権利に基づく子どもと家庭支援の歴史、理論、制度、実践に関わる領域の政策と支援とする。まず、研究関心の明確化、焦点化を行い、研究関心の明確化を行う。次に、研究関心におけるキーワードの抽出・検討を行い、隣接・関連文献および学術論文の検証を行う。その後、研究目的を明確化させ、研究課題の絞り込みを行う。さらに、先行研究の分析を通じて研究仮説を設定し、研究方法（量的・質的、史的等）を選択し、研究データの収集、整理、分析方法を検討する。研究論文執筆計画を作成する。最後に中間総括としての報告を義務づける。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅤB	受講する院生に博士学位申請論文を作成する過程の指導を行うことを目的とする。研究指導をするのは、子どもの権利に基づく子どもと家庭支援の歴史、理論、制度、実践に関わる領域の政策と支援とする。具体的には、受講する院生の各自の研究テーマに即して、博士学位申請論文作成に向けた高度な専門的指導を一貫した視点から定期的に行う。また、国内外の査読（referee）のある学会機関誌や学術雑誌に投稿するために必要な指導を行い、研究成果の公表を積極的に促す指導を行う。個別指導においては、草稿段階から繰り返し推敲し、研究テーマ・研究素材・研究方法において独創性を有した優れた博士論文を作成するための指導を行う。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅥA	本研究指導は「生きづらさ」や「生きにくさ」を経験するバルネラブルな人々を支援するソーシャルワークについて考察しながら、社会福祉学の進展に寄与するためのスキルを実践的に学び、博士論文を執筆する。各院生はゼミでの報告を通じて、博士（ドクター）レベルの研究の方法を習得し、その方法によってオリジナリティのある論文を執筆することが研究指導の基盤となる。そのため社会福祉実践に関する研究論文をクリティカルに読む力を涵養し、先行文献を題材にクリティカルな研究方法を理解し、各院生が論文を執筆する。	
研究指導	社会福祉学研究指導ⅥB	本研究指導は「生きづらさ」や「生きにくさ」を経験するバルネラブルな人々を支援するソーシャルワークについて考察しながら、社会福祉学の進展に寄与するためのスキルを実践的に学び、論文を執筆する。各院生はゼミでの報告を通じて、博士（ドクター）レベルの研究の方法を習得し、その方法によってオリジナリティのある論文を執筆することが研究指導の基盤となり、関連する学会誌へ投稿するように指導する。そのため社会福祉実践に関する研究論文をクリティカルに読む力を涵養し、先行文献を適切に引用しながら、それらを題材にクリティカルな研究方法を理解し、各院生の博士論文執筆に寄与する。	

学校法人東洋大学 設置認可等に関わる組織の移行表

収容定員 ※学部

平成29年度

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a) × 4
第1部			
文学部	849	－	3,396
経済学部	616	－	2,464
経営学部	682	－	2,728
法学部	500	－	2,000
社会学部	750	－	3,000
理工学部	811	－	3,244
生命科学部	226	－	904
ライフデザイン学部	556	－	2,224
総合情報学部	260	－	1,040
食環境学部	220	－	880
国際学部	390	－	1,560
国際観光学部	366	－	1,464
情報連携学部	400	－	1,600
第1部計	6,626	－	26,504
第2部			
文学部	120	－	480
経済学部	150	－	600
経営学部	110	－	440
法学部	120	－	480
社会学部	175	3年次 10	720
第2部計	675	－	2,720
計	7,301	3年次 10	29,224

平成30年度以降

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a) × 4
第1部			
文学部	849	－	3,396
経済学部	616	－	2,464
経営学部	682	－	2,728
法学部	500	－	2,000
社会学部	750	－	3,000
理工学部	811	－	3,244
生命科学部	226	－	904
ライフデザイン学部	556	－	2,224
総合情報学部	260	－	1,040
食環境学部	220	－	880
国際学部	390	－	1,560
国際観光学部	366	－	1,464
情報連携学部	400	－	1,600
第1部計	6,626	－	26,504
第2部			
文学部	120	－	480
経済学部	150	－	600
経営学部	110	－	440
法学部	120	－	480
社会学部	175	3年次 10	720
第2部計	675	－	2,720
計	7,301	3年次 10	29,224

白山キャンパス

平成29年度

白山キャンパス
【所在地:東京都文京区白山5-28-20】

学部名・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
第1部					
文学部	849	-	3,396		
(内訳)					
哲学科	100	-	400	学士(文学)	文学
東洋思想文化学科	100	-	400		
日本文学文化学科	133	-	532		
国際文化コミュニケーション学科	100	-	400		
英米文学科	133	-	532		
史学科	133	-	532		
教育学科人間発達専攻	100	-	400	学士(教育学)	教育学・保育学
教育学科初等教育専攻	50	-	200		
経済学部	616	-	2,464	学士(経済学)	経済学
経営学部	682	-	2,728	学士(経営学)	経済学
法学部	500	-	2,000	学士(法学)	法学
社会学部	750	-	3,000	学士(社会学)	文学、経済学、 法学
国際学部	390	-	1,560		
(内訳)					
グローバル・イノベーション学科	100	-	400	学士(グローバル・イノベーション学)	経済学
国際地域学科国際地域専攻	210	-	840	学士(国際地域学)	社会学・社会福祉学、経済学
国際地域学科地域総合専攻	80	-	320		
国際観光学部	366	-	1,464		
(内訳)					
国際観光学科	366	-	1,464	学士(国際観光学)	社会学・社会福祉学、経済学
第1部計	4,153	-	16,612		
第2部					
文学部	120	-	480	学士(文学)	文学
経済学部	150	-	600	学士(経済学)	経済学
経営学部	110	-	440	学士(経営学)	経済学
法学部	120	-	480	学士(法学)	法学
社会学部	175	3年次 10	720	学士(社会学)	文学、経済学、 法学
第2部計	675	-	2,720		
計	4,828	3年次 10	19,332		

平成30年度以降

学部名・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
第1部					
文学部	849	-	3,396		
(内訳)					
哲学科	100	-	400	学士(文学)	文学
東洋思想文化学科	100	-	400		
日本文学文化学科	133	-	532		
国際文化コミュニケーション学科	100	-	400		
英米文学科	133	-	532		
史学科	133	-	532		
教育学科人間発達専攻	100	-	400	学士(教育学)	教育学・保育学
教育学科初等教育専攻	50	-	200		
経済学部	616	-	2,464	学士(経済学)	経済学
経営学部	682	-	2,728	学士(経営学)	経済学
法学部	500	-	2,000	学士(法学)	法学
社会学部	750	-	3,000	学士(社会学)	文学、経済学、 法学
国際学部	390	-	1,560		
(内訳)					
グローバル・イノベーション学科	100	-	400	学士(グローバル・イノベーション学)	経済学
国際地域学科国際地域専攻	210	-	840	学士(国際地域学)	社会学・社会福祉学、経済学
国際地域学科地域総合専攻	80	-	320		
国際観光学部	366	-	1,464		
(内訳)					
国際観光学科	366	-	1,464	学士(国際観光学)	社会学・社会福祉学、経済学
第1部計	4,153	-	16,612		
第2部					
文学部	120	-	480	学士(文学)	文学
経済学部	150	-	600	学士(経済学)	経済学
経営学部	110	-	440	学士(経営学)	経済学
法学部	120	-	480	学士(法学)	法学
社会学部	175	3年次 10	720	学士(社会学)	文学、経済学、 法学
第2部計	675	-	2,720		
計	4,828	3年次 10	19,332		

川越キャンパス					
【所在地：埼玉県川越市鯨井2100】					
平成29年度					
学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
理工学部	811	－	3,244		
(内訳)					
機械工学科	180	－	720	学士(理工学)	工学
生体医工学科	113	－	452	学士(理工学)	工学、理学
電気電子情報工学科	113	－	452	学士(理工学)	工学
応用化学科	146	－	584	学士(理工学)	工学
都市環境デザイン学科	113	－	452	学士(工学)	工学
建築学科	146	－	584	学士(工学)	工学
総合情報学部	260	－	1,040		
(内訳)					
総合情報学科	260	－	1,040	学士(情報学)	工学
計	1,071	0	4,284		

平成30年度以降					
学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
理工学部	811	－	3,244		
(内訳)					
機械工学科	180	－	720	学士(理工学)	工学
生体医工学科	113	－	452	学士(理工学)	工学、理学
電気電子情報工学科	113	－	452	学士(理工学)	工学
応用化学科	146	－	584	学士(理工学)	工学
都市環境デザイン学科	113	－	452	学士(工学)	工学
建築学科	146	－	584	学士(工学)	工学
総合情報学部	260	－	1,040		
(内訳)					
総合情報学科	260	－	1,040	学士(情報学)	工学
計	1,071	0	4,284		

朝霞キャンパス					
【所在地：埼玉県朝霞市岡48-1】					
平成29年度					
学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
ライフデザイン学部	556	－	2,224		
(内訳)					
生活支援学科生活支援学専攻	116	－	464	学士(生活支援学)	社会学・社会福祉学、教育学・保育学
生活支援学科子ども支援学専攻	100	－	400		
健康スポーツ学科	180	－	720	学士(健康スポーツ学)	社会学・社会福祉学、保健衛生学(看護学を除く)
人間環境デザイン学科	160	－	640	学士(人間環境デザイン学)	社会学・社会福祉学、家政
計	556	0	2,224		

平成30年度以降					
学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
ライフデザイン学部	556	－	2,224		
(内訳)					
生活支援学科生活支援学専攻	116	－	464	学士(生活支援学)	社会学・社会福祉学、教育学・保育学
生活支援学科子ども支援学専攻	100	－	400		
健康スポーツ学科	180	－	720	学士(健康スポーツ学)	社会学・社会福祉学、保健衛生学(看護学を除く)
人間環境デザイン学科	160	－	640	学士(人間環境デザイン学)	社会学・社会福祉学、家政
計	556	0	2,224		

板倉キャンパス					
【所在地：群馬県邑楽郡板倉町泉野1-1-1】					
平成29年度					
学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
生命科学部	226	－	904		
(内訳)					
生命科学科	113	－	452	学士(生命科学)	理学
応用生物科学科	113	－	452		
食環境科学部	220	－	880		
(内訳)					
食環境科学科フードサイエンス専攻	70	－	280	学士(食環境科学部)	理学、家政
食環境科学科スポーツ・食品機能専攻	50	－	200		
健康栄養学科	100	－	400		
計	446	0	1,784		

平成30年度以降					
学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
生命科学部	226	－	904		
(内訳)					
生命科学科	113	－	452	学士(生命科学)	理学
応用生物科学科	113	－	452		
食環境科学部	220	－	880		
(内訳)					
食環境科学科フードサイエンス専攻	70	－	280	学士(食環境科学部)	理学、家政
食環境科学科スポーツ・食品機能専攻	50	－	200		
健康栄養学科	100	－	400		
計	446	0	1,784		

赤羽台キャンパス					
【所在地：東京都北区赤羽台1-7-12】					
平成29年度					
学部・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
情報連携学部	400	－	1,600		
(内訳)					
情報連携学科	400	－	1,600	学士(情報連携学)	工学・経済学
計	400	0	1,600		

平成30年度以降					
学部・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
情報連携学部	400	－	1,600		
(内訳)					
情報連携学科	400	－	1,600	学士(情報連携学)	工学・経済学
計	400	0	1,600		

収容定員 ※博士前期・修士課程

平成29年度

博士前期・修士課程

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×2
文学研究科	哲学専攻	文学	5	－	10
	インド哲学仏教学専攻	文学	4	－	8
	国文学専攻	文学	10	－	20
	中国哲学専攻	文学	4	－	8
	英文学専攻	文学	5	－	10
	史学専攻	文学	6	－	12
	教育学専攻	教育学・保育学	20	－	40
	英語コミュニケーション専攻	文学	10	－	20
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	10	－	20
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	12	－	24
法学研究科	私法学専攻	法学	10	－	20
	公法学専攻	法学	10	－	20
経営学研究科	経営学専攻	経済学	10	－	20
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	20	－	40
	マーケティング専攻	経済学	10	－	20
理工学研究科	生体医工専攻	工学	18	－	36
	応用化学専攻	工学	12	－	24
	機能システム専攻	工学	15	－	30
	電気電子情報専攻	工学	11	－	22
	都市環境デザイン専攻	工学	8	－	16
	建築学専攻	工学	14	－	28
経済学研究科	経済学専攻	経済学	10	－	20
	公民連携専攻	経済学	30	－	60
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	15	－	30
	国際観光学専攻	経済学	10	－	20
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	20	－	40
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	20	－	40
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	20	－	40
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学	20	－	40
	人間環境デザイン専攻	教育学・保育学、体育 家政	10	－	20
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	12	－	24
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学、社会学・社会福祉学	15	－	30
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	10	－	20
情報連携学研究科	情報連携学専攻	工学	20	－	40
	計		436	0	872

平成30年度以降

博士前期・修士課程（4研究科・7専攻設置）

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×2	変更の事由
文学研究科	哲学専攻	文学	5	－	10	
	インド哲学仏教学専攻	文学	4	－	8	
	国文学専攻	文学	10	－	20	
	中国哲学専攻	文学	4	－	8	
	英文学専攻	文学	5	－	10	
	史学専攻	文学	6	－	12	
	教育学専攻	教育学・保育学	20	－	40	
	英語コミュニケーション専攻	文学	10	－	20	
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	10	－	20	
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	12	－	24	
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	20	－	40	専攻の設置(届出)
法学研究科	私法学専攻	法学	10	－	20	
	公法学専攻	法学	10	－	20	
経営学研究科	経営学専攻	経済学	10	－	20	
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	20	－	40	
	マーケティング専攻	経済学	10	－	20	
理工学研究科	生体医工専攻	工学	18	－	36	
	応用化学専攻	工学	12	－	24	
	機能システム専攻	工学	15	－	30	
	電気電子情報専攻	工学	11	－	22	
	都市環境デザイン専攻	工学	8	－	16	
	建築学専攻	工学	14	－	28	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	10	－	20	
	公民連携専攻	経済学	30	－	60	
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	国際観光学専攻	経済学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
<u>国際学研究科</u>	<u>国際地域学専攻</u>	<u>経済学</u>	<u>15</u>	－	<u>30</u>	研究科の設置(届出)
<u>国際観光学研究科</u>	<u>国際観光学専攻</u>	<u>経済学</u>	<u>15</u>	－	<u>30</u>	研究科の設置(届出)
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	20	－	40	
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	人間環境デザイン専攻	教育学・保育学、体育 家政	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
<u>社会福祉学研究科</u>	<u>社会福祉学専攻</u>	<u>社会学・社会福祉学</u>	<u>20</u>	－	<u>40</u>	研究科の設置(届出)
<u>ライフデザイン学研究科</u>	<u>生活支援学専攻</u>	<u>社会学・社会福祉学</u> <u>教育学・保育学</u>	<u>10</u>	－	<u>20</u>	研究科の設置(届出)
	<u>健康スポーツ学専攻</u>	<u>体育</u>	<u>10</u>	－	<u>20</u>	研究科の設置(届出)
	<u>人間環境デザイン専攻</u>	<u>家政</u>	<u>10</u>	－	<u>20</u>	研究科の設置(届出)
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	12	－	24	
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学、社会学・社会福祉学	15	－	30	
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	10	－	20	
情報連携学研究科	情報連携学専攻	工学	20	－	40	
	計		441	0	882	

収容定員 10名増

収容定員 ※博士後期

平成29年度

博士後期課程

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (b)	編入学定員	収容定員 (b)×3
文学研究科	哲学専攻	文学	3	－	9
	インド哲学仏教学専攻	文学	3	－	9
	国文学専攻	文学	3	－	9
	中国哲学専攻	文学	3	－	9
	英文学専攻	文学	3	－	9
	史学専攻	文学	3	－	9
	教育学専攻	教育学・保育学	4	－	12
	英語コミュニケーション専攻	文学	5	－	15
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	3	－	9
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	5	－	15
法学研究科	私法学専攻	法学	5	－	15
	公法学専攻	法学	5	－	15
経営学研究科	経営学専攻	経済学	5	－	15
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	5	－	15
	マーケティング専攻	経済学	3	－	9
理工学研究科	生体医工専攻	工学	3	－	9
	応用化学専攻	工学	3	－	9
	機能システム専攻	工学	3	－	9
	電気電子情報専攻	工学	3	－	9
	建築・都市デザイン専攻	工学	3	－	9
経済学研究科	経済学専攻	経済学	3	－	9
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	5	－	15
	国際観光学専攻	経済学	3	－	9
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	4	－	12
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	5	－	15
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育	5	－	15
	人間環境デザイン専攻	家政	4	－	12
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	4	－	12
計			106	0	318

平成30年度以降

博士後期課程（6研究科・7専攻設置）

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (b)	編入学定員	収容定員 (b)×3	変更の事由
文学研究科	哲学専攻	文学	3	－	9	
	インド哲学仏教学専攻	文学	3	－	9	
	国文学専攻	文学	3	－	9	
	中国哲学専攻	文学	3	－	9	
	英文学専攻	文学	3	－	9	
	史学専攻	文学	3	－	9	
	教育学専攻	教育学・保育学	4	－	12	
	英語コミュニケーション専攻	文学	5	－	15	
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	3	－	9	
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	5	－	15	
法学研究科	私法学専攻	法学	5	－	15	
	公法学専攻	法学	5	－	15	
経営学研究科	経営学専攻	経済学	5	－	15	
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	5	－	15	
	マーケティング専攻	経済学	3	－	9	
理工学研究科	生体医工専攻	工学	3	－	9	
	応用化学専攻	工学	3	－	9	
	機能システム専攻	工学	3	－	9	
	電気電子情報専攻	工学	3	－	9	
	建築・都市デザイン専攻	工学	3	－	9	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	3	－	9	
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	国際観光学専攻	経済学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
国際学研究科	国際地域学専攻	経済学	5	－	15	研究科の設置(届出)
国際観光学研究科	国際観光学専攻	経済学	3	－	9	研究科の設置(届出)
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	4	－	12	
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	人間環境デザイン専攻	家政	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	5	－	15	研究科の設置(届出)
ライフデザイン学研究科	ヒューマンライフ学専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育	5	－	15	研究科の設置(届出)
	人間環境デザイン専攻	家政	4	－	12	研究科の設置(届出)
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	4	－	12	
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学	3	－	9	研究科の専攻に係る課程の変更(届出)
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	2	－	6	研究科の専攻に係る課程の変更(届出)
計			111	0	333	

収容定員 15名増

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	タケムラ マキオ 竹村 牧男 ＜平成21年9月＞		博士 (文学)		東洋大学学長 (平成21. 9)

教 員 の 氏 名 等												
(社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程)												
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	専	教授 (研究科長)	アキモト ミヨ 秋元 美世 ＜平成30年4月＞		博士 (社会福祉学) ※		社会福祉基礎特論Ⅰ S P A特論Ⅱ A S P A特論Ⅱ B 社会福祉学研究指導Ⅱ A 社会福祉学研究指導Ⅱ B	1前 1・2前 2 1・2後 2 1・2後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成10. 4)	5日
2	専	教授	イナガワ ヒデカズ 伊奈川 秀和 ＜平成30年4月＞		博士 (法学)		S P A特論Ⅲ A S P A特論Ⅲ B 社会福祉学研究指導Ⅲ A 社会福祉学研究指導Ⅲ B	1・2前 1・2後 2 1・2前 1・2後	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成28. 4)	5日
3	専	教授 (専攻長)	カネコ コウイチ 金子 光一 ＜平成30年4月＞		博士 (社会福祉学)		社会福祉基礎特論Ⅱ S P A特論Ⅰ A S P A特論Ⅰ B 社会福祉学研究指導Ⅰ A 社会福祉学研究指導Ⅰ B	1・2後 1・2前 2 1・2後 2 1・2後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成16. 4)	5日
4	専	教授	シムラ ケンイチ 志村 健一 ＜平成30年4月＞		Doctor of Education (米国)		社会福祉基礎特論Ⅳ S W特論Ⅰ A S W特論Ⅰ B 社会福祉学研究指導Ⅵ A 社会福祉学研究指導Ⅵ B	1・2前 1・2前 2 1・2後 2 1・2前 1・2後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成23. 4)	5日
5	専	教授	モリタ アケミ 森田 明美 ＜平成30年4月＞		社会学修士		S W特論Ⅱ A S W特論Ⅱ B 社会福祉学研究指導Ⅴ A 社会福祉学研究指導Ⅴ B	1・2前 1・2後 2 1・2前 1・2後	2 2 2 2	1 1 1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成6. 4)	5日
6	専	准教授	カヤマ ダン 加山 弾 ＜平成30年4月＞		博士 (人間福祉)		社会福祉実務演習 A 社会福祉実務演習 B S P A特論Ⅳ A S P A特論Ⅳ B 社会福祉学研究指導Ⅳ A 社会福祉学研究指導Ⅳ B	1・2前 1・2後 2 1・2前 1・2後 2 1・2前 1・2後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	東洋大学 社会学部 准教授 (平成18. 4)	5日
7	兼任	教授	タカヤマ ナオキ 高山 直樹 ＜平成30年4月＞		修士 (社会福祉学)		S W特論Ⅳ A S W特論Ⅳ B	1・2前 1・2後	2 2	1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成14. 4)	
8	兼任	教授	フジバヤシ ケイコ 藤林 慶子 ＜平成30年4月＞		社会学修士		S P A特論Ⅶ A S P A特論Ⅶ B	1・2前 1・2後	2 2	1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成13. 4)	
9	兼任	准教授	オギノ タカヒト 荻野 剛史 ＜平成30年4月＞		博士 (社会福祉学)		S W特論Ⅵ A S W特論Ⅵ B	1・2前 1・2後	2 2	1 1	東洋大学 社会学部 准教授 (平成27. 4)	
10	兼任	講師	オキクラ トモミ 沖倉 智美 ＜平成30年4月＞		博士 (人間福祉)		S W特論Ⅲ A S W特論Ⅲ B	1・2前 1・2後	2 2	1 1	大正大学 人間学部 教授 (平成13. 4)	
11	兼任	講師	オザワ アツシ 小澤 温 ＜平成30年4月＞		博士 (保健学) ※		社会福祉基礎特論Ⅲ	1・2前	2	1	筑波大学 人間系 教授 (平成23. 4)	
12	兼任	講師	ゴトウ レイコ 後藤 玲子 ＜平成30年4月＞		博士 (経済学)		S P A特論Ⅴ A S P A特論Ⅴ B	1・2前 1・2後	2 2	1 1	一橋大学 経済研究所 教授 (平成25. 4)	

教 員 の 氏 名 等												
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程）												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
13	兼任	講師	ヤマダ トモコ 山田 知子 ＜平成30年4月＞		博士 (学術)		S P A 特論ⅥA S P A 特論ⅥB	1・2前 1・2後	2 2	1 1	放送大学 教養学部 教授 (平成25. 4)	
14	兼任	講師	ワケ ジュンコ 和氣 純子 ＜平成30年4月＞		博士 (社会福祉学)		S W 特論ⅤA 【隔年】 S W 特論ⅤB 【隔年】	1・2前 1・2後	2 2	1 1	首都大学東京 人文科学研究科 教授 (平成23. 4)	

教 員 の 氏 名 等												
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程）												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年 次	担 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大 学等の職務に 従 事 する 週当たり平均 日 数
1	専	教授 (研究科長)	アキモト ミヨ 秋元 美世 ＜平成30年4月＞		博士 (社会福祉学) ※		S P A研究Ⅱ A S P A研究Ⅱ B 社会福祉学研究指導Ⅱ A 社会福祉学研究指導Ⅱ B	1・2・3前 1・2・3後 1・2・3前 1・2・3後	2 2 1 1	1 1 1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成10. 4)	5日
2	専	教授	イナガワ ヒデカズ 伊奈川 秀和 ＜平成30年4月＞		博士 (法学)		S P A研究Ⅲ A S P A研究Ⅲ B 社会福祉学研究指導Ⅲ A 社会福祉学研究指導Ⅲ B	1・2・3前 1・2・3後 1・2・3前 1・2・3後	2 2 1 1	1 1 1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成28. 4)	5日
3	専	教授 (専攻長)	カネコ コウイチ 金子 光一 ＜平成30年4月＞		博士 (社会福祉学)		S P A研究Ⅰ A S P A研究Ⅰ B 社会福祉学研究指導Ⅰ A 社会福祉学研究指導Ⅰ B	1・2・3前 1・2・3後 1・2・3前 1・2・3後	2 2 1 1	1 1 1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成16. 4)	5日
4	専	教授	シムラ ケンイチ 志村 健一 ＜平成30年4月＞		Doctor of Education (米国)		SW研究Ⅰ A SW研究Ⅰ B 社会福祉学研究指導Ⅵ A 社会福祉学研究指導Ⅵ B	1・2・3前 1・2・3後 1・2・3前 1・2・3後	2 2 1 1	1 1 1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成23. 4)	5日
5	専	教授	タカヤマ ナオキ 高山 直樹 ＜平成30年4月＞		修士 (社会福祉学)		SW研究Ⅳ A SW研究Ⅳ B	1・2・3前 1・2・3後	2 2	1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成14. 4)	5日
6	専	教授	モリタ アケミ 森田 明美 ＜平成30年4月＞		社会学修士		SW研究Ⅱ A SW研究Ⅱ B 社会福祉学研究指導Ⅴ A 社会福祉学研究指導Ⅴ B	1・2・3前 1・2・3後 1・2・3前 1・2・3後	2 2 1 1	1 1 1 1	東洋大学 社会学部 教授 (平成6. 4)	5日
7	専	准教授	カヤマ ダン 加山 弾 ＜平成30年4月＞		博士 (人間福祉)		S P A研究Ⅳ A S P A研究Ⅳ B 社会福祉学研究指導Ⅳ A 社会福祉学研究指導Ⅳ B	1・2・3前 1・2・3後 1・2・3前 1・2・3後	2 2 1 1	1 1 1 1	東洋大学 社会学部 准教授 (平成18. 4)	5日
8	兼任	講師	ゴトウ レイコ 後藤 玲子 ＜平成30年4月＞		博士 (経済学)		S P A研究Ⅴ A S P A研究Ⅴ B	1・2・3前 1・2・3後	2 2	1 1	一橋大学 経済研究所 教授 (平成25. 4)	
9	兼任	講師	ワケ ジュンコ 和氣 純子 ＜平成30年4月＞		博士 (社会福祉学)		SW研究Ⅲ A 【隔年】 SW研究Ⅲ B 【隔年】	1・2・3前 1・2・3後	2 2	1 1	首都大学東京 人文科学研究科 教授 (平成23. 4)	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士前期課程）										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	2人	1人	1人	人	4人	
	修 士	人	人	人	人	人	1人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	人	3人	1人	1人	人	5人	
	修 士	人	人	人	人	人	1人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
（社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	2人	1人	1人	人	4人	
	修 士	人	人	人	人	1人	1人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	人	3人	1人	1人	人	5人	
	修 士	人	人	人	人	1人	1人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

① 設置の趣旨及び必要性	・・・p. 1
② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・p. 4
③ 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・p. 5
(教育研究の柱となる領域(分野)の説明も含む)	
④ 教員組織の編成の考え方及び特色	・・・p. 8
⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・p. 9
⑥ 施設、設備の整備計画	・・・p. 12
⑦ 基礎となる学部との関係	・・・p. 13
⑧ 入学者選抜の概要	・・・p. 13
⑨ 「大学院設置基準」第14条(昼夜開講)による教育方法の実施	・・・p. 15
⑩ 管理運営	・・・p. 17
⑪ 自己点検・評価	・・・p. 18
⑫ 情報の公表	・・・p. 19
⑬ 教育内容等の改善のための組織的な研修等	・・・p. 22

設置の趣旨等を記載した書類

①設置の趣旨及び必要性

本学は、明治 20 年に哲学者井上円了が創設した「私立哲学館」によりその歴史が始まり、昭和 22 年の学校教育法施行により昭和 24 年に文学部を設置し東洋大学として発足した。現在では 13 学部を擁する総合大学である。大学院においては昭和 27 年の文学研究科を皮切りに、現在は 14 研究科を擁している。

本学の創立者井上円了は、思想や精神を練磨する術として「哲学」をおき、これを中核とした学問研修の機関として哲学館を創立した。そしてここで学ぶ学生については一般市民を前提とし、教育を通して新しい時代の文化の担い手の養成を志した。

井上円了のこの姿勢は哲学館設立という一事実にとどまらず、後の「巡講」にみられるように、全国行脚を通しての社会的啓蒙活動にもあらわれており、これらの実践活動の中に今日の社会福祉教育の萌芽をみることができる。こうした井上円了の意図は、ひとつの伝統として生きつづけ、没後の大正 10 年、東洋大学夜間部に社会事業科として、わが国最初の社会福祉関係専門学科が誕生したのである。

「社会福祉」が学部学科等の名称に冠せられたのは、昭和 37 年社会学部応用社会学科に専攻コースを設けたのが最初であり、これは平成 4 年に社会福祉学科として独立、同 13 年には社会学部第 2 部（夜間部）に社会福祉学科を設置し、さらに門戸を広げた。大学院に関しては、昭和 41 年に、社会学研究科（昭和 34 年設置）内に社会福祉学専攻の修士課程がまず設置され、その後昭和 53 年に博士後期課程が設置された。

東洋大学における社会福祉学研究の本格化は、日本の高度経済成長期と軌を一にしており、これ以後の社会問題の高度化・複雑化に対応した形で、社会福祉学の研究も発展してきた。その歴史は、社会福祉学専攻が大学院に設置された昭和 41 年を基点としても、既に 50 余年の歴史を歩んできた。そしてこの 50 年の間に、社会福祉学をめぐる位置づけも大きく変化してきた。

高度経済成長を経て日本社会が多様化高度化し、福祉問題が複雑化するのに対応して社会福祉学の研究も発展していった。社会福祉士等の専門職制度の確立や介護保険の制度化に関して社会福祉学は重要な役割を果たしてきた。他方、社会の高齢化・少子化が進行する中で、福祉をめぐる問題は、社会福祉学だけにとどまらず、経済学、政治学、教育学、医学、看護学、建築学などの学問領域でも重要な課題として認識されるようになっていった。福祉問題に対する学際的アプローチが求められるようになったのである。そしてこうした動向を積極的に受け止めて本学が取り組んだのが、社会福祉学を「傘の柄」のように位置づけて、多様な学問領域による福祉問題に対する学際研究の傘をつくりあげることであり、その具体化としての独立研究科「福祉社会デザイン研究科」の開設である。同研究科は、「社会福祉」を共通のベースとし、社会学、心理学、保健学、健康科学、経営

学、保育学、建築学、支援工学といった要素を併せ持つ研究科として学部の垣根を越えて設置された独立研究科であり、「社会福祉学専攻」「福祉社会システム専攻」「ヒューマンデザイン専攻」「人間環境デザイン専攻」の4専攻から構成された。こうして独立研究科では社会福祉学専攻は、福祉問題の学際的研究における傘の柄としての役割を果たすことになったのである。

だが、福祉問題の学際的研究が進展する中で、傘の柄としての社会福祉学の役割も変化してきた。すなわち、それぞれの学問領域において福祉問題を扱うことが特別なことではなくなり、経済学の福祉問題研究、社会学の福祉問題研究、教育学の福祉問題研究、建築学の福祉問題研究等々という具合に、それぞれの学問領域で普通に福祉問題を扱うようになってきたのである。言い換えれば、あえて社会福祉学が傘の柄とならずとも、福祉問題に対する学際的な研究を進めていける状況が生み出されてきたのである。

もちろん福祉問題研究ということでは重なるようになったと言っても、それぞれの学問の領域・分野には固有の特徴や意義というものがあるはずである。その意味で、福祉問題の学際的な研究活動が普通に行われるようになった段階で求められているのは、学問分野間を「つなげていく」こと（それは既に行えるようになってきた）だけではなく、福祉問題とのかかわりで、それぞれの学問分野のアプローチに見られる特徴なり意義といったものを認識できるようにすることなのである。そのためには、福祉問題をめぐるおのおのの学問分野の位置を図るための基準点として、そもそも福祉問題あるいは福祉とは何かということを、あらためて学問的に検討していくことが必要になっているのである。そしてそうした課題は、まさに社会福祉学がその固有のテーマとして長らく携わってきた問題なのである。この度の大学院の組織改編において、社会福祉学専攻が福祉社会デザイン研究科から出て、社会福祉学研究に特化した研究科となるのも、いま社会福祉学に求められている以上のような要請を踏まえてのことなのである。

また、以上のような学問的な意味での必要性に加えて、社会福祉分野のマンパワーに関わる社会的な意味での必要性も高まってきている。労働力需要推計の活用による政策シミュレーション（厚生労働省「雇用政策研究会報告書」2015年12月）によると、医療・福祉分野の就業者数は、経済成長と労働参加が適切に進まないケースであっても、2030年に910万人（2014年は747万人）にまで増加する見込みが示されている。社会福祉の現場ではマンパワーの大幅な拡大が求められているのである。この要求に応えるためには、大学や専門学校において専門の教育を受けた人材を送り出すことが必要となるが、そのためには、そうしたマンパワーを養成する大学、専門学校における教員が相当数求められることになる。これに加えて現場では、スーパーバイザーとしての役割を果たせる専門性を備えた人材も多数必要となるため、こうした社会的要請を満たすには、大学院での高度な専門的知識・能力の教育が不可欠となる。

社会福祉学系大学院での教育の必要性については、「社会福祉系大学院発展のための提案—高度専門職業人養成課程と研究者養成課程の並立をめざして」（日本学術会議社会学委員

会福祉系大学院のあり方に関する分科会報告（2014年9月30日）の中で、ソーシャルワーカーや福祉・介護現場の管理職要請など社会福祉系大学院への潜在的需要が増大しており、研究教育の人材と専門知識と技術の開発力のある高度な教育機関である社会福祉系大学院の果たすべき役割は、よりいっそう重要になっているとも述べられている。

以上を踏まえ、福祉社会デザイン研究科を改組して社会福祉学研究科を新たに設置し、社会福祉学の制度・政策論と援助・技術論とを教育研究の柱として、その社会的要請に応えられるような人材を養成していく。具体的には、博士前期課程においては、修了後、短大・専門学校教員、福祉職の公務員、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO/NGO、企業等の専門職として、福祉の現場でスーパーバイザーとして活動することを、博士後期課程では、マンパワーを養成する大学や専門学校の教員、複雑化する社会福祉問題を研究する研究者として、高度の専門的職業人を養成する側の指導者として活動することを想定している。

また、アジア諸国（とりわけ中国）では、日本以上に少子高齢化の進行が進むことが予想されており、福祉人材の養成が社会的課題となっている。本研究科では、こうしたアジア諸国の福祉人材を教育・養成する大学での指導者となりうる教育者・研究者に関して、留学生を受け入れ、母国において主導的な立場で活躍できる人材を養成することで、そうした要請にも積極的に応えていくものである。この点については、前述の学術会議分科会による報告書でも、「近年、アジアからの留学生、特に中国と韓国からの留学生が増えている。その背景には、中国・韓国で急激に少子高齢化が進展し、福祉・介護ニーズが拡大していることや、同じ東アジアの文化圏に所属し、制度設計や実践の前提となる家族観などの点で共通性を有している点が挙げられよう。」として、そうした要望に応えていくことの重要性が指摘されているのである。

＜社会福祉学研究科社会福祉学専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的＞

【博士前期課程】

人々が抱えるさまざまな生活問題の中で、社会的支援が必要な問題に対し、問題解決に向けたソーシャルアドミニストレーション、コミュニティソーシャルワークやソーシャルアクション等の理論と実践に関して専門的な知見と実践力を有する人材を養成することを目的とする。

特に留学生については、母国において社会福祉の専門家を養成する指導者となりうる人材養成を行う。

地域社会に生起する福祉問題にかかわるニーズに対する分析力やそれらのニーズに対応するために必要な社会資源を創造・開発する能力を習得させることを目的とする。

そのためには利用者・支援者・専門職の協働ということ意識できる力が求められる。そうした力を身につけられるよう、本専攻の教員が関わっている学内研究拠点等での協働に関する実績や、国内外でのフィールド活動を踏まえた教育・指導を行う。

【博士後期課程】

人々が抱えるさまざまな生活問題の中で、社会的支援が必要な福祉課題に対して、その問題構造を分析し対応する方途を探究していくための高度な研究・リサーチ能力を有する人材を養成することを目的とする。

特に留学生については、母国における社会福祉の専門家養成を指導する立場となりうる人材を養成する。

社会福祉に関する研究・リサーチのための研究方法論（歴史研究、政策研究、アドミニストレーション研究、参加型アクションリサーチ、プログラム開発と評価等）を十分に踏まえた研究が行える能力とともに、社会福祉の普遍的な価値を追究する高度な研究成果を国内外に発信できる能力を習得させることを目的とする。

<ディプロマ・ポリシー>

【博士前期課程】

本研究科・専攻における人材養成に関する目的および教育研究上の目的を踏まえ、以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。

社会福祉の人権や価値に関する理論的・歴史的研究の専門的な知見を身につけている。

一人ひとりの利用者の側に立ち、その取り巻く生活環境とニーズを把握し、生活支援を調整・開発していく能力を身につけている。

研究・実践の両面で現代の福祉課題に貢献できる能力を身につけている。

【博士後期課程】

本研究科・専攻における人材養成に関する目的および教育研究上の目的を踏まえ、以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。

社会福祉学の制度・政策論と援助・技術論の統合を視野に入れながら、課題の問題構造を分析できる能力を身につけている。

問題構造を分析し対応する方途を探究していくための高度な研究・リサーチ能力を身につけている。

研究・実践の両面で学術的に高度な専門能力を身につけている。

②研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科名称

社会福祉学研究科 (Graduate School of Social Welfare)

専攻名称

社会福祉学専攻 (Course of Social Welfare)

取得学位の名称

修士 (社会福祉学) (Master of Social Welfare)

修士 (ソーシャルワーク) (Master of Social Work)

博士 (社会福祉学) (Doctor of Social Welfare)

博士 (ソーシャルワーク) (Doctor of Social Work)

本研究科・専攻の名称は、人々が抱えるさまざまな生活問題の中で、社会的支援が必要な福祉問題に取り組むという目的を明示するものとして、上記のとおりとする。

社会福祉学の守備範囲は、社会福祉にかかわる価値・理念・目標、国民の意識、利用者、政策、制度、援助に関わる理論と技術、さらには市民運動など広範な領域におよんでいる。なかでも、社会福祉の政策や制度に関わる領域と援助に関わる領域は、取り扱う現象ならびにそれにとまう依拠する科学方法論の違いもあり、それぞれの領域に焦点化した研究・教育のあり方が期待される。よって学位に付記する専攻分野の名称を修士 (社会福祉学) ないし修士 (ソーシャルワーク)、博士 (社会福祉学) ないし博士 (ソーシャルワーク) とする。

なお、授与する学位は、学生が学位論文に関わる研究テーマを具体的に決定する際に希望する学位を申請し、研究科委員会での論文審査判定時に決定する。

③教育課程の編成の考え方及び特色 (教育研究の柱となる領域 (分野) の説明も含む)

中央教育審議会の「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」(平成 17 年)によると、博士学位課程については「研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う」ことが、その目的・役割として述べられている。また、今後の知識基盤社会にあつては、博士課程修了者が研究・教育機関に限らず社会の多様な場での中核的人材として活躍することを求めている。これを踏まえ、本研究科の教育課程の編成にあたっては、養成した人材が国内外の産業界、公的機関等においても求められる能力を備えるよう配慮している。なお、本研究科では区分制博士課程を取っており、博士前期課程においては、人材養成の目的を踏まえ、高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことも視野に入れた教育課程を編成している。

(教育課程編成の考え方)

社会福祉学とは、社会福祉の問題を解析する科学のことで、福祉に関する政策、制度、運営、実践をトータルに研究し、その成果を実践現場に還元するという学問である。これ

まで福祉社会デザイン研究科にあった社会福祉学専攻においては、「社会福祉原理歴史」「社会福祉政策計画」「ソーシャルワーク」の3つの科目群をコースとして設定し、社会に点在する福祉問題との関わりでその問題点と改善策を探究してきた。今回、福祉社会デザイン研究科を改組し社会福祉学研究科社会福祉学専攻を開設するにあたり、現代社会に点在する社会福祉問題の分析と実践のための研究教育という本研究科の特徴をより明確化するため、カリキュラム・ポリシーに定めたうえで、授業編成の柱立てを部分的に組み直した。すなわち、社会問題としての福祉問題を分析検討することを主眼とした「ソーシャルポリシー・アドミニストレーション（SPS）」と、福祉問題とのかかわりで必要となる支援の問題を取り扱う「ソーシャルワーク（SW）」の2つの研究領域に編成し直したのである。

これらの2つの研究領域では、具体的なコースワークとして、社会福祉の理論や制度・政策を講じる科目（ソーシャルポリシー・アドミニストレーション（SPS））と、社会的にバルネラブルな人びとへの支援について講じる科目（ソーシャルワーク（SW））とを用意した。

学生は自身の研究テーマに関連する分野の科目を、領域横断的に履修することができ、一方では理論・制度・政策から、他方では支援・実践面からといったように、自身の研究テーマへのアプローチ方法に応じて体系的な履修ができる教育課程となっている。加えて、これらのコースワークにおいて身につけた専門的知識を基に、幅広い視点に立った論文執筆のためのリサーチワークを行う。リサーチワークの過程において学生は、自身の研究をより発展させるとともに、自立して研究活動を行うための研究能力を身につけることができる。

<カリキュラム・ポリシー>

【博士前期課程】

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」によりを適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。

授業科目には、共通科目を設定し、社会福祉学研究基礎論（必修）および研究方法論（選択必修）などを履修することで、社会福祉学の研究にとって必要な理論的・歴史的基盤や研究倫理を身につけられるようにする。

また、専門科目では、ソーシャルポリシー・アドミニストレーション（SPA）とソーシャルワーク（SW）の2つの研究領域を設定することで、分野に留まらない横断的な研究を可能にしている。さまざまな福祉課題を抱える人びとへの支援のあり方について、理論的・歴史的な研究に基づいて、政策的・制度的観点および対人援助の観点から検討を加えていく。

研究指導では、本専攻の教員が関わっている学内研究拠点等での協働に関する実績や、国内外でのフィールド活動を踏まえ、学生のニーズに対応した指導を行う。

【博士後期課程】

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。

授業科目では、ソーシャルポリシー・アドミニストレーション（SPA）とソーシャルワーク（SW）の2つの研究領域を設定し、領域横断的な研究が可能となるカリキュラムを編成し、制度・政策論と援助・技術論の統合を視野に入れながら、社会福祉の理論、歴史、制度、政策、計画、ソーシャルワーク、アドボカシー（権利擁護）などに関する高度な学識を教授する。

研究指導では、研究方法論（歴史研究、政策研究、アドミニストレーション研究、参加型アクションリサーチ、プログラム開発と評価等）を十分に踏まえた高度な研究能力とともに、自身の研究成果を国内外へ発信する能力についても指導を行う。

（教育課程の特色）

博士前期課程では、この2つの研究領域によって、高度な研究能力と専門知識に基づく判断力の養成を行うためのカリキュラムを展開する。社会福祉分野の諸課題に関する理論的・歴史的研究を基盤として、さまざまな福祉課題を抱える人びとへの支援のあり方について、政策的・制度的観点および対人援助の観点から検討を加えていく。また、研究方法の基礎や質的・量的データ処理の基礎を学ぶための科目を配置し、そこでの学びを通して、現代社会における社会福祉学分野の基礎的知識が身につけられるようにも配慮している。

博士前期課程の共通科目では、研究基礎論を必修科目に置いて1年の前期で研究方法の基礎を学ぶとともに、研究に必要なデータの取り扱い方を身につけるため、史的データ、量的データ、質的データの処理・分析を扱う科目を配置し、学生が自身の学修課題へのアプローチ方法によって科目を選べるように、選択必修科目とした。

研究領域では、前述のとおり2つの領域に区分しており、ソーシャルポリシー・アドミニストレーション（SPA）に関する研究領域では、社会福祉史研究、社会福祉の人権研究や政策・立法に関する研究、地域福祉や貧困と社会的排除、介護保障などに関する科目として14科目、ソーシャルワーク（SW）に関する研究領域では、子ども・障がい・高齢などの分野における支援を必要としている人への援助に関わる科目として12科目を配置している。

また、リサーチワークとして研究指導科目を12科目配置している。

博士後期課程では、社会福祉の問題に対する分析力やそれらに対応するために必要な社会資源を創造・開発する能力を修得させるためのカリキュラムを展開する。博士前期課程と同様に研究領域を2つに区分し、ソーシャルポリシー・アドミニストレーションの研究領域では、社会福祉史研究、社会福祉の人権研究や政策・立法に関する研究、地域福祉や貧困と社会的排除などにつき、より専門的に学ぶためのコースワークとして、社会福祉の

歴史研究、社会福祉の人権や政策・立法に関する研究、地域福祉や貧困と社会的排除の研究などに関する 10 科目を配置している。他方、ソーシャルワークの研究領域に関しては、子ども・障がい・高齢などの分野における支援を必要としている人への援助に関わるコースワークを 8 科目配置している。

また、研究能力を身につけるためのリサーチワークとして、研究指導科目を 12 科目配置している。

④教員組織の編成の考え方及び特色

本研究科の専任教員は 7 名で、博士前期課程および博士後期課程の授業科目、並びに研究指導を担当する(ただし、7名のうち6名は博士前期課程と博士後期課程の双方を担当し、1名は博士後期課程のみを担当する)。7名のうち6名は教授で、1名が准教授である。博士学位の保有状況では、博士(社会福祉学)2名、博士(人間福祉)1名、Doctor of Education 1名、博士(法学)1名となっている。博士学位を有さない教員にあっても、専門分野は児童福祉、権利擁護となっており、本研究科が対象とする研究分野と整合している。

ソーシャルポリシー・アドミニストレーション領域の基幹となる分野(社会福祉の原理・歴史論、人権論、制度政策論など)、ソーシャルワーク領域の基幹となる分野(ソーシャルワークの総論と各論など)には、上記の専任教員を適切に配置しており、十分な教育研究体制を確保している。

本研究科開設時の専任教員7名の年齢構成は、50歳代が5名、60歳代が2名で、平均年齢は57歳となっている。本研究科では、博士後期課程において十分な研究指導が行える体制づくりを重視した関係から、博士後期課程での論文指導など、研究者としての豊富な経験が強く求められる部分もあり、年齢構成的にはやや高めの構成となっている。

本学では平成7年度までに採用された専任教員の定年は70歳、平成8年度以降に採用された教員については定年が65歳となっている。ただし、年俸契約雇用の制度が導入されており、この制度を利用した場合、平成8年度以降に採用された教員であっても、70歳まで引き続き専任教員として雇用することができる。同制度は、研究者として非常に高い評価があり、学生の教育研究指導のみならず、後進の育成にも不可欠な人材である場合に適用される。本研究科の場合、博士後期課程完成年度以前に定年年齢を超えることになる教員1名についてこの制度を適用している。なお、退職後には速やかに後任となる教員の補充を行い、研究分野と年齢構成とのバランスが保たれた教員組織を維持する。

【資料1】学校法人東洋大学教職員定年規則

【資料2】年俸契約雇用制度に関する要項

⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

ア 教育方法

博士前期課程の授業科目では、少人数クラスであることを生かして、学生間でのディスカッションや協働作業を推進するなど、学生の主体的な学修を取り入れた教育を行う。研究指導においても、指導教員による学生個別のテーマに応じたきめ細かな指導を行う。

博士後期課程は、授業科目では毎回 1～2 名の院生による関連文献の報告、担当教員による解説、全員による討論という形で授業を進め、高度な専門領域の知識を深く習得し、研究指導では指導教員から、研究者として必要な研究方法を学ぶことができるようにしている。また、近接する研究テーマの学生も交え、多くの学生から刺激を受けて自身の研究遂行に役立てる。

イ 履修指導の方法

学生は、各自が入学志願時に提出した「研究計画書」を踏まえ、1 年次の 4 月下旬までに指導教授を選定する。指導教授は、主導教授 1 名・副指導教授 1 名の計 2 名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が 2 名となる場合がある。指導教授選定の過程では、学生が自分の研究テーマに見合った教員を見つけられるようにするために、入学後すぐに専攻全体でガイダンスを行い、専門分野を含め各教員の自己紹介等を通じて、自分の研究テーマと指導教授の専門分野のマッチングが可能となるよう配慮している。

指導教授が決定すると、学生はその指示に従い研究遂行に必要な授業科目を選択し履修するとともに、指導教授の研究指導を受けなければならない。指導教授は担当する授業科目や研究指導の時間の中で、学位論文が完成するまで個々人に応じた的確なアドバイスを続ける。

博士前期課程では、必修科目を含む 30 単位以上の単位修得と修士論文の合格を修了要件としている。授業科目については、まず共通科目の「社会福祉学基礎特論Ⅰ」（研究基礎論）を 1 年春学期の必修科目とした上で、それ以外にも論文作成の基礎学力を身につけるため、測定評価、データ分析、調査法といった内容の授業科目（社会福祉学基礎特論Ⅱ～Ⅳ）を選択必修科目として履修する。共通科目からは必修科目 2 単位、選択科目から 1 科目 2 単位以上の計 4 単位以上を修得することとする。

そして、専門科目として「ソーシャルポリシー・アドミニストレーション（SPA）」と「ソーシャルワーク（SW）」の 2 つの研究領域に配置されている授業科目から、各自の研究テーマに合った授業科目を指導教授と相談しながら履修していくことになる。

博士後期課程の学生も、博士前期課程同様、入学志願時に提出した「研究計画書」を踏まえて 1 年次の 4 月下旬までに指導教授を選ぶ。指導教授は、主導教授 1 名・副指導教授 1 名の計 2 名とする。ただし、研究テーマの専門性などの観点から主指導教授が必要であるとの判断した場合は、副指導教授が 2 名となる場合がある。学生は、指導教授から研究計画、スケジュール、調査方法等について助言を受け、履修すべき授業科目などを決めてい

く。

【資料 3】履修モデル

ウ 研究指導の方法

本研究科では、研究指導における指導教員と院生との双方向のコミュニケーションに重点を置いている。授業等では、ややもするとワンウェイの講義形式に陥りやすいが、院生と教員、院生同士が共通のテーマをもとに活発に議論し、質疑応答するスタイルを貫くことが求められる。これにより学生は、情報を鵜呑みにせず、疑いの目を持って考えることの出来る方法（批判的思考方法）を身につけていく。

博士前期課程の場合、7～8月と1～2月に研究指導の節目として中間報告会を実施する。7～8月の中間報告会は、主に2年次生を対象とする。中間発表を行う2年次生は、この時点において修士論文の全体的構成が出来上がり、関連する調査を終了していることが求められる。中間発表を受けて、論文構成に問題がないかどうかといった意見交換を行う。

博士後期課程では、在学中に博士学位論文の提出要件である審査付き学術雑誌掲載論文1本以上を満たし、かつ博士論文完成にむけて指導していく。この過程で、中間報告会での発表を行い、進捗の確認や専攻全体での指導を受けるのは、博士前期課程と同様であるが、とりわけ博士後期課程では、外部の査読付き論文1本以上の執筆を求め、博士学位取得者にふさわしい研究能力や論文執筆能力の客観的な確保を図っている。

【資料 4】修了までのスケジュール

エ 修了要件

博士前期課程では、本課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、本研究科の目的に応じ「修士学位論文」の審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

また、共通は必修科目2単位、選択科目から1科目2単位以上の計4単位以上を修得することを修了要件とする。

博士後期課程では、本課程に5年（博士前期課程・修士課程を修了したものにあっては、当該課程における在学期間を含む）以上在学し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査および最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、大学院に3年（博士前期課程・修士課程を修了したものにあっては、当該課程における在学期間も含む）以上在学すれば足りるものとする。

なお、本研究科・専攻の開講科目の他に、主指導教員が教育研究上必要と認めるときは、本学その他研究科・専攻の授業科目及び他大学（社会福祉学専攻課程協議会や首都大学コン

ソーシアム等を含む協定校)の授業科目を履修することができ、入学前の既修得単位と合わせて、10単位まで修得した単位を修了要件の単位に充当することができる。

オ 学位論文審査体制

(学位授与の方針について)

学位論文審査にあたっては、東洋大学学位規程に則り、審査の厳格性及び透明性について十分に留意しながら審査を行うものとする。論文審査にあたっては、修士学位、博士学位ともに前述のディプロマ・ポリシーを満たし、その論文が研究の学術的意義を有しているかどうか、申請者が研究の推進能力、研究成果の論理的説明能力、研究分野に関する幅広い専門的知識を有しているか等を基にした学位論文審査基準に照らして審査を行う。なお、この基準はガイダンス等で事前に周知する。

(審査体制について)

論文審査体制では、当該分野の専門性を担保するため、指導教授が主査となる場合があるが、審査員に副査を置いて公平性に留意するとともに、公聴会を開催するなど、審査の透明性を確保している。

修士学位論文の審査にあたっては、専攻の専任教員全員が参加する口頭試問を行い、評価を行う。口頭試問の評価を踏まえた論文審査結果は、研究科委員会において審議され、可否を決定する。

博士学位論文の審査にあたっては、当該論文が主・副指導教授による予備的審査を経て研究科に提出されると、審査委員会が組織される。審査委員会は主査・副査から組織される。この副査のうち1名は、審査の専門性及び透明性の観点から、原則学外者を入れる。審査委員会は4～5回開催され、うち1回は学生が参加し口頭試問を受ける。論文審査結果は、研究科委員会において主査から報告の後可否の審議に付され、論文審査内容と研究科委員会審議結果は研究科長会議での報告と学内稟議手続によって学長へ報告される。このようなプロセスを経ることにより、公平性・厳格性を担保している。

合格した学位論文のうち、修士論文は研究科に、博士論文は本学図書館に納入される。このうち博士論文については、全文並びに論文の内容の要旨および審査の結果の要旨を、東洋大学学術情報リポジトリによって公表する。

カ 研究の倫理審査体制

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、大学及び研究者としての倫理規範や責務等を東洋大学研究倫理規程に定めるとともに、研究者の研究活動における不正行為の防止及び対処を目的として東洋大学研究倫理委員会規程を定めて運用している。あわせて、公的研究費について、「研究機関における公的研究費の

管理・監査のガイドライン」に基づき、東洋大学公的研究費運営・管理規程を定め、適正な管理及び運営を行うこととし、適切な研究活動のために環境を整備している。学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて研究倫理教育を実施するとともに、指導教授から研究指導を通じて継続的に研究倫理教育が行われる。

また、本研究科の研究領域に係る研究倫理の審査体制として、学生はアンケートやインタビューなどの調査を行うにあたって、研究科内に設置された研究倫理審査委員会の承認を得ることとなっている。

【資料 5】東洋大学研究倫理規程

【資料 6】東洋大学研究倫理委員会規程

【資料 7】東洋大学公的研究費運営及び管理規程

【資料 8】東洋大学社会福祉学研究科研究等倫理委員会内規

⑥施設、設備の整備計画

社会福祉学研究科が設置される白山キャンパスは、東京都文京区白山にある都市型キャンパスである。校地面積が 35,897.67 m²、校舎面積が 95,320.01 m²で、学部と施設を共有する。面積は決して広いとはいえないが、キャンパスのメインエントランスであり、中央に泉が流れ沿道が樹木に彩られた「甬水の森」や、解放感のある憩いの空間である「キャンパスプラザ」、4 号館のアリーナや多目的スペース、食堂については、3 号館（地下）・8 号館（地下・1 階）、6 号館の 1,300 席のフードコート食堂など、学生の休息その他の利用のための空間も用意されている。なお、平成 24 年 11 月に新たに加わった 8 号館は、地下 1 階・地上 8 階建てで、大きな開口部から外光が差し込むエントランス空間は、透明感のあるアトリウムとなっており、外に開かれた大学を象徴している。

教室数は、小教室（99 名以下）が 120 室、中教室（100～269 名）が 33 室、大教室（270 名以上）が 15 室、PC 教室が 12 室設置されている。また、規模ごとの教室稼働率は小教室が 54%、中教室が 59%、大教室が 58%、PC 教室が 52%となっており、学部と共用ではあるが、数量と有効なキャパシティとの両面で、25 名（博士前期課程 20 名／博士後期課程 5 名）の入学定員である院生に対して十分対応できる設備を整えている。

院生の研究環境としては、研究科毎に大学院生専用の共同研究室を設けており、共用のデスクや PC、個人用ロッカーを設置するなどしてその環境を整えている。本研究科についても開設年度までに同様の整備を行う。

また、本研究科専任研究室として 7 室を設けており、個別の研究室を設けることでオフィスアワーを設定し、大学院生が自由に研究等の相談ができる環境を確保している。

東洋大学に既存する白山キャンパス、朝霞キャンパス、板倉キャンパス及び川越キャンパスにそれぞれ図書館が整備されており、各キャンパス間を毎日巡回しているシャトル便

によって、早い場合は希望した翌日に図書を取り寄せることができ、他キャンパスの図書館蔵書図書を有効に利用することが可能である。全キャンパスの図書館の蔵書数は、合計で156万冊（平成29年2月17日現在）を超えており、教育・研究上、非常に有効な資源である。なお、完成年度には161（H31：159）万冊を超える蔵書数になる予定である。

これらの図書および雑誌等の資料は、本学の蔵書検索システム(OPAC)で学内はもとより学外からも検索することが可能であるとともに、他キャンパス図書館資料の取り寄せ申し込みおよび予約も可能である。さらに国立情報学研究所(NII)が提供している NACSIS Webcat により総合目録データベースの情報検索が可能であり、相互貸借システムである NACSIS ILL により他大学図書館および他機関の文献複写や図書資料の取寄せも充実している。さらに利用者に最新の情報を速やかに提供するために、毎年、データベース・電子ジャーナルの充実・整備を図っており、ホームページを通して図書館内はもちろん、各教員の研究室などネットの環境が整備されている場所から利用できる。大学図書館コンソーシアム連合 (Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources : JUSTICE) に加入し、電子ジャーナルをはじめとした学術情報を、安定的・継続的に確保することに努めている。

以上のことから、白山キャンパスの施設・設備の現状は、関係法令に規定する要件を十分に満たすものである。

【資料 9】 大学院生共同研究室フロア及び室内見取図

⑦基礎となる学部との関係

本研究科は、社会学部社会福祉学科を基礎とし、カリキュラムにおいて設定した2領域（ソーシャルポリシー・アドミニストレーションとソーシャルワーク）は、社会福祉学科での学部教育の柱となっている「社会福祉の制度政策」と「ソーシャルワーク」に対応するものでもある。そしてこれにより、教育研究の柱となる領域の繋がりは連続しており、学士課程から博士前期課程、博士後期課程へと履修を積み重ねていく中で、一貫性かつ発展性のある指導が実現できる。また、本研究科のすべての専任教員は社会学部社会福祉学科の専任教員を兼ねていることも、一貫性のある教育が行える体制を担保している。このように、教員組織の構成、カリキュラムの編成は学部教育との緊密な連携が図られている。

【資料 10】 基礎となる学部との関係

⑧入学者選抜の概要

本学は、学校教育法第102条及び学校教育法施行規則第155～第166条に照らし、東洋大学大学院学則第30条に「入学の資格」を定めている。本研究科では、アドミッション・ポリシーにおいて次のような入学者を求める。

<アドミッション・ポリシー>

【博士前期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。

社会福祉を研究するのに必要な基礎的知識を有する者

他者と討議をし、自らの思考力と判断力を高めていける能力のある者

それぞれの関心を研究テーマに高める過程で、日常的思考から研究的思考に脱皮する意欲のある者

【博士後期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。

博士前期課程あるいは修士課程レベルの専門知識を有する者

学術的で高度な研究成果を主体的に生み出せる思考力・判断力を有する者

現場実践を指導できる見識や能力を身につける意欲のある者

このアドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるために、以下のような入学者選抜を実施する。

(1) 博士前期課程

<入学者選抜方法>

入学試験種別	選考項目
一般入試	書類選考・筆記試験・面接
社会人入試	
外国人留学生入試	
学内推薦入試	

博士前期課程については、8月末、11月末、2月中旬の計3回の選抜試験を行い入学者を選抜する。志望動機と研究計画を詳しく書いた「研究計画書」等の提出を求め、選抜試験当日には筆記試験と面接を行う。面接試験では研究計画書等の提出書類に基づいて丁寧なヒアリングを行い、アドミッション・ポリシーに即した人材を選抜する。

社会人入試については、入学時において、4年生大学卒業後2年を経過し、本研究科に関連のある事業もしくは事務に従事した実務経験が通算2年以上の者を対象とする。外国人留学生入試については、筆記試験及び面接において基礎知識・能力と共に日本語能力の判断を行う。学内推薦入試については、在学中の成績が所定の出願基準を満たした者として、学部成績上位15%程度を対象とする。

可否については研究科委員会で審議を行い、その意見を聞いて学長が決定する。なお、

入学定員は 20 名とし、入学試験種別ごとの枠は設けていない。

(2) 博士後期課程

<入学者選抜方法>

入学試験種別	選考項目
一般入試	書類選考・筆記試験・面接
社会人入試	
外国人留学生入試	
学内推薦入試	書類選考・面接

博士後期課程については、8 月末と 2 月中旬に選抜試験を行う。ただし、8 月は留学生のみを対象にした入試を行う。博士前期課程と同様、志望動機と研究計画を詳しく書いた「研究計画書」等の提出を求め、選抜試験当日には筆記試験と面接を行う。面接試験では研究計画書等の提出書類に基づいて丁寧なヒアリングを行い、アドミッション・ポリシーに即した人材を選抜する。

社会人入試については、入学時において、修士の学位を有し、本研究科に関連のある事業もしくは事務に従事した実務経験が通算 2 年以上の者を対象とする。外国人留学生入試については、筆記試験及び面接において専門知識・能力と共に日本語能力の判断を行う。学内推薦入試については、在学中の成績が所定の出願基準を満たした者を対象とする。

合否については研究科委員会で審議を行い、その意見を聞いて学長が決定する。なお、入学定員は 5 名とし、入学試験種別ごとの枠は設けていない。

正規の学生以外に、科目等履修生、聴講生等も受け入れるが、この場合も正規の学生の教育に影響を与えないよう、受入数は若干名とし、面接を行うなどしてその目的、意欲をよく確かめた上で受講を認める予定である。

⑨「大学院設置基準」第 14 条（昼夜開講）による教育方法の実施

本研究科では、「大学院設置基準」第 14 条の規定に基づき、社会人学生への配慮を行う。

ア 修業年限

博士前期課程の修業年限は、2 年を標準修業年限とし、在学できる最長年限は 4 年と定めている。ただし、学生が職業を有している等の事情がある場合で標準修業年限で修了することが困難であると認められる者については、所定の期間に申請書類を学長へ提出することにより、標準在学年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる、長期履修制度を設ける。この長期履修制度により認められる履修期間は 3 年間とする。

博士後期課程の修業年限は、3 年を標準修業年限とし、在学できる最長年限は 6 年とする。

イ 履修指導及び研究指導の方法

「⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」で記載した内容を踏まえて、授業及び演習等の授業時間帯及びオフィスアワーにおいて、個別あるいは集団的に行う。

ウ 授業の実施方法

授業時間帯は、1時限から7時限まで（9時00分～21時25分）、土曜日は1時限から5時限（9時00分～18時00分）とする。本研究科では、社会人大学院生の履修のしやすさを考慮した時間割を編成し、大学院生の選択の幅を広げるとともに、社会人大学院生にとって業務との両立を可能にする。

エ 教員の負担の程度

全学方針として、大学院を週2コマ以上担当する場合は、学部授業を週4コマに削減できることが定められており、大学院授業の負担の程度は半期科目で年間4コマを基本とし、その負担については学部授業も含めて調整を図る。また、昼夜開講制の実施による教員の負担を軽減するため、開講科目を厳選する。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本研究科を開設する白山キャンパス図書館の利用時間は、平日8時45分～22時00分、土曜日は8時45分～20時00分である。また、情報処理施設として学生に開放しているナレッジスクエアや開放PC教室の利用時間は、平日・土曜日9時00分～21時30分であり、加えて平日・土日8時00分～23時00分で利用が出来る院生共同研究室を設置しており、学生の学習・研究活動に支障はない。

大学院を担当する事務局として、大学院教務課が置かれている。窓口時間は平日9時30分～20時30分、土曜日9時30分～16時45分としており、学生の教育研究支援体制を整えている。なお、警備員が24時間常駐して安全管理に当たっている。

カ 入学者選抜の概要

「⑧入学者選抜の概要」に記載のとおり運用を行っている。定員については別枠を設けず、通常の定員枠（博士前期課程：定員20名／博士後期課程：定員5名）で運用する。

キ 博士課程において必要とされる分野であること

少子高齢社会の中で、社会福祉にかかわる諸問題について学問的に高度な分析評価を行える人材が求められている。特に博士後期課程では、現在大学や専門学校等で指導者の立場にある社会人が、より高度な知識と研究能力の習得を目的として進学してくることが想定されることから、昼夜開講とすることで社会人学生の通学負担を軽減する。

ク 博士課程において、大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

専任教員 6 名が博士後期課程の研究指導を担当できる体制を用意し、指導する学生の分散化を図ることで、特定の教員に負担が偏ることのないよう配慮している。

⑩管理運営

社会福祉学研究科に、社会福祉学研究科の関係事項を審議するために「東洋大学大学院研究科委員会規程」に基づき、社会福祉学研究科委員会を設置する。研究科委員会は、当該研究科の研究指導を担当する本学専任教員をもって組織する。ただし、必要に応じて本学専任教員の授業担当者及び東洋大学大学院学則第 20 条第 3 項に規定する客員教授を加えることができる。原則として月 1 回の定例社会福祉学研究科委員会を開催する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。

研究科に研究科長を置き、研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となる。研究科委員会は定員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、これを開くことができない。なお、研究科委員会の議題は、以下のとおりである。

- (1) 学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項
 - ・ 学生の入学、修了及び課程の修了に関する事項
 - ・ 修士学位及び博士学位の授与に関する事項
 - ・ 名誉博士学位の授与に関する事項
 - ・ 学生の退学、休学等に関する事項
 - ・ その他、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要と学長が認める事項
- (2) 当該研究科の運営に関する事項
 - ・ 研究科長の推薦に関する事項
 - ・ 研究科委員の選出に関する事項
 - ・ 専攻長の推薦に関する事項
 - ・ 単位認定試験に関する事項
 - ・ 学位論文審査に関する事項
 - ・ 学生の指導及び賞罰に関する事項
 - ・ 教育課程及び授業科目担当者に関する事項
 - ・ 大学院教員資格審査に関する事項
 - ・ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する事項
 - ・ 成績評価基準等の明示に関する事項
 - ・ 教育内容の改善のための組織的な研修に関する事項

- ・その他、研究科長が必要と認める事項

⑩自己点検・評価

本学では、学校教育法第 109 条に対応して、東洋大学大学院学則第 1 条の 2 に「本大学院は、教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めており、その実施体制として「東洋大学自己点検・評価活動推進委員会」を設置している。

同委員会は、副学長を委員長として、各学部・各研究科の自己点検・評価に係る委員会の委員長、教務部長、学生部長により構成され、本学全体及び各部署の自己点検・評価活動を支援するための方策、指針の決定や、本学各部署の自己点検・評価活動の検証を行うこととしている。

この体制のもとで、「学科・専攻等における自己点検・評価の実施ガイドライン」を定め、全学科全専攻において、毎年度、統一フォーマットによる自己点検・評価を行っている。評価項目については、大学基準協会の新評価システムに対応したものとし、各学科・各専攻が実施した自己点検・評価結果については、同委員会において結果の集約・検証を行った上で、学長に報告を行っており、検証過程では委員による相互検証（ピア・レビュー）を実施するなど、自己点検・評価結果の精度向上を目指した仕組みを取り入れている。また、各学科・各専攻の自己点検・評価結果において、目標への達成度が低かった項目については、自己点検・評価の実施後に、改善方策と改善時期の提出を各学科・専攻に求め、そのことを通じて内部質保証システムの構築を図っている。

平成 26 年度には、大学基準協会による第 2 期の認証評価を受審し、平成 27 年 3 月、第 1 期目に引き続き「大学基準に適合していると認定する」との評価を受けた。第 1 期受審（平成 19 年度）の際に指摘された助言は 12 項目であったが、第 2 期受審の際には努力課題として 4 項目の指摘となっている。指摘事項が減少したことは、上述したとおり統一フォーマットによる自己点検・評価を行うなど、継続的に内部質保証システムの構築と改善に取り組んできたことが評価されたものである。また、第 2 期受審の際に指摘された努力課題 4 項目中 3 項目は大学院に関するものであったが、そのうち修士論文の審査基準と研究指導計画の明示については、指摘を踏まえて平成 27 年度中に研究科長会議及び FD 推進委員会、各研究科委員会において検討を行い、現在すでに対応済みとなっており、認証評価を組み入れた実質的な自己点検・評価活動を行っている。

上記のことから、本学では、学校教育法第 109 条に則して、本学の教育研究水準の向上に資するために、自己点検・評価に取り組んでいるといえる。

⑫情報の公表

本学では、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応して、東洋大学大学院学則第 1 条の 3 に「本大学院は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況についての情報を公表する。」、また、同第 2 項に「前項に規定するもののほか、教育上の目的に応じ本大学院生（以下「学生」という。）が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努める。」と定め、教育研究活動等の状況についての情報の公表に取り組んでいる。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況に関する情報については、大学ホームページの「トップ>大学紹介>情報公開>教育情報公開」のページを中心に、すべて公表している。公表している情報は以下のとおりである。

(<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>)

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・各学部学科、各研究科専攻の教育目的・教育目標

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/69150.html>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

- ・組織図

<https://www.toyo.ac.jp/site/foundation/oc00-organization.html>

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教員数（職名・性別別）

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81998.html>

- ・教員数（年齢別）

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81814.html>

- ・教員一人当たりの学生数

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81742.html>

- ・専任教員と非常勤教員の比率

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81576.html>

- ・役職一覧（教員）

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/20150827.html>

- ・東洋大学研究者情報データベース

<http://ris.toyo.ac.jp/search/index.html>

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するこ

と

- ・各学部学科、各研究科専攻の入学者に関する受入方針
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/69151.html>
- ・入学者数（学部・学科別（1部／2部）・通信教育部・大学院・編入・附属高校等）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81627.html>
- ・入学者数の推移（過去5年～学部・学科別（1部／2部）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81747.html>
- ・入学者数の推移（過去3年～大学院学生）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81812.html>
- ・定員数（学部・学科別（1部／2部）・大学院・通信教育部・附属高校等）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81422.html>
- ・収容定員充足率 学部・学科別（1部／2部）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81433.html>
- ・学生数（学部第1部・第2部）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81438.html>
（大学院・通信・附属高校等）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/82024.html>
（キャンパス別）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/82032.html>
- ・卒業者数・修了者数
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/82004.html>
- ・就職状況
<http://www.toyo.ac.jp/site/career/data.html>
- ・主な就職先
<http://www.toyo.ac.jp/site/career/employment.html>
- ・進学者数
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81877.html>

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・年間授業計画、シラバス、授業概要 <https://g-sys.toyo.ac.jp/syllabus/>

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・履修モデル・主要科目の特長・授業評価基準・卒業（修了）認定基準等（履修要覧抜粋）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・各キャンパスの校地・校舎等 学生の教育研究環境

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・授業料・入学料その他大学等が徴収する費用

<http://www.toyo.ac.jp/site/jyugyou/campuslife-g02-index.html>

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・学生生活支援

<http://www.toyo.ac.jp/life/4/4/>

- ・キャリア形成支援

<http://www.toyo.ac.jp/life/5/5/>

- ・留学生支援

<http://www.toyo.ac.jp/site/international02/>

- ・障がい学生支援

<http://www.toyo.ac.jp/site/handicap/campuslife-g03-index.html>

コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

- ・学則

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>

- ・設置届出書および履行状況報告書

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/fulfillment.html>

- ・自己点検・評価

<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/72905.html>

- ・認証評価

<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/72906.html>

- ・外部評価

<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/out.html>

- ・格付け

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/rate.html>

また本学では、教育活動の情報提供について、ステークホルダーにより提供する方法や、媒体に工夫を加えている。特に、父母等に対しては、ホームページ上の公表だけではなく、年3回程度発行される「東洋大学報」を毎号発送することや、全国にある父母会（東洋大

学甫水会)の支部総会において、学長、学部長、学科長等が教育活動を中心に大学の活動を報告するなど、積極的に情報の提供を行っている。

⑬教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、大学院設置基準第14条の3及び第43条に対応して、東洋大学大学院学則第6条の3各項に「本大学院は、本大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。」「本大学院は、前項に加え、大学院の運営の高度化を図ることを目的として、教職員が大学院の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修を実施する。」と定めている。

平成20年度に「東洋大学FD推進センター」を設置し、各教員の教育方法の改善を主な目的として、講演会やワークショップ、授業評価アンケートの実施などに取り組んできた。一方で高等教育を取り巻く状況として、学生の主体的な学びの促進や成績評価の厳格化、社会との連携強化や国際化の進展、ICTによる高等教育のオープン化などが急速に進められており、本学としてもこの状況に対応すべく、平成29年度から組織を発展的に改組し、高等教育機関として、教育活動の継続的な改革及び改善について、組織的な推進及び支援を目的とした「東洋大学高等教育推進センター」「高等教育推進委員会」を設置するにいたった。「東洋大学高等教育推進センター」では、以下の9点を中心に事業を行っている。

- (1) 教育内容及び方法改善のための調査、研究及び支援
- (2) FD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）の研究会、研修会及び講演会等の企画、実施及び支援
- (3) 国内外の高等教育の動向に係る調査、研究及び情報提供
- (4) 新たな教育形態及び教育プログラムの研究及び開発
- (5) 各学部及び研究科での教育活動の改革及び改善の情報交換、調整及び支援
- (6) その他高等教育推進センターの目的達成に必要な事項

また、高等教育推進委員会では委員会全体での活動の他に、4つの部会（教育方法改善部会、FD・SD研修部会、高等教育研究部会、教育開発・改革部会）を設け、部会単位でも活動を行っている。各部会の活動概要は以下のとおりである。

- (1) 教育方法改善部会
 - ・ 授業評価アンケートの開発、分析及び活用
 - ・ アクティブ・ラーニング、主体的学習の促進
 - ・ 学生の学習成果の把握と検証
- (2) FD・SD研修部会
 - ・ 全学的な研修会の企画、実施
 - ・ 各学部・研究科の研修の支援
 - ・ センター活動の広報、HP、印刷物の制作

(3) 高等教育研究部会

- ・国内外の高等教育の動向の調査、研究
- ・教育の国際標準化のための情報提供、提言
- ・学会、他大学との連携、情報交換

(4) 教育開発・改革部会

- ・新たな教育形態（ICT、反転授業）の研究
- ・学部横断教育プログラムの開発
- ・外部資金獲得に向けた取組の検討

これらの「東洋大学高等教育推進センター」、「高等教育推進委員会」及び各部会での活動に加えて、従来より、学生FDチームによるFD活動や、各学部・研究科でのFD活動が行われている。学生FDチームによるFD活動は、学生の大学生活の中心である授業を、教員、職員、学生の三位一体で改善、向上させようとする取り組みであり、教職員合同会議の実施や学生を対象としたセミナー・ワークショップの開催、関東圏で学生FD活動に取り組む大学と連携して、情報・意見交換やノウハウの共有、研修などを行っている。各学部・研究科でのFD活動では、学部・研究科内にFD委員会を設けたり、また自己点検・評価委員会と連携したりしながらFD活動を進めており、毎年発行する「東洋大学FD推進センター活動報告書」に各学部、各研究科に掲載し、状況の共有化を行ってきた。組織を「東洋大学高等教育推進センター」、「高等教育推進委員会」に改めた後も、引き続きこれらの活動を行っていく。

本研究科では、全学での取り組みに加えて固有の取り組みとして以下のことを行う。

院生の論文執筆にあたっては、直接論文指導にあたる教員だけでなく、直接には担当していない教員とも個別に情報交換を従来から行ってきた。新研究科への改組後は、これまで個別に行ってきた情報等（当該の院生が論文執筆に向けて現在どのような段階にあるのか、またどのような課題を抱えているのか等）の共有について、組織的に制度化することを考えている。具体的には、毎月の定例の研究科委員会の終了後、そのために必要な時間をとる。さらにこの場では、こうした情報共有だけでなく、院生への教育・指導にあたって個々の教員が工夫していること、あるいは困難を感じていることを出し合い、専攻・研究科としてのFD活動の場としても活用することも想定している。

上記のことから、本学では、大学院設置基準第14条の3及び第43条に則して、授業等教育内容及び方法の改善、また、その効果的な運営を図るために教職員に求められる能力及び資質の向上を図るための組織的な取り組みを実施しているといえる。

以 上

資料目次

資料 1	学校法人東洋大学教職員定年規則
資料 2	年俸契約雇用制度に関する要項
資料 3	履修モデル
資料 4	修了までのスケジュール
資料 5	東洋大学研究倫理規程
資料 6	東洋大学研究倫理委員会規程
資料 7	東洋大学公的研究費運営及び管理規程
資料 8	東洋大学社会福祉学研究科研究等倫理委員会内規
資料 9	大学院生共同研究室フロア及び室内見取図
資料 10	基礎となる学部との関係

改正	昭和39年9月1日	昭和40年9月1日
	昭和47年4月1日	平成8年4月1日
	平成14年4月1日	平成23年4月1日
	平成26年8月1日	

第1条 学校法人東洋大学の設置する学校の専任の教員及び専任の事務職員の定年は、大学及び附属高等学校等に在職する教員については満65歳とし、事務職員については満60歳とする。

第2条 前条に該当する教職員は、定年に達した日の属する年度末に退職するものとする。

第3条 この規則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定にかかわらず、平成7年度以前に専任教員として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規程第18号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第42号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第127号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

年俸契約雇用制度に関する要項

(目的)

- 1 この制度は、本学が特に必要と認めた場合に、年俸契約雇用制により専任教員を任用することを目的とする。

(適用対象)

- 2 年俸契約制は、次の場合に適用する。
 - (1) 原則として大学院の科目担当者（修士課程研究指導担当以上）を任用する場合
 - (2) 全国的に評価の高い学者などを任用する場合
 - (3) その他、本学が特に必要と認めた場合

(契約期間)

- 3 契約期間は1年とし、原則として契約更改の限度は4回とする。

(雇用年齢)

- 4 雇用年齢は、原則として70才までとする。ただし、この制度により他機関から任用する場合、雇用開始年齢は65歳未満とすることができる。

(年俸額)

- 5 年俸額は、在職時（前職時）の給与支給額を勘案し定める。

(退職金)

- 6 退職金は支給しない。

(契約)

- 7 契約については別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

履修モデル

社会福祉学専攻 博士前期課程

履修モデル1 (ソーシャルポリシー・アドミニストレーション (SPA) 領域)

履修モデルの目的：

社会福祉にかかわる制度政策について専門的知識を有し、高齢社会や貧困の問題など現代社会が直面している福祉問題に応答していく方策を、人権などの価値の観点から考えていく力を身につける。これらは、たとえば地方自治体の職員が地域の福祉課題に対応する際に求められる能力である。

年次		科目区分	単位数		授業科目	授業内容
			必修	選択		
1 年 次	春 学 期	共通科目	2		社会福祉基礎特論Ⅰ	研究基礎論
		共通科目		2	社会福祉基礎特論Ⅲ	研究方法論B（量的データの分析）
		共通科目		2	社会福祉基礎特論Ⅳ	研究方法論C（質的データの分析）
		研究領域（SPA）		2	S P A特論ⅡA	社会福祉の人権と政策論
		研究領域（SPA）		2	S P A特論ⅢA	社会福祉の政策形成と立法論
		研究指導			社会福祉学研究指導ⅡA	社会福祉の人権と政策論
	秋 学 期	共通科目		2	社会福祉基礎特論Ⅱ	研究方法論A（史的データの分析）
		研究領域（SPA）		2	S P A特論ⅡB	社会福祉の人権と政策論
		研究領域（SPA）		2	S P A特論ⅢB	社会福祉の政策形成と立法論
		研究領域（SPA）		2	S P A特論ⅤB	貧困と社会的排除
	研究指導			社会福祉学研究指導ⅡB	社会福祉の人権と政策論	
2 年 次	春 学 期	共通科目		2	社会福祉実務演習A	インターンシップ※演習
		研究領域（SPA）		2	S P A特論ⅥA	高齢者の権利と政策論
		研究領域（SPA）		2	S P A特論ⅤA	貧困と社会的排除
		研究指導			社会福祉学研究指導ⅡA	社会福祉の人権と政策論
	秋 学 期	共通科目		2	社会福祉実務演習B	インターンシップ※演習
		研究領域（SPA）		2	S P A特論ⅣB	地域福祉活動・計画論
	研究領域（SPA）		2	S P A特論ⅥB	高齢者の権利と政策論	
	研究指導			社会福祉学研究指導ⅡB	社会福祉の人権と政策論	
修得単位数			小計	2	28	
			合計	30		

履修モデル2（ソーシャルワーク（SW）領域）

履修モデルの目的：

認知症高齢者や子どもの貧困問題など、バルネラブルな状態にあり支援を必要としている人びとの関係で、そうした支援が必要となっている要因と支援の方法について考えていく力を身につける。これらは、たとえば市町村の地域包括ケアにおける自立支援活動に携わるソーシャルワーカーに求められる能力である。

年次		科目区分	単位数		授業科目	授業内容	
			必修	選択			
1 年 次	春 学 期	共通科目	2		社会福祉基礎特論Ⅰ	研究基礎論	
		共通科目		2	社会福祉基礎特論Ⅲ	研究方法論 B（量的データの分析）	
		共通科目		2	社会福祉基礎特論Ⅳ	研究方法論 C（質的データの分析）	
		研究領域（SW）		2	SW特論Ⅰ A	ソーシャルワーク論	
		研究領域（SW）		2	SW特論Ⅳ A	権利擁護とソーシャルワーク論	
		研究指導			社会福祉学研究指導Ⅵ A	ソーシャルワーク論	
	秋 学 期	共通科目		2	社会福祉基礎特論Ⅱ	研究方法論 A（史的データの分析）	
		研究領域（SW）		2	SW特論Ⅰ B	ソーシャルワーク論	
		研究領域（SW）		2	SW特論Ⅳ B	権利擁護とソーシャルワーク論	
		研究領域（SW）		2	SW特論Ⅴ B	高齢者の福祉と支援論	
研究指導				社会福祉学研究指導Ⅵ B	ソーシャルワーク論		
2 年 次	春 学 期	共通科目		2	社会福祉実務演習 A	インターシップ ※演習	
		研究領域（SW）		2	SW特論Ⅱ A	子どもの権利と支援論	
		研究領域（SW）		2	SW特論Ⅴ A	高齢者の福祉と支援論	
		研究領域（SPA）		2	SPA 特論Ⅴ A	貧困と社会的排除	
		研究指導			社会福祉学研究指導Ⅵ A	ソーシャルワーク論	
	秋 学 期	共通科目		2	社会福祉実務演習 B	インターシップ ※演習	
研究領域（SW）			2	SW特論Ⅱ B	子どもの権利と支援論		
研究指導				社会福祉学研究指導Ⅵ B	ソーシャルワーク論		
修得単位数			小計	2	28		
			合計	30			

履修モデル3（ソーシャルポリシー・アドミニストレーション（SPA）領域）

履修モデルの目的：

社会福祉に関する研究・リサーチのための研究方法論（歴史研究、政策研究、アドミニストレーション研究、参加型アクションリサーチ、プログラム開発と評価等）を十分に踏まえた研究が行える能力とともに、社会福祉の普遍的な価値を追究する高度な研究成果を国内外に発信できる能力を習得させることを目的とする。

年次		科目区分	単位数	授業科目	授業内容
1 年 次	春学期	研究領域（SPA）	2	SPA 研究Ⅱ A	社会福祉の人権と政策研究
		研究領域（SPA）	2	SPA 研究Ⅲ A	社会福祉政策・立法研究
		研究指導		社会福祉学研究指導Ⅱ A	社会福祉の人権と政策研究
	秋学期	研究領域（SPA）	2	SPA 研究Ⅱ B	社会福祉の人権と政策研究
		研究領域（SPA）	2	SPA 研究Ⅲ B	社会福祉政策・立法研究
		研究指導		社会福祉学研究指導Ⅱ B	社会福祉の人権と政策研究
2 年 次	春学期	研究領域（SPA）	2	SPA 研究Ⅱ A	社会福祉の人権と政策研究
		研究指導		社会福祉学研究指導Ⅱ A	社会福祉の人権と政策研究
	秋学期	研究領域（SPA）	2	SPA 研究Ⅱ B	社会福祉の人権と政策研究
		研究指導		社会福祉学研究指導Ⅱ B	社会福祉の人権と政策研究
3 年 次	春学期	研究領域（SPA）	2	SPA 研究Ⅱ A	社会福祉の人権と政策研究
		研究指導		社会福祉学研究指導Ⅱ A	社会福祉の人権と政策研究
	秋学期	研究領域（SPA）	2	SPA 研究Ⅱ B	社会福祉の人権と政策研究
		研究指導科目		社会福祉学研究指導Ⅱ B	社会福祉の人権と政策研究
修得単位数			16		

履修モデル4（ソーシャルワーク（SW）領域）

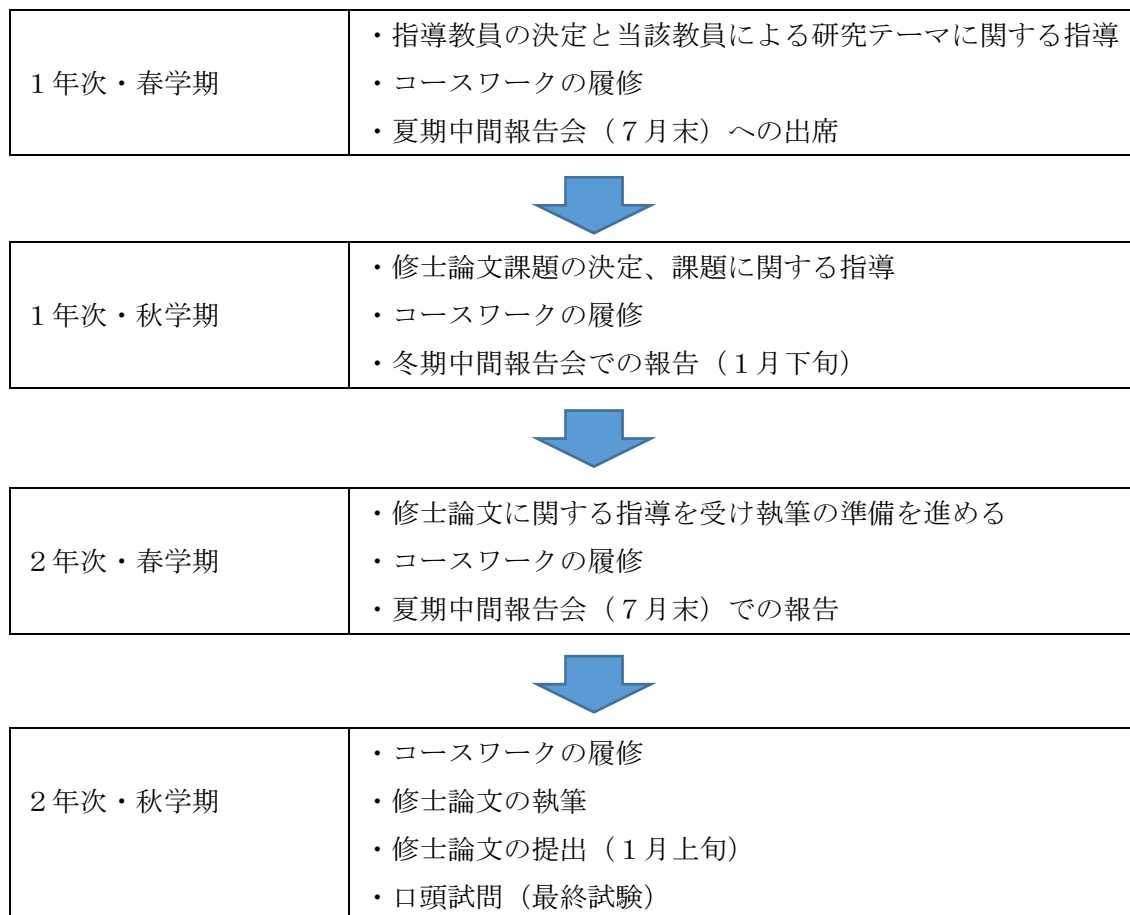
履修モデルの目的：

社会福祉に関する研究・リサーチのための研究方法論（ソーシャルワークの理論研究・実践研究、参加型アクションリサーチ、プログラム開発と評価等）を十分に踏まえた研究が行える能力とともに、社会福祉の普遍的な価値を追究する高度な研究成果を国内外に発信できる能力を習得させることを目的とする。

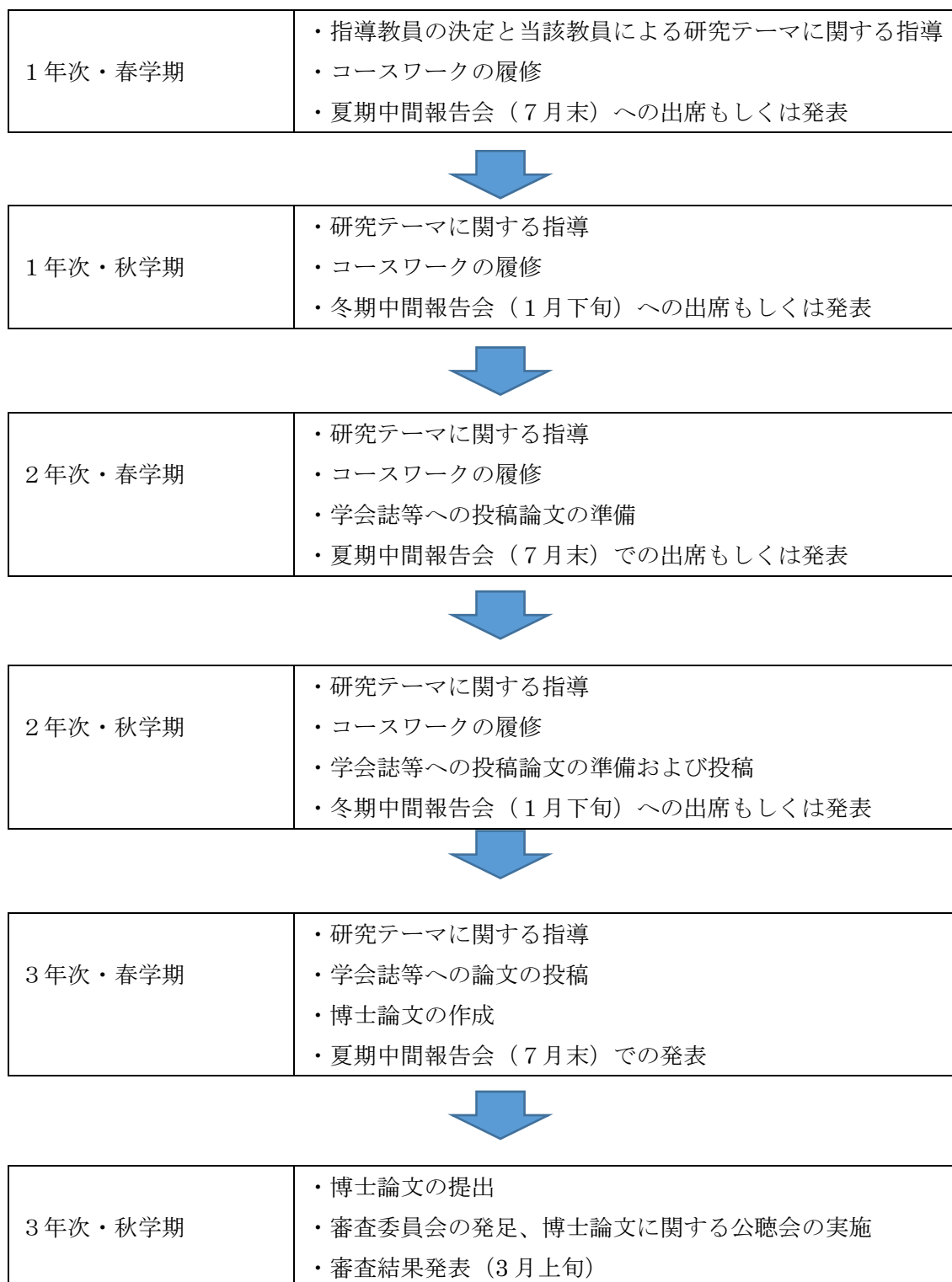
年次		科目区分	単位数	授業科目	授業内容
1 年 次	春学期	研究領域（SW）	2	SW 研究Ⅰ A	ソーシャルワーク研究
		研究領域（SW）	2	SW 研究Ⅱ A	子どもの権利と支援研究
		研究指導		社会福祉学研究指導ⅥA	ソーシャルワーク研究
	秋学期	研究領域（SW）	2	SW 研究Ⅰ B	ソーシャルワーク研究
		研究領域（SW）	2	SW 研究Ⅱ B	子どもの権利と支援研究
		研究指導		社会福祉学研究指導ⅥB	ソーシャルワーク研究
2 年 次	春学期	研究領域（SW） 研究指導	2	SW 研究Ⅰ A 社会福祉学研究指導ⅥA	ソーシャルワーク研究 ソーシャルワーク研究
	秋学期	研究領域（SW） 研究指導	2	SW 研究Ⅰ B 社会福祉学研究指導ⅥB	ソーシャルワーク研究 ソーシャルワーク研究
3 年 次	春学期	研究領域（SW） 研究指導	2	SW 研究Ⅰ A 社会福祉学研究指導ⅥA	ソーシャルワーク研究 ソーシャルワーク研究
	秋学期	研究領域（SW） 研究指導	2	SW 研究Ⅰ B 社会福祉学研究指導ⅥB	ソーシャルワーク研究 ソーシャルワーク研究
修得単位数			16		

修了までのスケジュール

博士前期課程



博士後期課程



第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「学校法人東洋大学行動規範」に基づき、東洋大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学及び研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学及び文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等を言う。

2 この規程において「研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずる。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費を言う。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学におけるすべての研究の最高管理責任者として、研究倫理の保持並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長の指名する副学長とする。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて、研究並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう全体を指導及び監督する責務を有する。

(研究倫理教育責任者)

第5条 各部局（大学院（専門職大学院を含む。）研究科、学部、研究所及び研究センター）の長は、研究倫理教育責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

2 研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、広く研究活動にかかわる者を対象に、求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育（以下、「研究倫理教育」という。）を確実、かつ定期的に実施する責務を負う。

3 研究倫理教育責任者は、学科、専攻、研究所及び研究センターの組織レベルで複数の研究倫理教育副責任者を任命することができる。

第2章 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

第6条 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の関連する法令、告示等（以下、「法令等」という。）及び学校法人東洋大学及び本学が定める関係規程等（以下、「本学関係規程」という。）を遵守しなければならない。

(研究者の姿勢)

第7条 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、各自の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。

3 研究者は、科学研究によって生み出される知の正確さ及び正当性を、科学的かつ客観的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に関与しなければならない。

4 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、習慣及び規律の理解に努めなければならない。

5 研究者は、生命倫理及び調査研究活動に関わる学問上の倫理、ハラスメントの禁止など社会的規範、その他法令等及び本学関係規程を遵守しなければならない。

6 研究者は、異なる分野の専門分野を尊重するとともに、相互に独立した対等の研究者として互い

に学問的立場を尊重しなければならない。

(研究活動における不正行為の防止)

第8条 研究者は、あらゆる研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に、研究及び調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

(研究費の取り扱い)

第9条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令等、本学関係規程、当該研究費の使用ルールを遵守しなければならない。

(研究組織の適切な管理)

第10条 研究者は、共同の研究者がいる場合には、当該研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重し、共同研究者、研究分担者、研究協力者等に対しては、誠意をもって接する。また学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不当に不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

2 研究者は、共同研究を行う場合は、個々の研究者等の役割分担及び責任を明確にしなければならない。また、複数の研究者による研究活動の全容を把握及び管理する立場にある代表研究者が研究活動及び研究成果の確認を行わなければならない。

3 研究者は、若手研究者等が自律した研究活動を遂行できるよう適切な支援、助言等の環境整備に努めるものとする。

4 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立及び維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組むと共に、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

(資料、情報、データ等の利用及び管理)

第11条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集しなければならない。

3 研究者は、当該研究のために収集及び採取又は作成した情報、データ等の関連する研究記録は、法令等又は本学関連規程に基づき適切に保管管理し、事後の検証が行えるよう管理しなければならない。

4 前項の記録は、要求があった場合には開示しなければならない。

5 第3項の保管及び管理する期間は、別に定める。

(インフォームド・コンセント)

第12条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずる。

(研究対象などの保護)

第13条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

2 動物等に対しては、法令等及び本学関連規程に基づき、真摯な態度でこれを扱う。

(研究成果等の適切な説明及び公表)

第14条 研究者は、研究成果の公表に際して、データ及び論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意するとともに、公正かつ適切な引用を行わなければならない。

2 公表に際して、オーサーシップ及び既発表の関連データの利用、著作権等について、各研究組織、研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

3 研究者は自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、それらが人間、社会及び環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を推定評価し、その結果を中立性及び客観性をもって公表する

と共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（個人情報の保護）

第15条 研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令等、本学関連規程に基づき適正な取り扱いを行わなければならない。

（機器、薬品及び材料の安全管理）

第16条 研究実験において研究装置、機器等及び薬品、材料等を用いるときは、法令等、本学関係規程を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

（審査の公正性）

第17条 研究者は、他人の研究論文等の査読、その他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

（利益相反への適切な対応）

第18条 研究者は、自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないよう、法令等、本学関係規程を遵守し、本学及び本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

第3章 本学の責務

（啓発活動）

第19条 本学は、本規程を学内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究活動、研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。

2 本学は、研究倫理教育責任者と協力し、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に務める。

（相談窓口）

第20条 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する。

（不正行為）

第21条 本学は、研究活動に関わる不正行為を防止するため必要な措置を講じる。

2 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

（東洋大学研究倫理委員会）

第22条 本学は、本規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、東洋大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

第4章 その他

（所管）

第23条 本規程に関する事務は、研究推進部研究推進課が取り扱う。

（改正）

第24条 この規程の改正は、学長が委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正 平成21年4月1日
平成26年8月1日

平成26年4月1日
平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動において、東洋大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に定める事項の遵守を促し、研究活動における倫理規範の確立に努めるとともに、不正行為に対する措置等について定め、不正行為を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定める。

- (1) 研究者 本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。
- (2) 対象研究者 前号の研究者のうち第5条の規定により不正を告発又は情報提供に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）された者及び第8条第2項の規定により予備調査の対象になった者をいう。
- (3) 不正行為 研究活動において、次に掲げる行為をいう。
 - ア 論文作成（含む著作権等）及び結果報告におけるデータ、情報、調査等の捏造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）
 - イ 学内外から得た研究費の不正使用、不正受給及びこれに関する証拠隠滅又は調査妨害
 - ウ 研究成果の二重投稿、不適切なオーサiership等及びこれに関する証拠隠滅及び調査妨害

(研究倫理委員会の設置)

第3条 第1条の規定に基づき、不正行為に対処するために東洋大学研究倫理委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

2 本委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 学長の指名する副学長 1名
 - (2) 研究推進部長
 - (3) 学部長から2名
 - (4) 大学院研究科長から1名
 - (5) 学長が指名する法律の知識を有する専任教員 1名
 - (6) 学長が指名する外部有識者 若干名
- 3 前項に定めるもののほか、本委員会が必要と認める場合には、理事長が指名する常務理事1名を構成員に加えることができる。
- 4 第2項第3号の委員は、学部長の互選とする。
- 5 第2項第4号の委員は、大学院研究科長の互選とする。
- 6 第2項第5号及び第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本委員会の運営)

第4条 本委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前条第2項第1号の委員をもって充てる。
- 3 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長の指名による。
- 4 本委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 5 議決に当たっては、出席委員の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(不正行為に関する通報等)

第5条 研究者の不正行為に関する通報等を行うことができる者（以下「通報者等」という。）の範囲及びその取扱いについては、学校法人東洋大学公益通報に関する規則（以下「公益通報規則」という。）第2条及び第3条に準ずる。

- 2 通報者等は、不正行為を発見したとき又は不正行為の存在を思料するにいたったときは、原則として頭名による通報・相談受付シート（別紙様式第1）をもって、第22条に規定する窓口に通報等を行うことができる。
- 3 匿名による通報等又は相談があった場合は、信ずるに足りる相当の理由、証拠等のある場合を除き、調査対象として受理しない。
- 4 通報等があった場合で、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、第13条に基づき、調査機関に該当する研究・配分機関に当該通報等を回付する。回付された研究・配分機関は当該研究・配分機関に通報等があったものとして当該通報等を取り扱う。
- 5 前項に加え、ほかにも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、通報等を受けた研究・配分機関は該当する研究・配分機関に当該通報等について通知する。
- 6 書面による通報等など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者等が知り得ない方法による通報等がなされた場合は、通報者等（匿名除く）に通報等を受け付けたことを通知する。
- 7 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 8 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認められたときは、対象研究者に警告を行うものとする。ただし、対象研究者が本学に所属していない場合は、対象研究者の所属する研究機関に事案を回付することができる。本学に所属しない対象研究者に対して本学が警告を行った場合は、対象研究者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。
- 9 報道や会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。
- 10 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されており、不正行為を行ったとする研究者及びグループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、不正行為に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。

（専門委員）

第6条 本委員会は、予備調査及び本調査において活動の適正化を確保するために、その専門分野に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、本委員会の意見を聞いて委員長が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員長の求めに応じて、本委員会に出席し意見を述べるることができる。
- 4 その他、専門委員について必要な事項は、その都度本委員会において別に定める。

（守秘義務）

第7条 本委員会の委員、専門委員並びに通報者等を含む関係者は、本規程に基づく不正行為の通報等及び調査により知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

- 2 調査事案が漏えいした場合、通報者等及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者等又は対象研究者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

（調査委員会）

第8条 調査委員会は、次の構成員により実施する。

- (1) 委員長が指名する本委員会の委員 2名以上
 - (2) 委員長が指名する専門委員 2名以上
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 前項の構成員は、半数以上を外部有識者で構成することとし、通報者等及び対象研究者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 第1項第1号及び第2号の構成員の中から、委員長の指名する者を責任者に充てる。
 - 4 調査委員会は本委員会より命じられた予備調査及び本調査等を行うものとする。

（予備調査）

- 第9条 第5条に基づき、通報等があった場合、学長は、7日以内に内容の合理性を確認し、予備調査の要否を判断しなければならない。
- 2 学長が必要と認めた場合には、学長は委員長に速やかに予備調査を実施するよう命じる。
 - 3 委員長は、学長から命じられた日から14日以内に本委員会を招集し、速やかに予備調査を実施する。
 - 4 予備調査の実施判断がなされた場合は、実施判断がなされた日から20日以内に通報者等（匿名除く）に対して予備調査実施について通知する。
 - 5 報道、会計検査院等の外部機関の指摘により、不正の疑いが生じた場合も通報等と同様の取扱いとし、学長が必要と認めた場合は、委員長に予備調査の実施を命じることができる。
 - 6 公的研究費に係る予備調査の実施が決定した場合は、通報等があった日から30日以内に予備調査を実施することを当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、協議しなければならない。
 - 7 予備調査は、通報等の内容の合理性、調査可能性等について調査を行う。
 - 8 予備調査においては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関係資料等の調査
 - (2) その他、予備調査に必要な事項
 - 9 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。
 - 10 本委員会は、本調査実施の要否について、通報等のあった日から30日以内に判断しなければならない。
 - 11 予備調査の結果については、文書にまとめて、責任者から委員長に報告する。
 - 12 予備調査の結果、本調査にいたらなかった場合、委員長はその結果及び理由を学長に報告する。
また、通報者等にも同様に報告することとし、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び通報者等の求めに応じて開示する。
 - 13 予備調査に必要な事項は、別に定める。
(本調査)
- 第10条 委員長は、前条の予備調査において不正行為が存在する若しくは存在の疑いがあると思料する場合には、調査結果を文書にまとめ速やかに学長へ報告する。
- 2 学長は、報告を受け不正行為が存在する疑いがあると判断した場合には、速やかに委員長に本調査を実施するよう命じるとともに、理事長に本調査実施までの経過を報告する。
 - 3 本委員会は、本調査の実施が決定した場合、通報者等及び対象研究者に対し、速やかに本調査の実施を通知し、調査への協力を求める。通報者等及び対象研究者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても本調査の実施を通知する。
 - 4 本調査の実施が決定した場合は、決定した日から30日以内に本調査を開始する。
 - 5 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合は、速やかに、調査方針、調査方法等について当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、協議しなければならない。
 - 6 本調査においては、調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 対象研究者及びその関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) 取引先業者からの事情聴取及び関係資料等の調査
 - (4) 対象研究者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止
 - (5) その他、調査に必要な事項
 - 7 調査委員会の本調査に当たって、通報者等及び対象研究者並びにその関係者は誠実に協力しなければならない。
 - 8 調査委員会から関係資料等の提出を求められた場合は、対象研究者及びその関係者は、これに応じなければならない。
 - 9 関係資料等の隠滅、廃棄等が行われる恐れがあると調査委員会が判断した場合は、関係する研究室等の一時閉鎖並びに実験、解析等に係る設備、装置、機器及び資料の保全を行うことができる。
これらの措置に影響しない範囲内であれば、研究対象者の研究活動を制限しない。
 - 10 一時閉鎖又は保全を行う場合は、事前に理事長、学長、対象研究者及びその関係者が所属する学部及び大学院の学部長、学科長及び所属長（以下「所属長」という。）の承諾を得るとともに、所

属長が指名する教授2名の立ち会いを必要とする。

- 11 対象研究者は、事情聴取に際して、意見の陳述又は弁明を行うことができる。対象研究者が意見の陳述又は弁明するにあたって、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと及び論文等もそれに基づき執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。また、研究費の使用においては、会計処理基準等に則り適切に処理したことを、法的根拠（取扱い要領等を含む。）に基づき説明しなければならない。
- 12 前号の意見の陳述及び弁明については、対象研究者本人が行うものとするが、付添人（弁護士に限るものとし、発言は認められない。）の同席を認めることができる。
- 13 調査委員会が必要と認める場合又は対象研究者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、再現実験の機会を確保する。その際は、調査委員会の指導及び監督の下に行う。
- 14 本調査の対象には、通報等があった事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した研究対象者のほかの研究活動も含めることができる。
- 15 通報等があった事案の調査に当たっては、通報者等が了承したときを除き、調査関係者以外の者や対象研究者に通報者等が特定されないよう周到に配慮する。
- 16 不正行為が特定不正行為に当たる場合は、通報等があった事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- 17 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき事項が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

（異議申立て）

第11条 本調査に当たっては、調査委員の氏名や所属を通報者等及び対象研究者に示さなければならない。これに対し、通報者等及び対象研究者は、示された日から7日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、本委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者等及び対象研究者に通知する。

（調査手続、方法等の公表）

第12条 不正行為の疑惑が生じた際の調査手続、方法等について、本学のウェブページに掲載し、学内外に公表する。

（不正行為の通報等に係る事案の調査及び調査を行う機関）

第13条 本学に所属する研究者に係る特定不正行為の通報等があった場合、原則として、本学が通報等のあった事案の調査を行う。

- 2 どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設及び設備を使用して研究する研究者についても前項に準ずる。
- 3 対象研究者が複数の研究機関に所属する場合、原則として対象研究者が通報のあった事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 4 対象研究者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る通報等があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で通報等があった事案の調査を行う。
- 5 対象研究者が、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、通報等があった事案の調査を行う。対象研究者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、通報等があった事案の調査を行う。
- 6 前各項までによって、通報等があった事案の調査を行うこととなった場合は、対象研究者が本学に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- 7 対象研究者が、調査開始のとき及び通報等があった事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき調査機関による調査の

実施が極めて困難であると、通報等があった事案に係る配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力する。

- 8 他の機関、学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第7条、第9条、第10条、第13条から第16条及び第20条は委託された機関、調査に協力する機関等の調査等に準用される。

（調査結果の認定）

第14条 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著書の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であっても、調査を通じて通報等があった事案が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、通報者等に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 前2項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに本委員会に報告し、その報告を受け、委員長は学長に報告する。

- 4 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者の所属する機関は、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

- 5 調査委員会は、第10条第11項により対象研究者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

- 6 調査委員会は、対象研究者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実、故意性等から証拠の証明力を判断することとする。なお、対象研究者の自認を唯一の根拠として不正行為と認定することはできない。

- 7 不正行為に関する証拠が提出された場合には、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。

- 8 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、対象研究者が本来存在するべき基本的な要素（以下「基本的な要素」という。）の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合、前項と同様の扱いとする。ただし、対象研究者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

- 9 基本的な要素の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び対象研究者が所属する、又は通報等に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合、前項と同様の扱いとする。

- 10 第10条第11項による説明責任の程度及び前項に定める基本的要素については、研究分野の特性に応じ、本委員会が判断する。

（調査結果の通知及び報告書の作成）

第15条 本委員会は、調査委員会の報告を受け、本調査実施日から150日以内に報告書を作成する。ただし、不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要とする場合は、その限りではない。

- 2 本委員会は、調査結果を速やかに通報者等及び対象研究者並びに対象研究者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知する。対象研究者又は対象研究者以外で不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 3 本委員会は、不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。

- 4 第1項及び前項における調査結果の報告に記載する事項は、別に定める。

- 5 通報等が悪意に基づくものと認定された場合、本委員会は通報者等の所属機関に通知する。

- 6 不正行為の存在を確認した場合、東洋大学研究倫理規程第3条から第5条及び東洋大学公的研究費及び管理規程第3条から第6条において定める各責任者（以下「責任者等」という。）の管理監

督の責任が十分に果たされていたかを調査する。

- 7 前項の責任者等の管理監督責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いたと判断された場合は、その旨を報告書に記載する。
- 8 委員長は、報告書を作成し学長に報告する。
- 9 学長は、前項の報告書を受け理事長に報告する。
- 10 理事長は、前項の報告により不正行為の存在が確認された場合及び通報者等が悪意に基づく通報等を行ったと認定された場合は、速やかに東洋大学懲戒委員会を設置する。
- 11 理事長は、第9項の報告により取引先業者の不正行為の存在が確認された場合は、速やかに学校法人東洋大学調達規程に基づき、取引先業者を処分する。
- 12 本委員会は、本調査の結果、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(不服申し立て及び再調査)

第16条 不正行為と認定された対象研究者及び責任を果たしていないとされた責任者等は、調査結果の報告を受けた日から7日以内に、本委員会に不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された通報者等は、その認定について、前項と同様に不服申し立てをすることができる。
- 3 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、本委員会は調査委員を交代させ、若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、本委員会が当該不服申し立てについて、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る研究対象者による不服申し立てについて、調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を実施するか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと判断した場合には、直ちに本委員会に報告する。
- 5 本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。このとき、当該不服申し立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、本委員会は以後の不服申し立てを受け付けないことができる。
- 6 第1項の不服申し立てについて、再調査の実施が決定した場合には、本委員会は調査委員会に再調査を命じることとし、調査委員会は対象研究者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めることができる。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに本委員会に報告する。
- 7 前項について、本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。
- 8 本委員会は、対象研究者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、通報者等に通知する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 9 調査委員会が再調査を開始した場合は、不服申し立てを受けた日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに本委員会に報告し、本委員会は当該結果を通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
- 10 第2項による不服申し立てがあった場合、本委員会は、通報者等が所属する機関及び研究対象者に通知する。
- 11 前項の不服申し立てについては、調査委員会は不服申し立てを受けた日から30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに本委員会に報告する。また、本委員会は、当該結果を直ちに通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
- 12 本委員会は、第8項から第11項において不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(通報者等及び調査協力者並びに対象研究者の保護)

第17条 通報者等及び調査協力者に対しては、通報等を理由として不利益を受けないように、十分に配慮を行う。

- 2 対象研究者に対しては、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって不利益な取

扱いをしてはならない。

(通報者等の禁止事項)

第18条 通報者等は、不正の利益を得る目的、大学又は大学研究者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。この場合に、通報者等は処分等の対象となる。

(公的研究費に係る不正に対する配分機関等及び文部科学省への調査結果の報告)

第19条 通報等があった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費の管理、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に提出しなければならない。

2 不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要とし、調査が終了していない場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に途中経過を報告し、調査が終了し次第、速やかに最終報告書を提出する。

(調査結果の公表)

第20条 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合において、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容については、次の各号に定めるところによる。ただし、合理的な理由がある場合は、第1号を非公表とすることができる。

(1) 不正に関与した者の氏名及び所属

(2) 不正の内容

(3) 公表時までに行った措置の内容

(4) 調査委員の氏名及び所属

(5) 調査の方法、手順等

2 本委員会は、不正が行われなかったとの認定があった場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合、論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

3 悪意に基づく通報等の認定があったときは、調査結果を公表する。

(啓発活動)

第21条 本委員会は、責任者等と協力して、不正行為の防止及び研究倫理の啓発のために、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

2 本委員会は、研究倫理教育責任者等と協力して、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に努める。

3 悪意に基づく通報等を防止するため、通報等は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、通報等には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、通報者等には調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく通報等であったことが判明した場合は、氏名の公表や処分等の対象となることを学内外にあらかじめ周知する。

(不正行為に関する通報及び相談窓口の設置)

第22条 本委員会は、不正行為に関する通報等に対応するため、大学の学内と学外に窓口を設置する。

2 学内窓口は、学長室長とし、学外窓口は、外部の専門機関に委託する。

3 学内外に関わらず、不正行為に関する通報等があった場合は、学長室長は、速やかに学長へ報告する。

4 通報及び相談窓口の責任者は、統括管理責任者とする。

(庶務)

第23条 本委員会の庶務は、研究推進部研究推進課が行う。

(改正)

第24条 この規程の改正は、学長が本委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成19年2月23日から施行する。

附 則 (平成21年規程第13号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第58号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第133号）

この規程は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年規程第57号）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式（省略）

改正 平成21年4月1日

平成26年8月1日

平成27年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に定める事項を遵守し、東洋大学（以下「本学」という。）における公的研究費を適正に運営及び管理することを目的とする、東洋大学公的研究費運営及び管理規程（以下「本規程」という。）を定める。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 研究者 本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。

第2章 責任体制及び職務権限の明確化

(最高管理責任者)

第3条 学長は、最高管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、最終的な責任を負う。

(統括管理責任者)

第4条 公的研究費管理及び運営担当副学長は、統括管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、全体を総括する実質的な権限を有しその責任を負う。

- 2 統括管理責任者は、公的研究費の運営及び管理の基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各部局（大学院（専門職大学院を含む。）研究科、学部、研究所及び研究センター）の長は、コンプライアンス推進責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、学科、専攻、研究所及び研究センターの組織レベルで複数のコンプライアンス副責任者を任命することができる。
- 4 研究推進部長は、運営担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。
- 5 経理部長は、経費担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

(運営及び経費担当者)

第6条 各キャンパス（白山、川越、板倉、朝霞）内の関係事務局部長は、運営及び経費担当者として、コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き、予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

第3章 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

(ルール of 明確化及び統一化)

第7条 本学では本規程のもと、公的研究費を全学的な統一したルールで適正に運営及び管理する。

- 2 適正な運営及び管理体制を保持する観点から、本規程の見直しを定期的に行う。
- 3 ルールの明確化及び統一化の周知徹底を図るために、教職員対象の説明会を実施する。

(関係者の意識向上)

第8条 研究活動規範に基づき、これを本学関係者全体に周知徹底することにより、一層の研究の使

命と公的財源の大切さを認識させる。

2 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての関係者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。

(1) 本学の規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

3 誓約書を提出しない者は、公的研究費への申請、運営及び管理を行うことができない。

(公的研究費の使用に関する相談窓口)

第9条 公的研究費の使用に関するルール及び事務手続きに関する相談窓口を研究推進部研究推進課に設置する。

2 相談窓口の責任者は、研究推進部長とする。

第4章 不正防止計画の推進

(不正防止計画推進委員会)

第10条 本学は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止するよう努める。

2 前項に掲げる事項を達成するために、東洋大学公的研究費不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) 学長が指名する部局責任者 3名

(3) 研究推進部長

(4) 経理部長

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、統括管理責任者とする。

(委員会の事務)

第12条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課及び経理部経理課が行う。

(不正防止計画推進部署)

第13条 不正防止計画の推進を担当する部署は、研究推進部研究推進課とする。

2 不正防止計画推進部署は、研究機関全体の観点から、具体的な対策を策定し、実施状況を確認する。

第5章 研究費の適正な運営及び管理活動

(適正な運営及び管理)

第14条 本学は、法令及び本学の諸規程を遵守し、不正防止計画に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理に努める。

2 物品等の調達、研究者の出張及び非常勤雇用者の管理については、次のとおり取り扱う。

(1) 公的研究費により物品等（機器備品、消耗品、書籍等）を調達する場合、学校法人東洋大学調達規程（以下「調達規程」という。）及び関係規程に基づき、発注及び検収を行う。

(2) 研究者が出張する場合は、東洋大学教職員旅費規程及び関係規程に基づき適正に処理する。

(3) 非常勤雇用者は、当該公的研究費に係る業務に従事させ、その勤務実態を適切に把握する。

(取引業者)

第15条 取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のある牽制体制を構築し管理する。

2 本学の不正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底し、取引業者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。

(1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 内部監査等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 本学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には本学に通報すること。

- 3 誓約書を提出しない取引業者とは、原則として公的研究費に関わる取引を行うことができない。
(取引停止)
- 第16条 不正な取引に関与した業者については、調達規程に基づき、一定期間の取引停止又は以後の取引を停止する。
- 第6章 モニタリング
(日常的モニタリング)
- 第17条 公的研究費の適正な運営及び管理を徹底するため、関係する研究者及び事務職員により、日常的なモニタリングを実施し、不正が発生しないよう予防する。
(内部監査室)
- 第18条 内部監査室は、本規程の目的を達成するため、学校法人内部監査規程に基づく監査を次の各号に定めるところにより行う。
- (1) 本学の公的研究費の運営、管理体制の整備及び運営状況、並びに法令及び本学諸規程の遵守状況等に関わる独立的なモニタリングの実施。
 - (2) 不正発生要因を分析し、不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査の実施。
- (監事及び会計監査人との連携)
- 第19条 内部監査室は、内部監査の実施に際し、監事及び会計監査人と連携し、実効性のあるモニタリング及びリスクアプローチ監査に努める。
- 第7章 その他
(公的研究費運営及び管理体制の公表)
- 第20条 公的研究費を適正に運営及び管理する体制を、本学のウェブページに掲載し学内外に公表する。公表する内容については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 東洋大学公的研究費運営及び管理規程
 - (2) 東洋大学研究倫理規程
 - (3) 東洋大学研究倫理委員会規程
 - (4) 公的研究費不正防止計画
 - (5) 公的研究費執行要領
- (改正)
- 第21条 この規程の改正は、学長が委員会の意見を聴いて行う。
- 附 則
この規程は、平成19年11月12日から施行する。
- 附 則 (平成21年規程第12号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成26年規程第132号)
この規程は、平成26年8月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年規程第58号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

東洋大学社会福祉学研究科研究等倫理委員会内規

(目的)

第1条 本内規は東洋大学大学院社会福祉学研究科（以下「本研究科」という。）において、研究遂行の重要性と学問の自由を踏まえつつ、教員並びに大学院生等（以下「研究者」という）による人又は動物を対象とした調査研究及び実験研究について、倫理的並びに科学的観点から遵守すべき事項を定めることにより、適切な研究を推進することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、社会福祉学研究科研究等倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置き、本研究科の研究者から申請のあった研究等の内容について、審査及び判定する。

(構成及び任期)

第3条 委員会は、次号に掲げる者につき本研究科長（以下、「研究科長」という。）が委嘱する委員で組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 専攻長
- (3) 研究科長が必要と認めた者

2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合には補充し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

3 会議は委員長が招集し、その議長となる。

4 委員会は、委員の3分の2の出席により成立する。また、委任状は出席数に算入する。

5 委員会が必要と認めたときは、研究等の申請を行った者（以下「申請者」という。）並びに委員以外の者の出席を求め、実施計画に関する説明又は意見を求めることができる。

6 申請者が委員のときには、委員会の当該審査に加わることはできない。

(審査の手続き)

第5条 申請者は、調査及び実験研究の実施計画について委員会による審査が必要と判断した場合、審査手続きに従って人を対象とした研究等倫理審査申請書（別紙様式第1－1号及び第1－2号）、又は動物を対象とした研究等倫理審査申請書（別紙様式第2－1号及び第2－2号）（以下、「申請書」という。）を研究科長に提出しなければならない。

(審査及び判定)

第6条

人を対象とした調査及び実験研究の場合、申請内容を審査するに当たって、倫理的及び社会的な観点に加え、次の各号に掲げる事項について特に留意して審査を行わなくてはならない。

- (1) 研究等の対象となる個人及び家族等の関係者に対する人権の擁護並びに個人情報の保護
- (2) 研究等の対象となる個人及びその家族等の関係者に対し、当該研究を行うことについて理解を求め、同意を得る方法
- (3) 研究等によって生じる個人及びその家族等の関係者に対する不利益並びに学術的あるいは社会的な貢献度についての予測

2 動物を対象とした実験研究の場合、倫理的及び社会的な観点に加え、動物福祉の観点から次の各号に掲げる事項について、特に留意して審査を行わなくてはならない。

- (1) 研究等の対象として動物を用いることの必要性
- (2) 実験の操作手順、特に手術、拘束、絶食、絶水、過激な運動、電気刺激等を用いる実験及び動物に疾患を発生させる実験においては、動物に無用な痛みや苦痛を与えない方法
- (3) 実験終了後の安楽死及び処理の方法

3 審査の判定は出席者全員の合意によるものとし、次の号に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 申請の内容変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(判定の通知)

第7条 委員長は、審議の結果を速やかに研究科長に報告しなければならない。

2 委員長は速やかに申請者に審査の結果を報告し、第6条第2項第1号及び第5号に該当する場合を除き、その理由を付さなければならない。

3 審査の経過及び判定結果は、5年間記録として保存するものとする。

(投稿論文への審査結果の明記)

第8条 審査の結果承認された申請者は、論文投稿時に次のような文章を記載することができる。

和文：本研究は社会福祉学研究科研究等倫理委員会の審査により承認された。

英文：This study was approved by Intramural Review Board for the research, Graduate School of Society Welfare, Toyo University.

(事務)

第9条 委員会に幹事を置き、庶務は大学院教務課が行う。

(細則)

第10条 この内規に定めるもののほか、施行に際して必要な事項は委員会が別に定める。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、本研究科委員会の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

①書類等の題名

資料 9 大学院生共同研究室フロア及び室内見取り図

②出典

東洋大学

③書類等の利用範囲

参考資料としてすべて

④その他、著作物等について加工している場合には、その加工に関する説明

図表の社会福祉学研究科共同研究室部分については、赤枠に囲んだ。

部屋名称についても赤色の下線をひいた。

基礎となる学部との関係

大学院

ソーシャルワーク(SW) 社会福祉の政策と制度運営(SPA)

社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程

ソーシャルワーク(SW) 社会福祉の政策と制度運営(SPA)

社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程

学部

<ソーシャルワーク> <社会貢献> <社会福祉の制度政策>

社会学部社会福祉学科

